

明和町立地適正化計画

令和8年4月



目次

第1章 はじめに.....	1
1-1. 立地適正化計画について.....	1
1-2. 明和町の地勢	4
1-3. 本計画との関連	6
第2章 課題の分析.....	7
2-1. 明和町の現状	7
2-2. 即地的評価	34
2-3. 解決すべき課題のとりまとめ.....	37
第3章 基本的な方針	42
3-1. 計画区域及び計画期間.....	42
3-2. まちづくりの方針	43
3-3. 骨格構造	45
3-4. 誘導方針	47
第4章 防災指針.....	51
4-1. 防災指針について.....	51
4-2. 災害リスクの分析及び課題の抽出	53
4-3. 防災に関する方針・施策.....	70
第5章 誘導区域及び誘導施設.....	74
5-1. 居住誘導区域.....	74
5-2. 都市機能誘導区域及び誘導施設	87
第6章 誘導施策.....	99
6-1. 居住誘導のための施策.....	99
6-2. 都市機能誘導のための施策.....	99
6-3. 社会基盤整備のための施策.....	100

目 次

6-4. 誘導区域外の施策	101
6-5. 届出制度	102
第7章 計画の実現に向けて.....	104
7-1. 計画達成の目標	104
7-2. 目標値の設定.....	105
7-3. 計画の進捗管理.....	108

第1章 はじめに

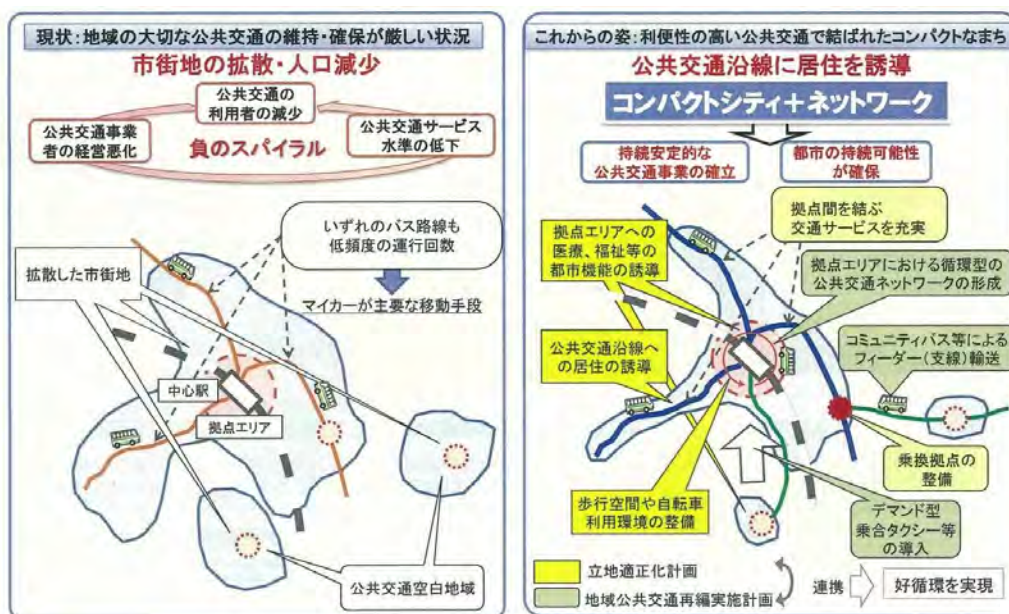
1-1. 立地適正化計画について

(1) 立地適正化計画の背景

多くの地方都市では、これまで人口の増加やモータリゼーションの進展を背景に市街地の拡散や拡大の一途をたどってきましたが、今後は急激な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれています。居住地が低密度化すれば、医療・福祉・商業等の生活サービス（都市機能）の提供が困難になるなど、日常生活の維持に影響を及ぼすことが考えられます。

このような中で、今後の都市づくりは、人口減少や少子高齢化を背景とし、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや若年層にも魅力的なまちにすること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることなどを推進していく必要があります。これらを実現するためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト＋ネットワーク』の考え方に基いて進めていく必要があります。

こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって都市づくりに取り組むため平成26(2014)年8月に都市再生特別措置法が改正され、居住や都市機能の緩やかな誘導など具体的な施策を推進するために「立地適正化計画」が制度化されました。



出典：国土交通省資料

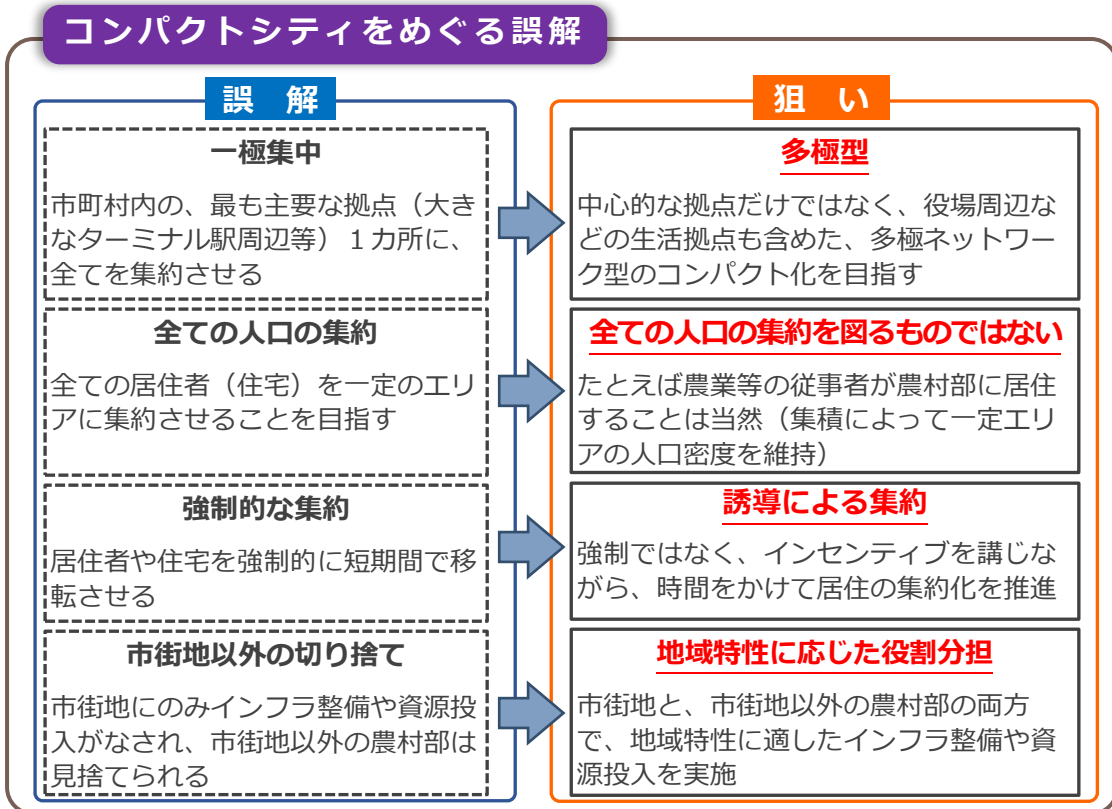
図 1-1 「コンパクト＋ネットワーク」のイメージ

(2) 明和町における立地適正化計画の意義

一般的に、人口減少と高齢化が進む中、従来のスプロール型開発では、生活サービスの維持が困難となり、住民の利便性や安全性が低下する恐れがあります。

明和町では、「コンパクトシティ+ネットワーク」の考え方にに基づき、「明和町立地適正化計画」を策定することとしました。町役場や駅周辺など、施設が既に数多く立地している地域、公共交通でアクセスしやすい地域に機能を集約することで、若者世代、子育て世代、高齢世代が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

「コンパクトシティ」の考え方は、単なる特定地域への集約ではなく、市街地以外の地域や地域資源の活用を尊重しながら役割分担を明確にするものです。また、防災の観点においても、災害リスクを減らし、防災インフラ整備や安全確保につながります。歴史や文化資源を活かしながら、持続可能で安心できる暮らしを守るため、「明和町立地適正化計画」は重要な役割を果たします。



資料：コンパクトシティの形成に向けて（国土交通省）を基に一部加工

(3) 立地適正化計画に定める事項

立地適正化計画では、次に掲げる事項を記載します。

【計画の対象区域】

都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を計画の対象区域とすることが基本となります。

【基本方針】

まちづくりの目標、目指すべき都市の将来像について定め、その実現のための主要課題を整理し、一定の人口密度の維持や、生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を定めます。

【防災指針】

都市における災害リスク分析と課題の抽出、防災・減災対策の取組内容等を示します。

【居住誘導区域】

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

【都市機能誘導区域】

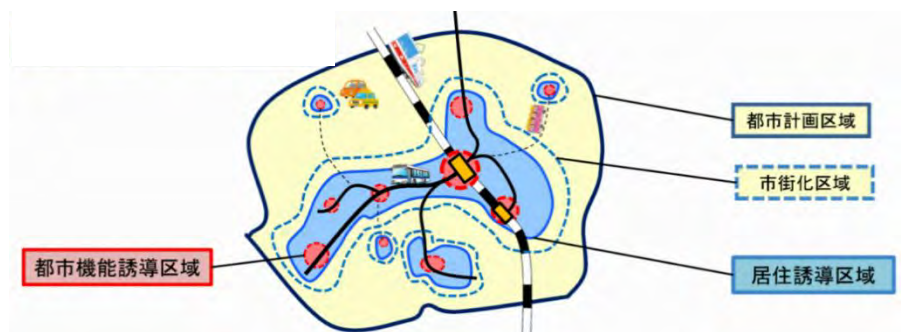
医療・福祉・商業等の都市機能を、都市の拠点に誘導して集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則として居住誘導区域内に定めます。

【誘導施設】

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を指し、当該区域に必要な施設を誘導施設として設定します。

【誘導施策】

居住や都市機能を誘導するための施策を設定します。



出典：立地適正化計画策定の手引き(国土交通省)

図 1-2 立地適正化計画制度のイメージ

1-2. 明和町の地勢

(1) 位置・地勢

三重県のほぼ中央部である伊勢平野の南部に位置し、東は大堀川を境として伊勢市に、西は松阪市、南は玉城町、多気町に接し、北は伊勢湾に面し、延長約 7.5km の海岸線を有しています。

南部の多気町、玉城町との境近くは標高 40～70m の丘陵地帯、中央部から北部にかけては平坦な平野であり、西から榎田川の分流である祓川、中央部を笹笛川、伊勢市との境を大堀川が南北に貫流し、伊勢湾に流れています。この河川に沿う地域は、水田地域であり、良質米の生産地域となっています。

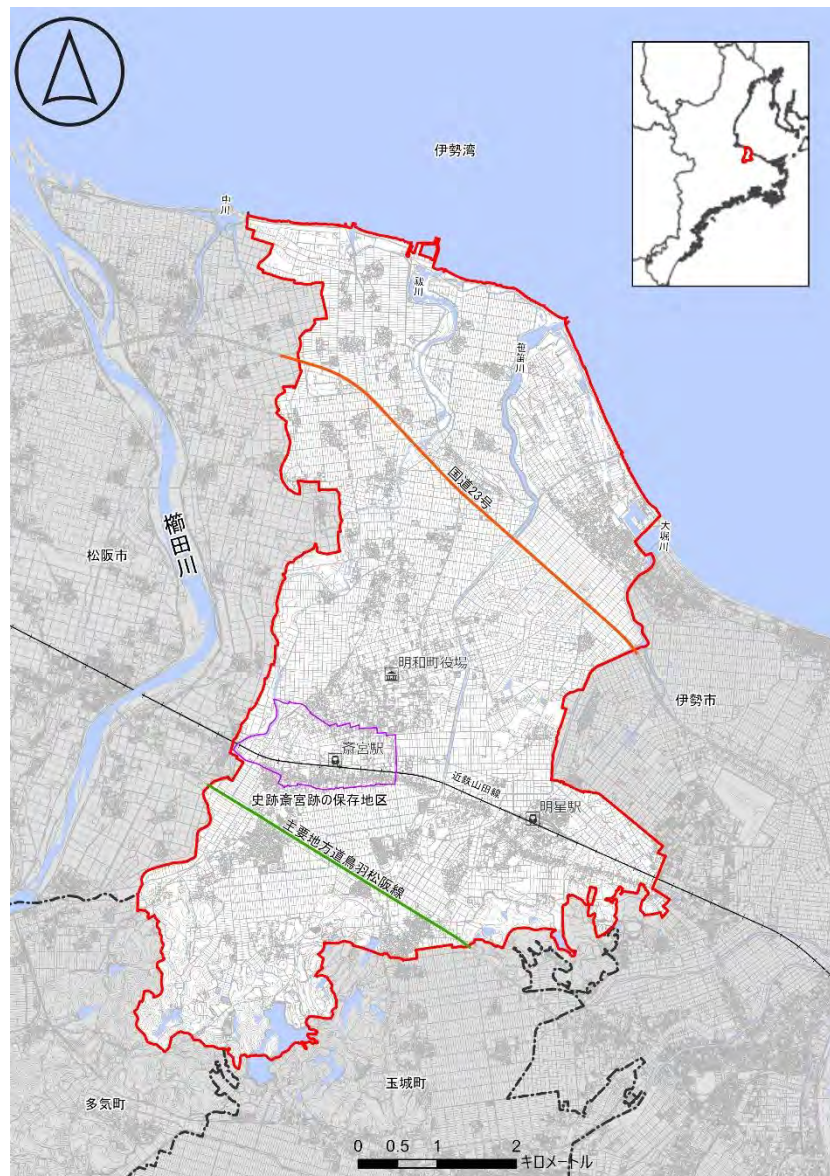


図 1-3 明和町の位置

(2) 沿革

明和町は伊勢神宮にゆかりのある土地で、その歴史は大変古く、7世紀後半、天武天皇の頃には伊勢神宮に仕えた齋王の暮らす地として齋宮ができ、中世に至るまでの間、三重県南部の産業・文化の中心地でした。

江戸時代には、齋宮村、竹川村、有爾中村、上野村、平尾村は「神領五箇村」とされ、伊勢神宮が直接支配する地域でした。その他の地域は、鳥羽藩、津藩、紀州藩など、多くの藩に分割して統治されていました。また、現在の町南部を通る伊勢街道は、お伊勢参りの人々で賑わい、当時は宿場町として、また伊勢平野の中心穀倉地帯として栄えました。

近代に入ると、明治22年（1889）の市町村制施行により、大淀村・下御糸村・上御糸村・齋宮村・明星村が成立しました。昭和30年（1955）には大淀町・下御糸村・上御糸村の3つの町村が合併して三和町に、齋宮村と明星村が合併して齋明村となりました。続く昭和33年（1958）にはこの2つの町村がさらに合併し、明和町が誕生しました。

また、近鉄線をはさんで南北約0.7km、東西約2kmの約137.1haに及ぶ国指定史跡「齋宮跡」があります（以下、国指定史跡齋宮跡については「史跡齋宮跡」という）。この「史跡齋宮跡」は、昭和54年（1979）3月27日に極めて貴重な文化遺産として国史跡に指定されました。



図 1-4 平安の杜（史跡齋宮跡内）

1-3. 本計画との関連

本計画は、「都市再生特別措置法第81条」に基づき、都市全体の観点から、居住機能や医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定するもので、三重県が定める三重県都市計画基本方針及びこれに基づき策定される明和都市計画区域マスタープラン等、明和町が定める「明和町総合計画」、「明和町都市計画マスタープラン」、「明和町地域公共交通計画」、「明和町国土強靱化地域計画」等の関連計画と整合を図ります。

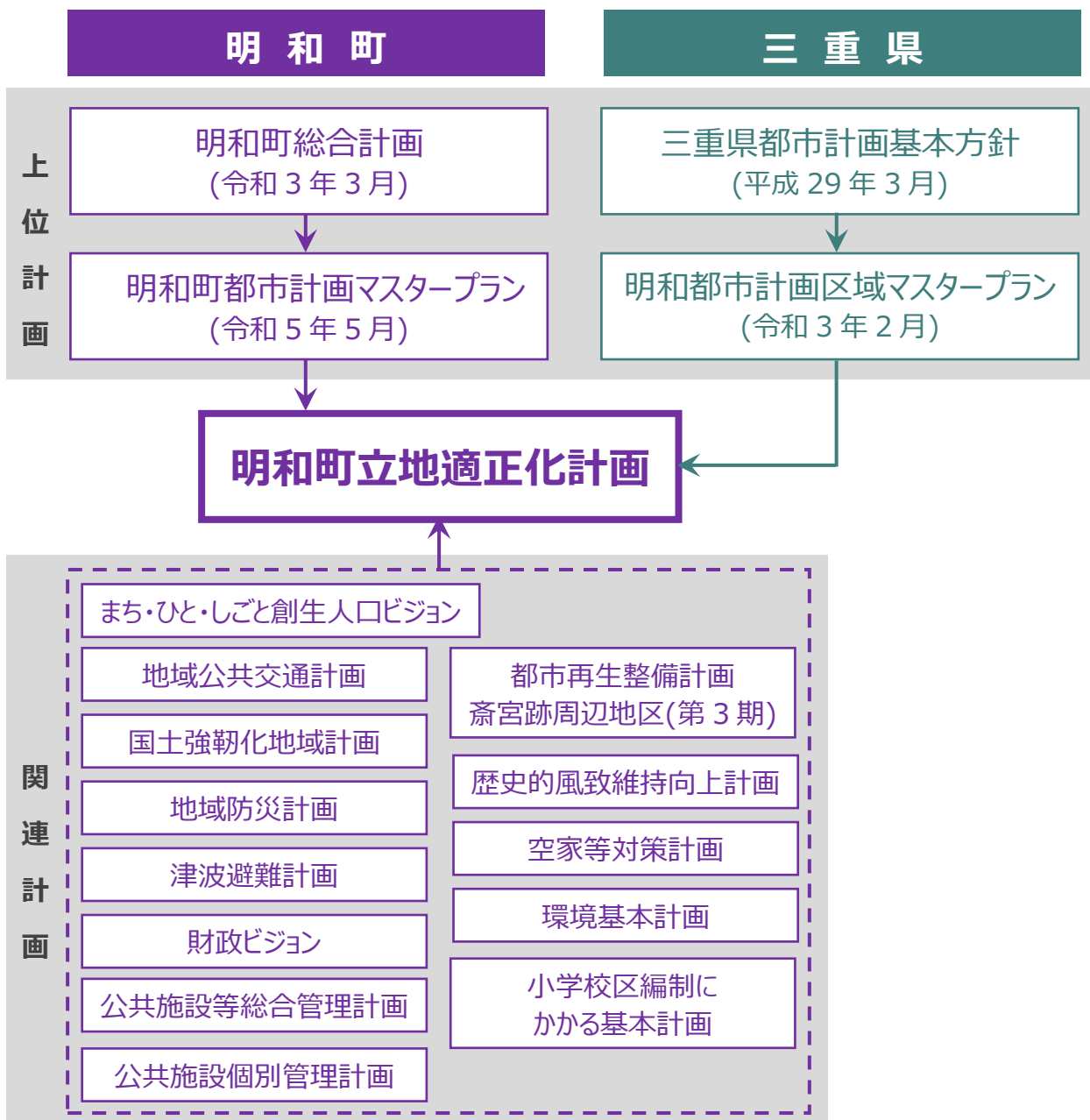


図 1-5 本計画と上位関連計画等の位置づけ

第2章 課題の分析

2-1. 明和町の現状

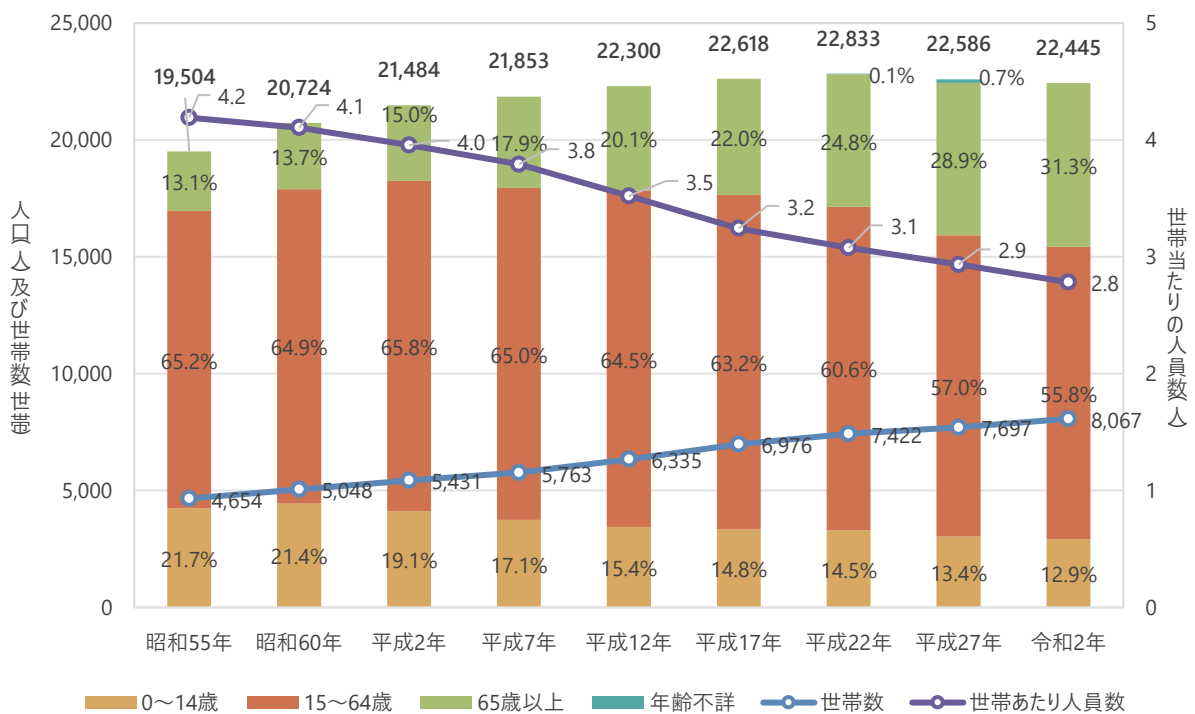
(1) 人口

1) 総人口・年齢別人口の推移

国勢調査による人口動向をみると、総人口は平成22(2010)年をピークに減少に転じ、令和2(2020)年は22,445人となっています。年齢3区分別の人口割合では、老年人口(65歳以上)が増加し続けており、令和2(2020)年には31.3%に達しています。

一方で生産年齢人口の15～64歳は、年々減少傾向にあり、令和2(2020)年には、全体の55.8%となっています。同様に、若年層人口の0～14歳も年々減少傾向にあります。

世帯数についてみると、年々増加傾向にあります。世帯当たりの人員数は、年々減少傾向にあります。



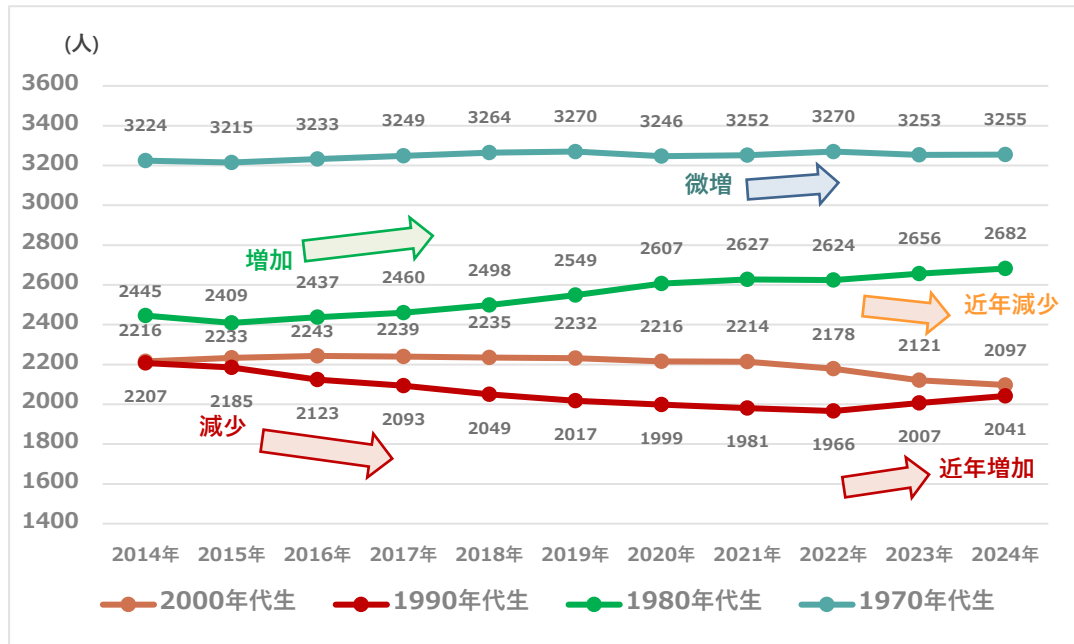
資料：令和2年国勢調査

図 2-1 明和町の人口推移

第2章 課題の分析

町民の生まれた年代に着目して人口動態を見ると、1980年代生まれ（現在36～46歳）の人口が増加傾向です。また、1990年代生まれ（現在26～36歳）の人口が2022年まで減少傾向から一転増加に転じています。

前後の年代の人口動態から判断して、進学や就職の世代が転出し、子育ての世代が転入していると考えられます。



資料：明和町住民基本台帳

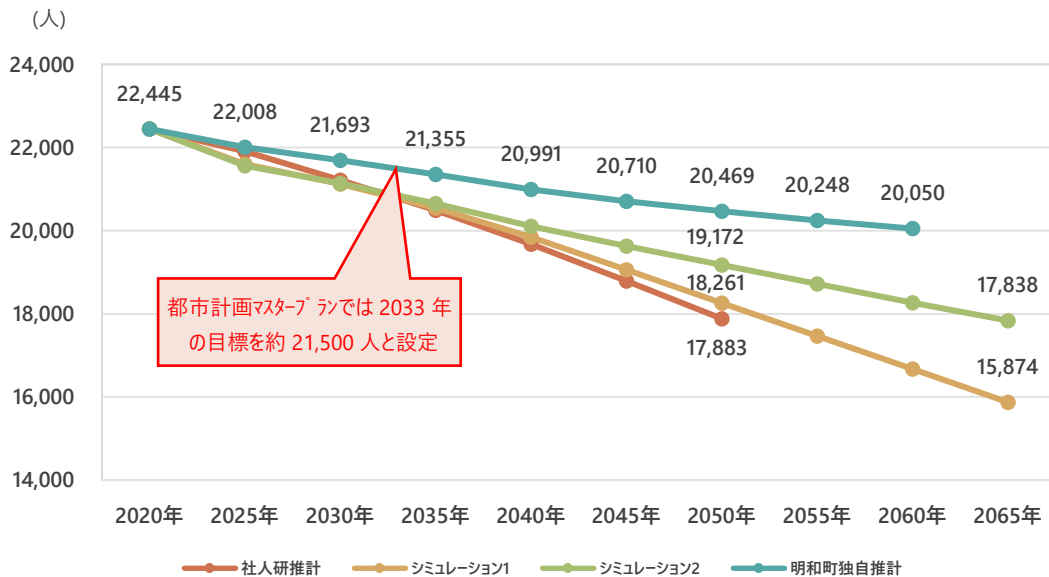
図 2-2 明和町の生年代別人口の推移

2) 将来人口の推計

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの総人口の将来推計によると、いずれの検証方法においても、今後も人口が減少していく見通しです。

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)による令和 5(2023)年の推計では、2040 年に 2 万人を下回り、2050 年の人口は、17,883 人と予想されています。将来人口の推計では、現在の傾向が継続すると想定した場合(シミュレーション 1)では、さらに少子高齢化が進行し、2040 年に総人口が 2 万人を下回ると推定されています。また、人口を長期的に一定に保てると推定した場合(シミュレーション 2)では、社人研推計及びシミュレーション 1 より、人口減少は緩やかで 2045 年に 2 万人を下回ると推定されています。明和町独自推計では、さらに人口減少は緩やかで、2060 年においても人口が 2 万人を上回るとしています。

明和町都市計画マスタープランでは、明和町独自推計に基づき、令和 15(2033)年の目標を約 21,500 人と設定しています。



資料：明和町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

図 2-3 人口の将来推計

表 2-1 人口の将来推計の検証方法

検証方法	自然増減	社会増減
社人研推計	現在の傾向が継続	現在の傾向が継続
シミュレーション 1	合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準)の 2.1 まで上昇	現在の傾向が継続
シミュレーション 2	合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準)の 2.1 まで上昇	人口移動が転入・転出数が同数となり、移動が 0 人
明和町独自推計	合計特殊出生率が人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準)の 2.1 まで上昇	毎年 70 人の社会増

第2章 課題の分析

国土技術政策総合研究所(以下、「国総研」という。)による将来人口・世帯予測ツール、国勢調査データを用いて、将来人口を算出しました。100mメッシュ単位の予測をもとに、令和2(2020)年を基準とした人口は、町の端の地域から徐々に人口が減少し、人口が集中している明和町役場などがある中心部に集中すると予測されています。

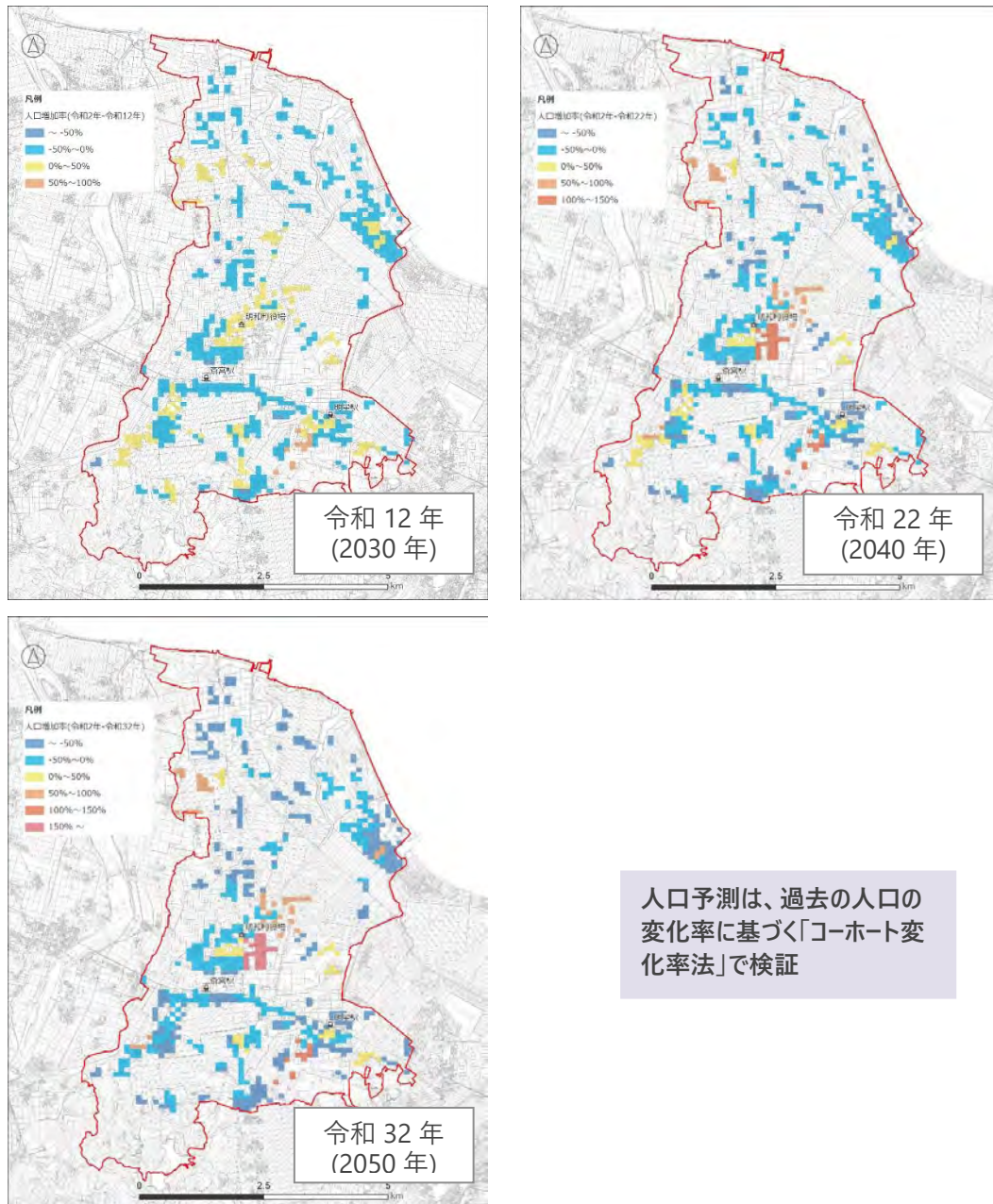
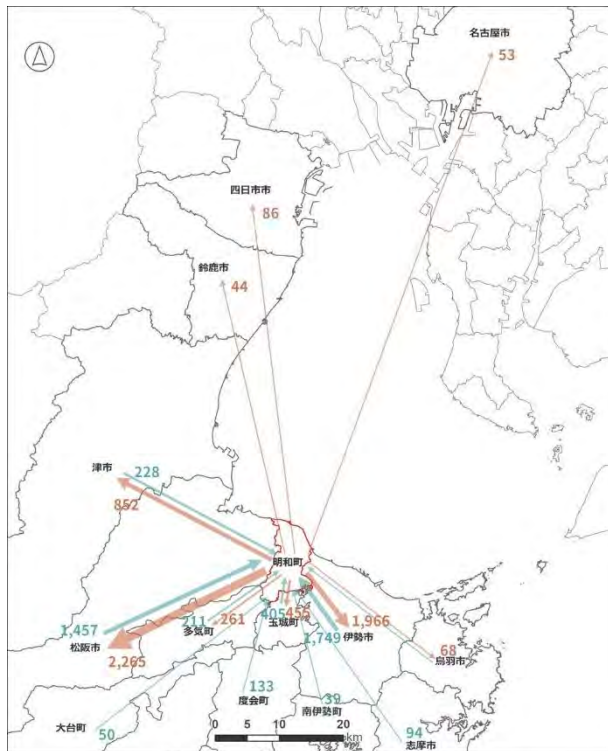


図 2-4 年代の将来人口の増加率

3) 通勤・通学の流動人口

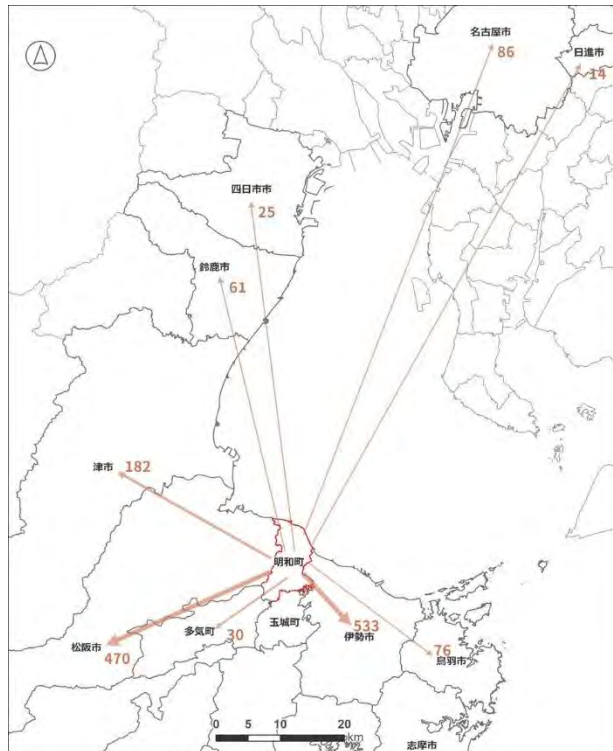
通勤流動において、流入・流出共に松阪市、伊勢市が多く、流出では、津市が次いで多いです。また、名古屋市といった県外への通勤も見られます。一方、流入では、伊勢志摩地域の市町からの流入が見てとれます。

通勤・通学流動においては、明和町内に高等学校が存在しないため、近隣の松阪市、伊勢市を中心に、一方的に流出が発生している状況です。



資料：令和2年度国勢調査

図 2-5 明和町における通勤の流入・流出人口



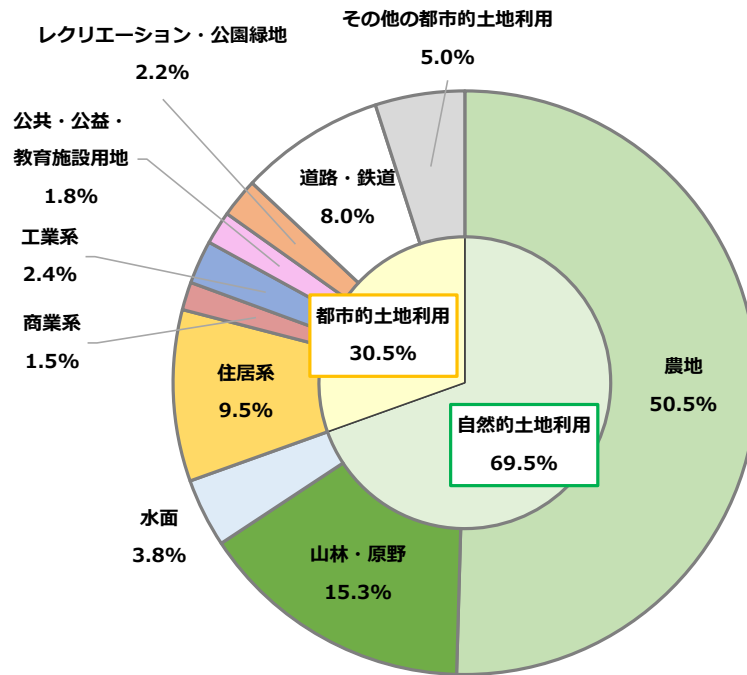
資料：令和2年度国勢調査

図 2-6 明和町における通学の流出人口

(2) 土地利用及び住居

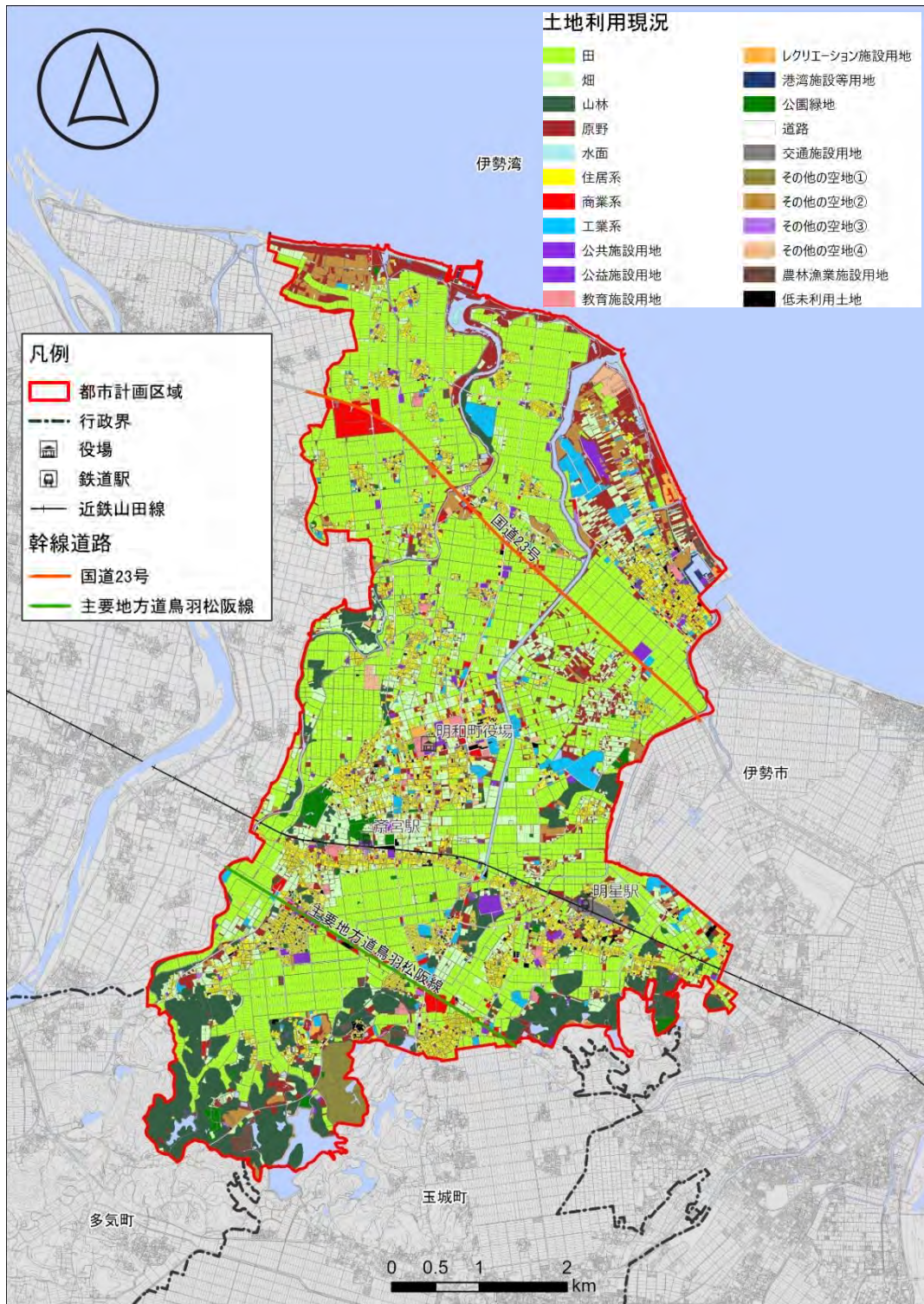
1) 土地利用現況

全地域の土地利用現況を見ると、農地を主とする自然的土地利用が約 70%、住居などの都市的土地利用が約 30%を占めており、自然豊かな都市であるといえます。店舗などの商業系土地利用は、一般国道 23 号や主要地方道鳥羽松阪線沿道に集中しています。



出典：令和 6 年度都市計画基礎調査

図 2-7 土地利用現況

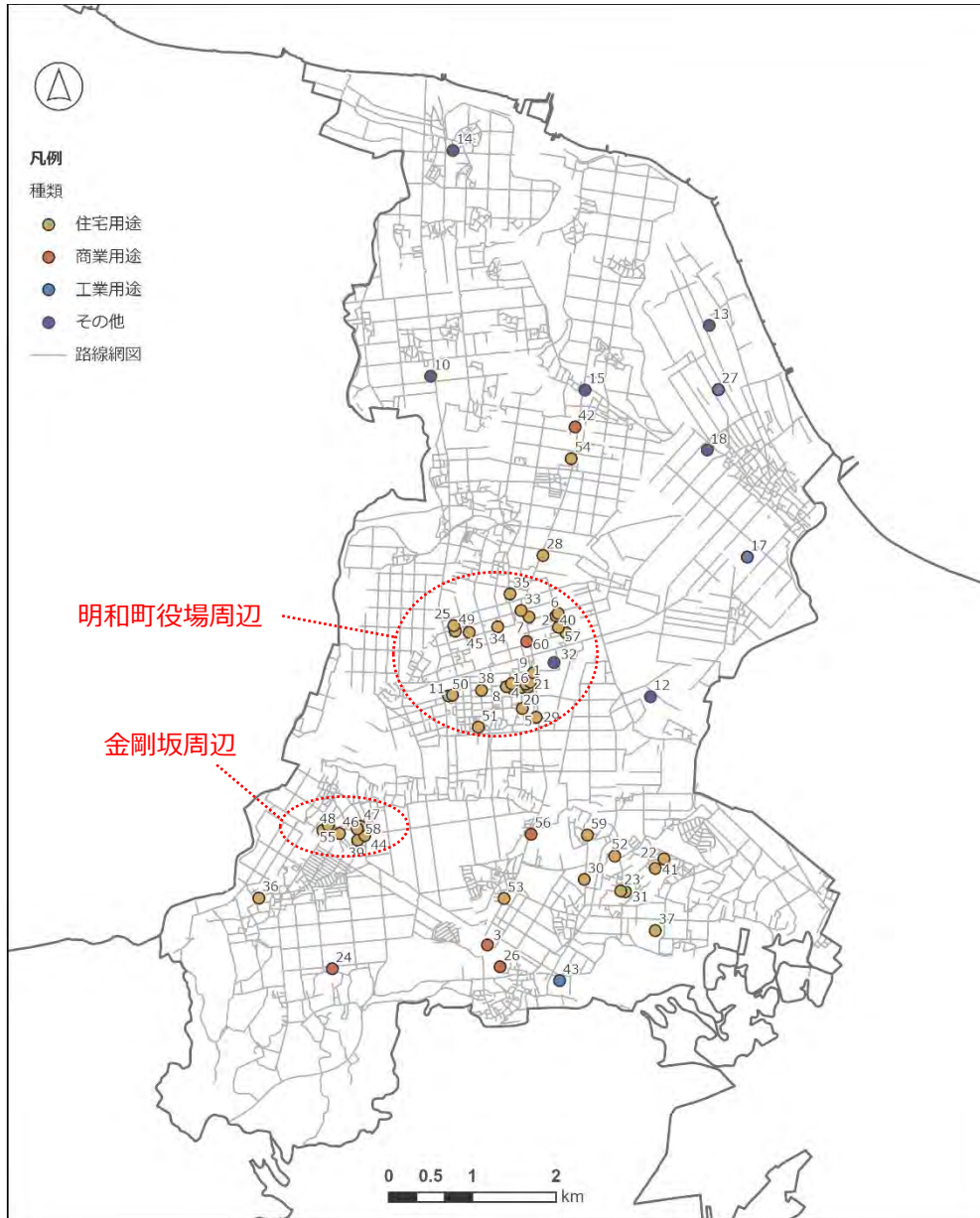


資料：令和6年都市計画基礎調査

図 2-8 土地利用現況図

2) 宅地開発状況

明和町における宅地開発は、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までに 60 事業が実施され、約 22.8ha が整備されました。開発場所は、明和町役場や金剛坂周辺に集中しています。



出典：令和 3 年都市計画基礎調査

図 2-9 開発状況

3) 特定用途制限地域

明和町（明和都市計画区域）は都市計画法で区域区分を定めておらず、全地域が用途地域を定めていない、いわゆる白地地域です。一方で、土地利用の規制・誘導を目的として、平成27(2015)年に、町全域に「特定用途制限地域」を定め、主に商業施設や工業施設に対して立地を制限しています。特定用途制限地域の指定により、周辺に悪影響を及ぼすおそれのある工場や娯楽施設などの立地が抑制される一方で、都市基盤の整備が進んでいない地域での住宅などの立地が進み、排水施設への負荷が懸念されています。

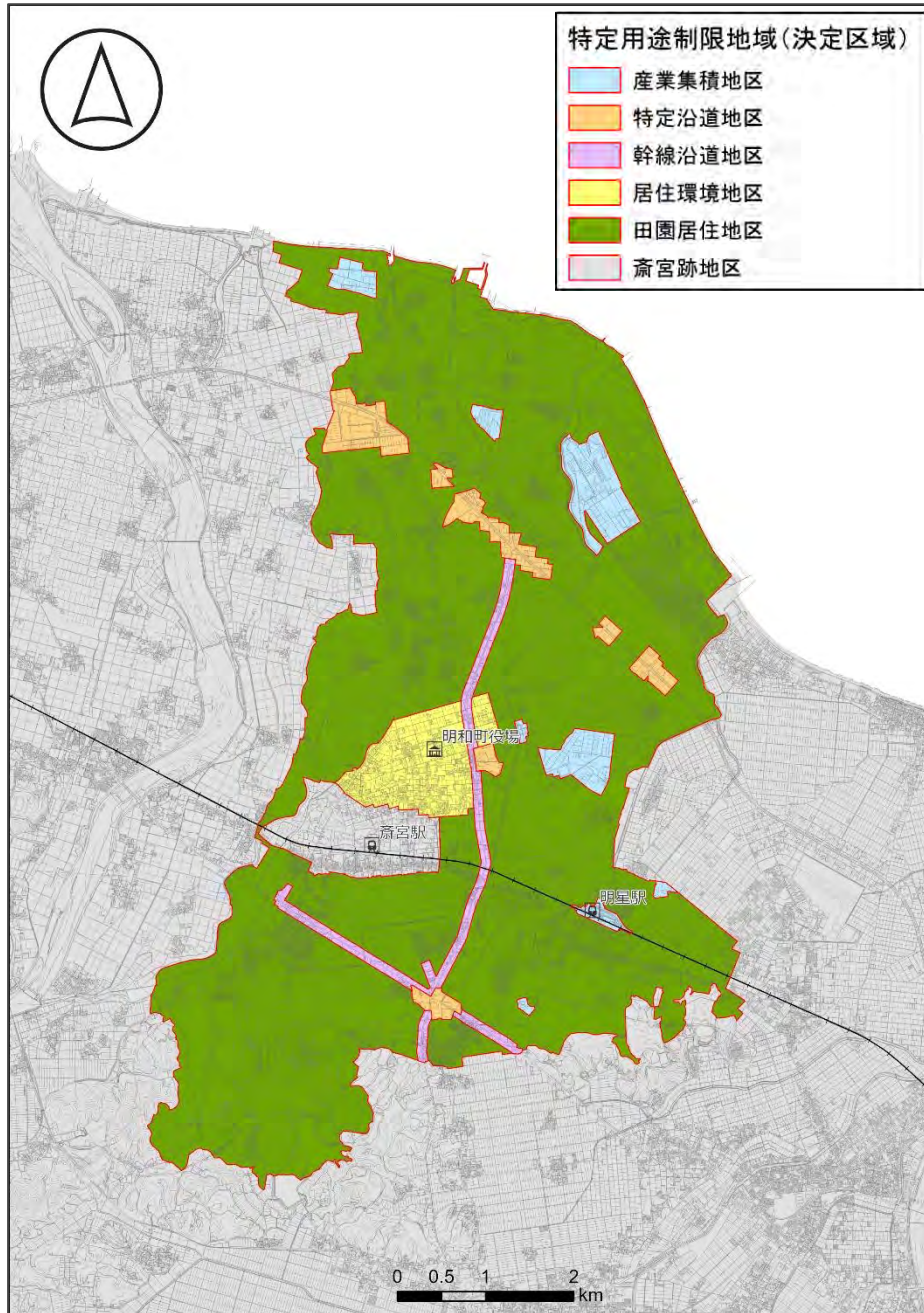
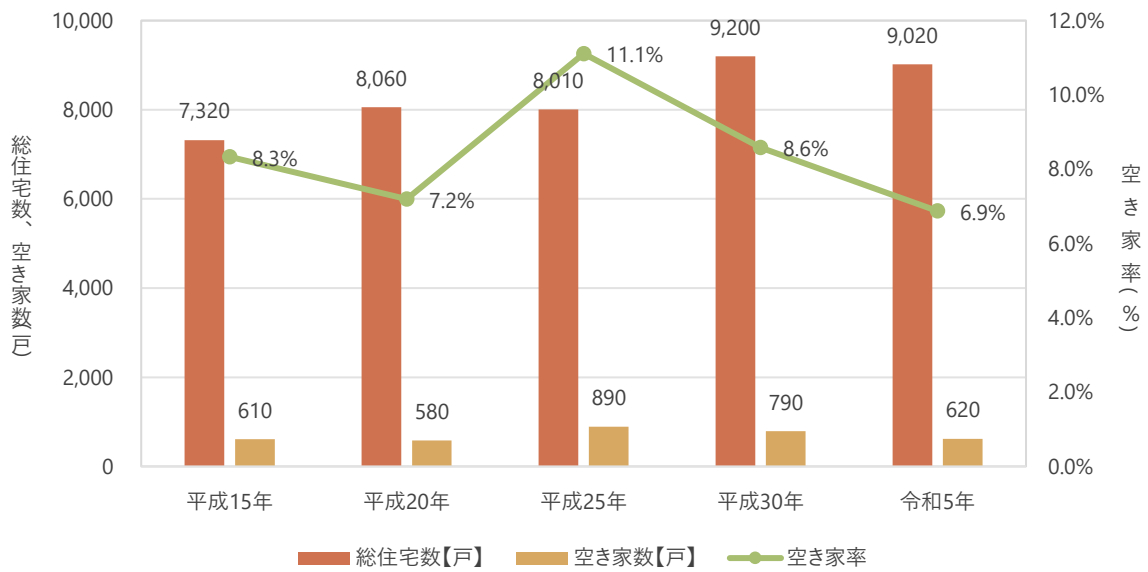


図 2-10 明和都市計画区域特定用途制限地域図

4) 住宅、空き家の推移

住宅戸数は、平成30(2018)年は約9,200戸で、令和5(2023)年は約9,020戸となっています。

空き家数は、平成25(2013)年には約890戸でしたが、その後減少傾向で推移しており、令和5年には約620戸まで減少しています。空き家率は減少傾向で、平成25年に11.1%でしたが、令和5年には6.9%まで減少しています。また、空き家の所在については、地区による大きな偏りはなく、分散しています。



資料：住宅・土地統計調査

図 2-11 住宅、空き家の推移

(3) 交通

1) バス

民間バス事業者による路線バスはありませんが、明和町が運営する町民バスが、町内の駅・大型商業施設・病院・集落を経由する2ルート運行しています。令和8年3月までは4ルートで運行していましたが、2ルートに再編しました。このほか、大淀地区には伊勢市コミュニティバス「おかげバス」が乗り入れています。

令和4(2022)年から、三重トヨタ自動車によるデマンド型交通「チョイソコめいひめ」及びCommunity Mobilityによる「mobi」の2種類のデマンド型交通の実証実験を行い、現在は本格運行しています。また、令和6(2024)年から、多気町のデマンド型交通「でん多」がD Cモール金剛坂まで乗り入れ、「チョイソコめいひめ」と乗り継ぎを図る実証実験を行っています。

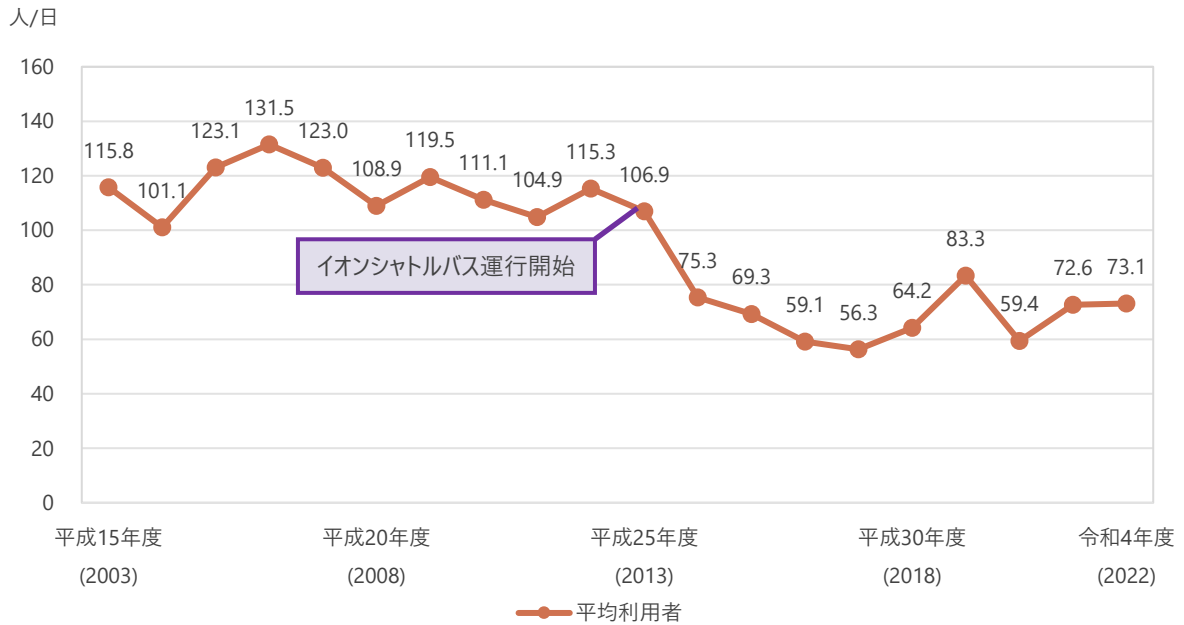
表 2-2 明和町の公共交通（路線バス及びデマンド型交通）

項目	町民バス	おかげバス [※] (伊勢市)	チョイソコ めいひめ	mobi	でん多 [※] (多気町)
運行形態	定時定路線	定時定路線	デマンド型	デマンド型	デマンド型
運行日	毎日	毎日	月～土曜日	毎日	毎日
運行時間帯	7時台～ 17時台	7時台～ 18時台	8:30～ 17:00	8:00～ 19:00	7:30～ 19:00
乗降場所	33箇所	3箇所	約190箇所	約300箇所	1箇所
会員登録	不必要	不必要	必要	必要	不必要
予約	不必要	不必要	必要	必要	必要
運賃	200円/回	200円/回 (ICカード等 の割引あり)	200円/回	300円/回 5000円/月	400円/回
年齢制限	無し	無し	18歳以下、 65歳以上	無し	無し
運営主体	明和町	伊勢市	明和町	明和観光商社	多気町
運行事業者	アケミ交通	三重交通	明和タクシー アケミ交通	明和タクシー アケミ交通	三重近鉄 タクシー

※) 「おかげバス」及び「でん多」の情報は、明和町該当部分のみ
資料：各運営主体ホームページ

① 町民バス

明和町内を巡回する町民バスの利用者数は減少傾向にあります。特に、イオンモール明和の無料シャトルバス(明星駅から運行、令和6年に廃止)の運行を開始した平成25(2013)年度以降は、令和元(2019)年を除き、1日50人から70人の間を推移しています。



出典：明和町地域公共交通計画

図 2-12 町民バス利用者数の推移

明和町内におけるバス路線は、以下の通りです。



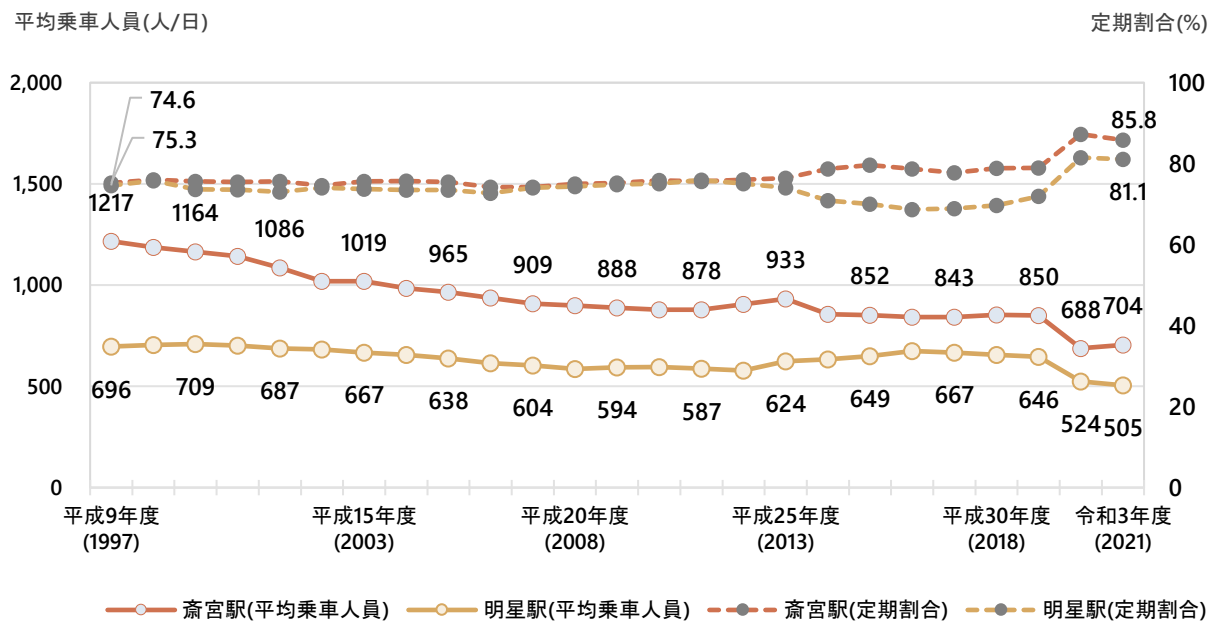
出典：明和町町民時刻表・停留所マップ

図 2-13 町内バス路線図

2) 鉄道

明和町の南部を近鉄山田線が横断しており、南西部に斎宮駅、南東部に明星駅が設置されています。斎宮駅・明星駅ともに、普通列車のみ停車し、昼間は概ね1時間に2本運行しています。利用者数は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2(2020)年度は大きく減少し、その後は横ばいになっています。

一方で、利用者の定期割合は、新型コロナウイルス感染症の流行で定期外利用が減少した影響で、令和2(2020)年度以降は高くなっています。



資料：三重県統計書

図 2-14 斎宮駅及び明星駅の利用者数



近鉄山田線普通列車

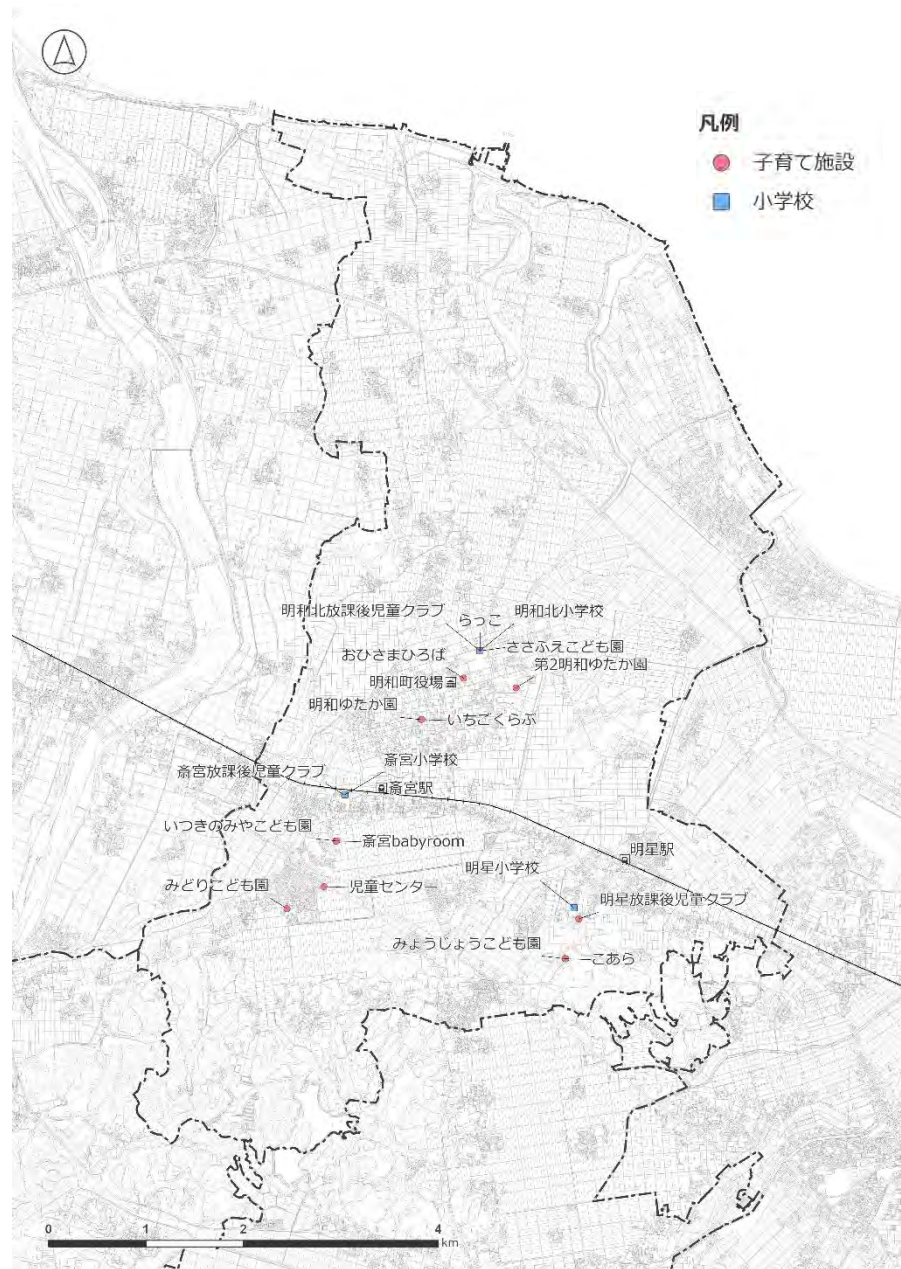


町民バス

(4) 都市施設

1) 教育施設・子育て施設

明和町における教育施設（小学校）は3箇所、子育て施設は15箇所あります（複数施設が同一敷地内にある場合があります）。

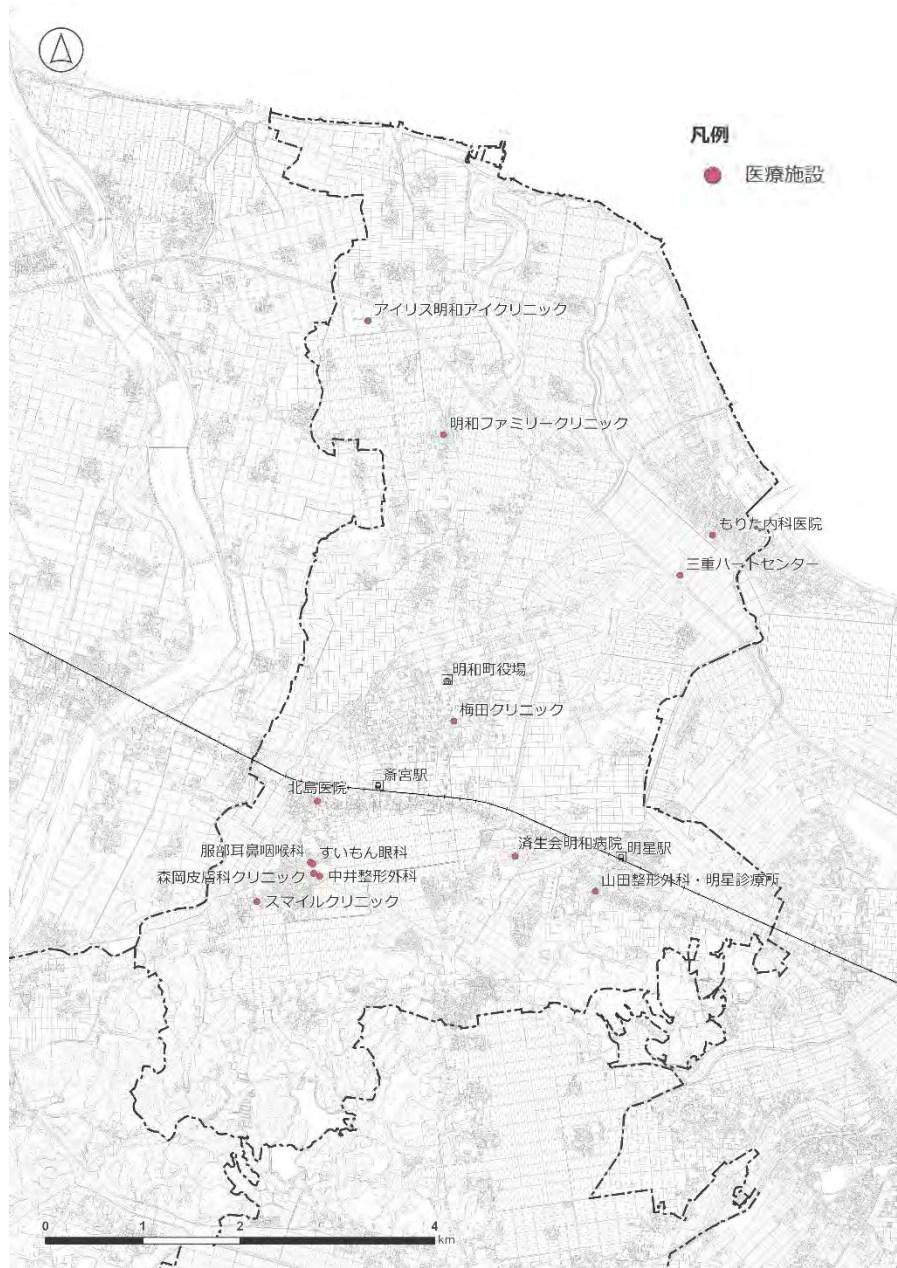


資料：明和町資料

図 2-15 教育施設・子育て施設位置図

2) 医療施設

明和町に、医療施設は 13 箇所あります。



資料：明和町資料

図 2-16 医療施設位置図

3) 福祉施設

明和町内に、デイケア、デイサービス、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護の福祉施設は21箇所あります。



資料：明和町資料

図 2-17 福祉施設位置図

4) 商業施設

明和町内に、店舗面積が 1,500m² 以上の商業施設は 8 箇所あります（同じ敷地内に複数店舗がある場合は 1 施設として計上）。また、コンビニエンスストアは 10 箇所あります。



資料：全国大型小売店一覧 2023 年版（コンビニエンスストア以外）

図 2-18 商業施設位置図

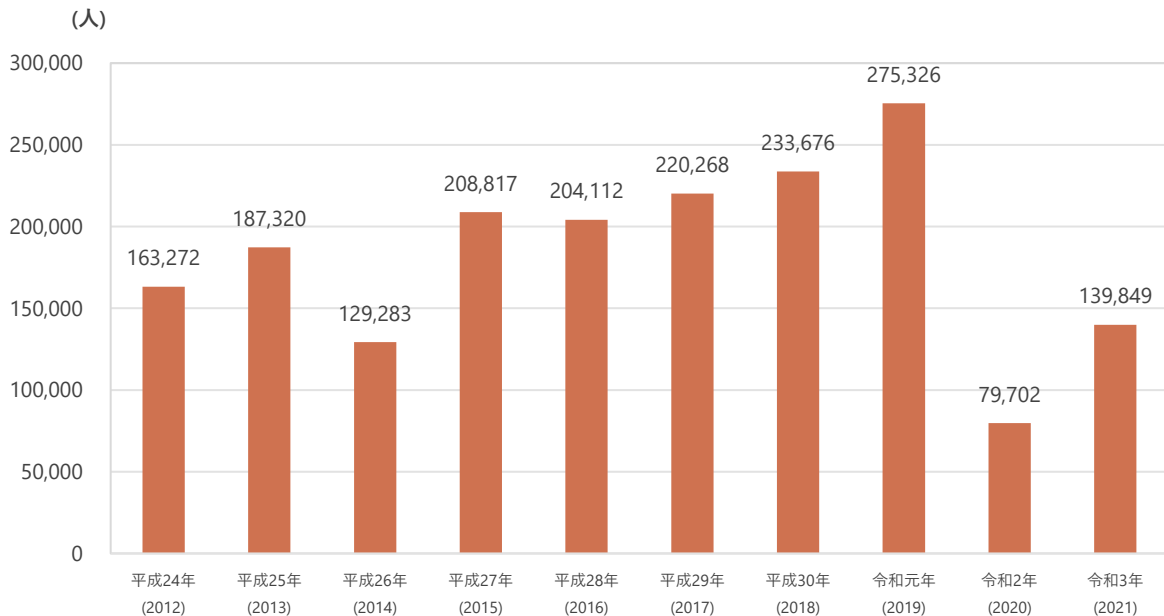
(5) 歴史・景観

明和町を代表する歴史・文化資源である「齋宮跡」は、昭和 54(1979)年に国の史跡に指定され、本町は「幻の宮」ともいわれる齋宮があった場所として全国にも知られています。

史跡齋宮跡内には、史跡公園「さいくう平安の杜」や齋宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館などが整備されているほか、史跡の南部には伊勢街道が通り、随所に往時の面影が残されています。また、大淀地区周辺では、齋王尾野湊御禊場跡や業平松といった歴史・文化資源が残るほか、海岸沿いには大淀ふれあいキャンプ場などのレクリエーション施設も整備されています。

史跡齋宮跡一帯は、平成 27(2015)年 4 月 24 日「祈る皇女齋王のみやこ齋宮」として文化庁の日本遺産に認定され、本町の知名度のさらなる向上が図られています。

こうした地域資源を活かしたまちづくりが順次進められ、本町を訪れる観光客は増加傾向にあります（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和 2(2020)年は大幅に減少しましたが、その後回復傾向がみられます）。



資料：三重県ホームページ「観光レクリエーション入込客数推計」

図 2-19 明和町入込客数推移

第2章 課題の分析

「斎宮跡地区」の指定区域では、歴史的風致の積極的な保全を図ることとしています。指定区域における土地利用では、計画的に公有地化を進めています。具体的には史跡整備のために行う事業以外は現状変更を認めない「第一種保存地区」から、原則、土地の公有地化は行わず、遺構や環境を損なわない範囲であれば現状変更を認める「第四種保存地区」まで、段階的に4種類に分類しています。

また、斎宮駅南側は伊勢街道沿いに歴史的街並みが整備されています。一方で、空き家も多く発生しており、その活用方法が議論されています。

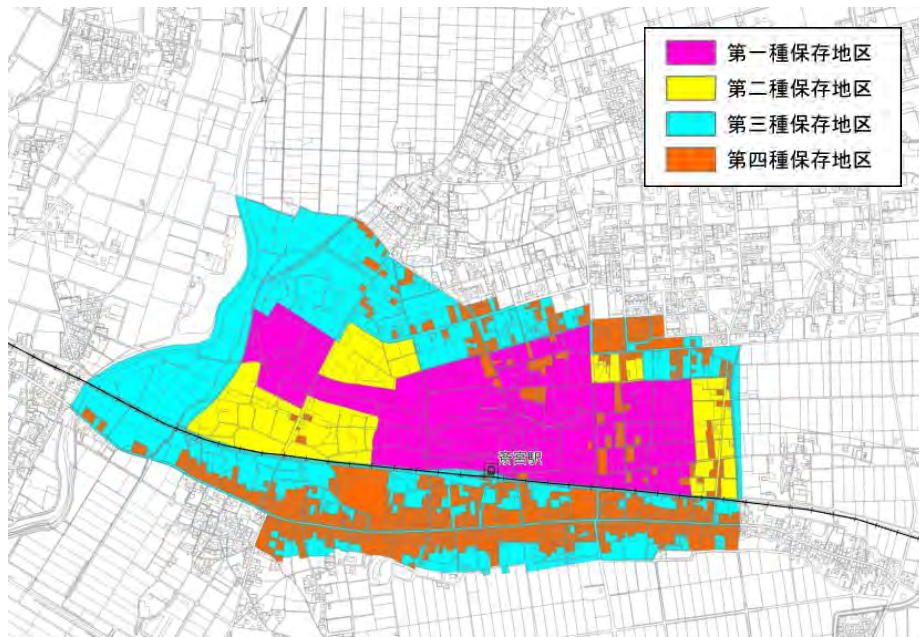


図 2-20 史跡斎宮跡の保存地区



図 2-21 斎宮駅周辺の伊勢街道の様子

(6) 災害

1) 洪水浸水想定区域

明和町ハザードマップでは、櫛田川の氾濫により、斎宮地区西部（祓川周辺）や上御糸、下御糸及び大淀の各地区での浸水を想定しています。特に下御糸地区沿岸部では、家屋の1階が水没するおそれのある3.0m以上の浸水が発生する可能性があります。

その他、祓川、笹笛川、大堀川の氾濫の場合でも、一部地域で浸水が想定されています。

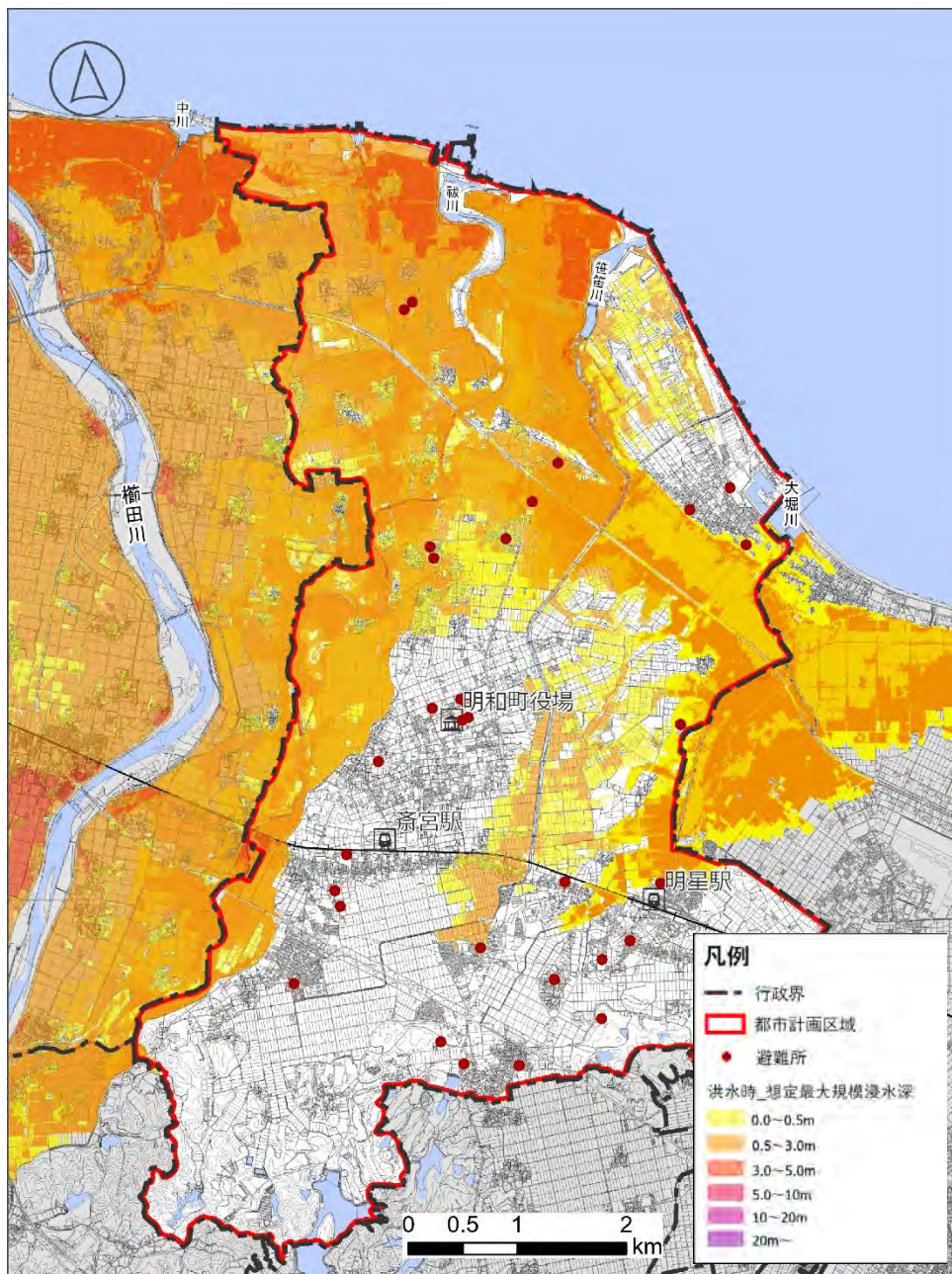


図 2-22 洪水浸水想定区域図（櫛田川、祓川、笹笛川、大堀川の氾濫の重ね合せ）

4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

明和町ハザードマップでは、斎宮地区南部及び明星地区南部において、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)を示しています。

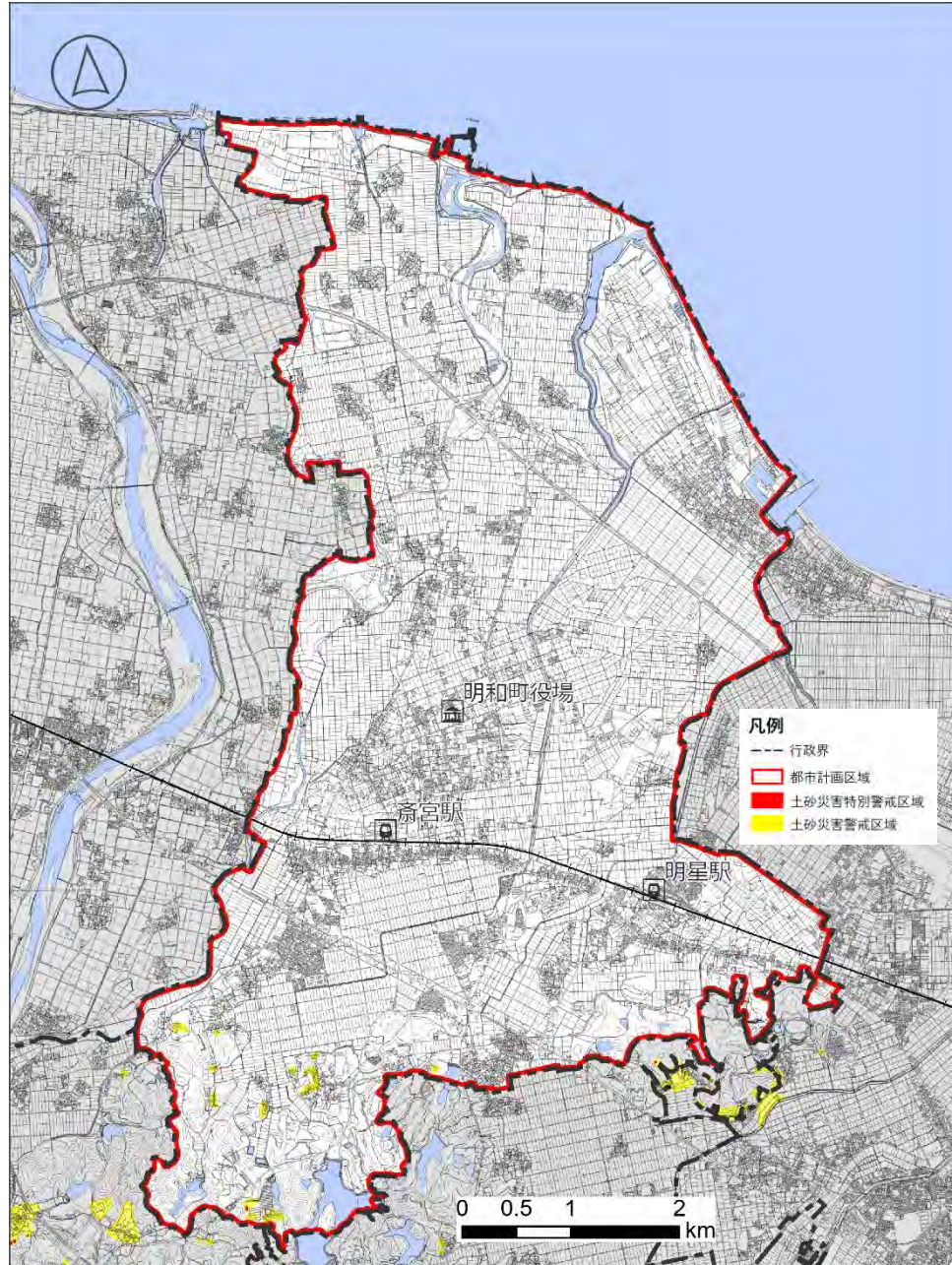
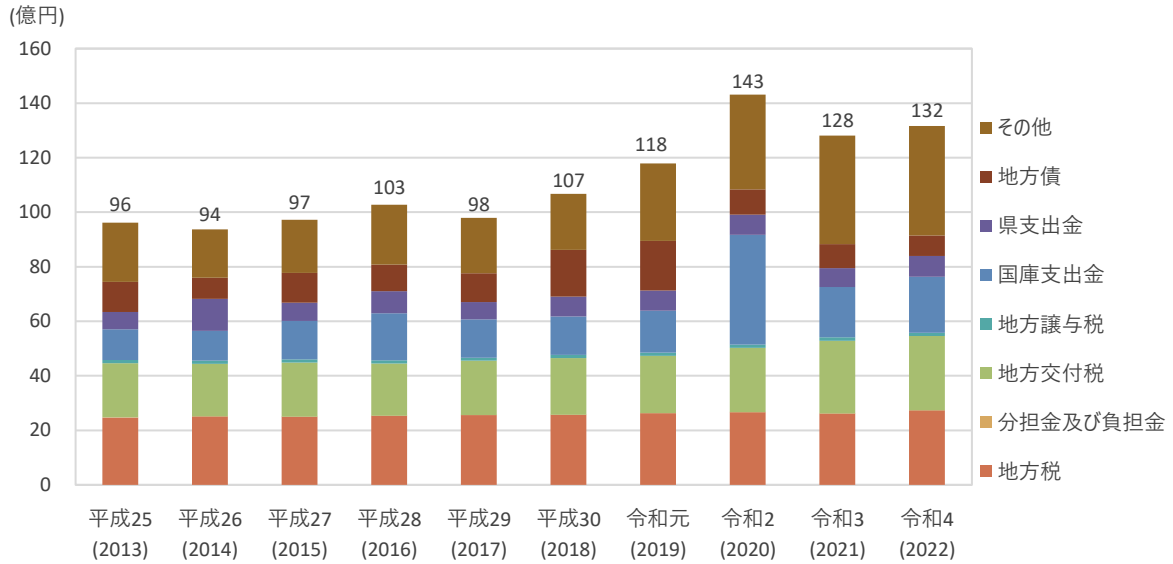


図 2-25 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(7) 都市経営（歳入・歳出）

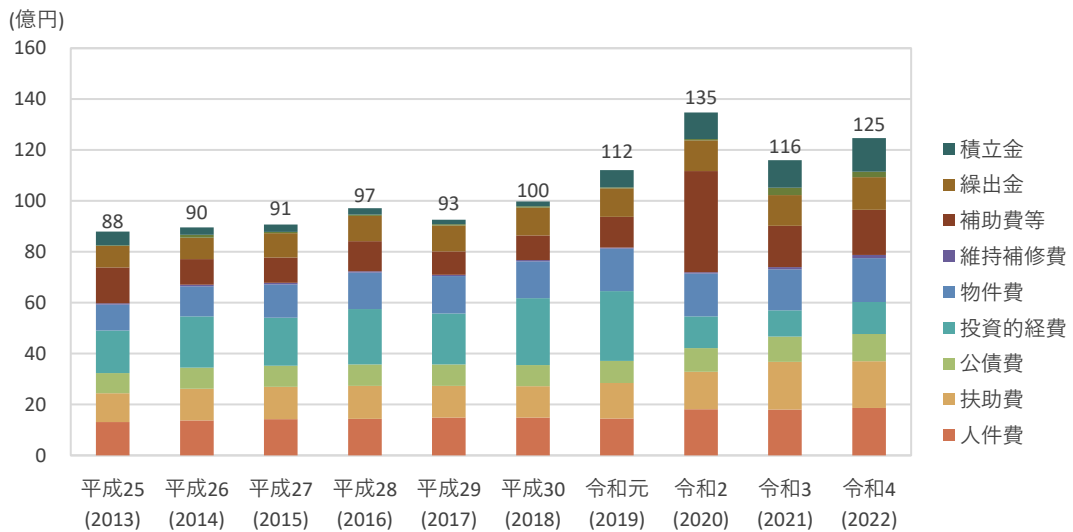
明和町における歳入の推移は上昇傾向にあり、令和 2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、国庫支出金の割合が多くなっています。



資料：総務省ウェブサイト「決算カード」

図 2-26 歳入の推移

明和町における歳出の推移も、歳入と同様に上昇傾向にあり、令和 2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、補助費等の割合が多くなっています。

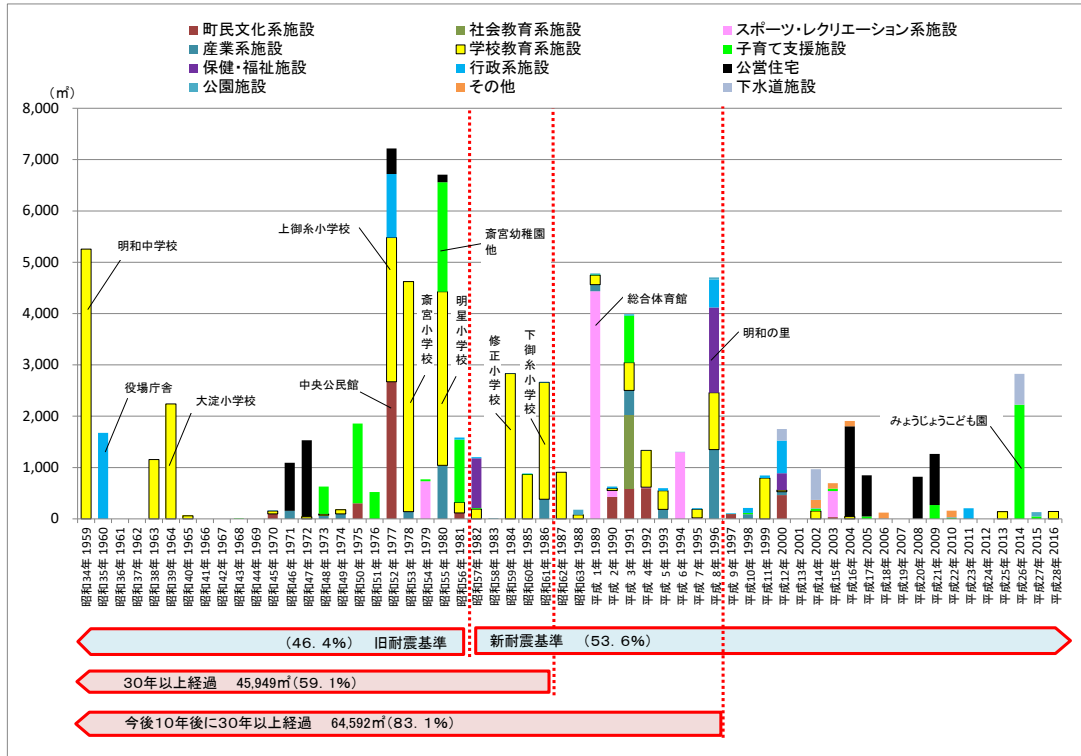


資料：総務省ウェブサイト「決算カード」

図 2-27 歳出の推移

第2章 課題の分析

このような状況の中、公共施設の更新、長寿命化及び集約化は大きな課題です。令和7年度時点で明和町が保有する建築物系施設は、95,376m²です。この中で、特に役場庁舎の建設は昭和35(1960)年であり、築65年以上が経過しています。その他にも、昭和52(1977)年から昭和57(1982)年にかけて建設した小学校が既に築40年以上となり、建替え時期を控えています。



※) 明和中学校は建替え済
出典：明和町公共施設等総合管理計画

図 2-28 公共施設の建築年別延床面積

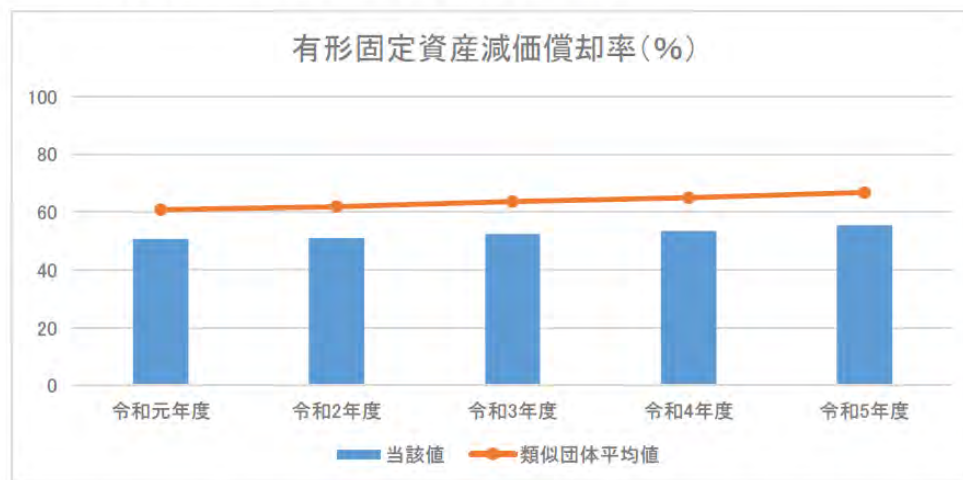
明和町公共施設等総合管理計画によると、建築物系施設を更新する場合、年間約 8.9 億円の費用が必要とされていますが、一方で、建築物系施設の投資的経費は年間約 1.7 億円で、乖離があります。

明和町が保有する資産（公共建築物等）の老朽度を示す指標として、有形固定資産減価償却率があります。明和町の有形固定資産減価償却率は、令和5(2023)年度で55.3%です。類似団体（人口と産業構造による）の平均値と比較すると低いですが、これは近年の中学校整備事業等によるものです。

表 2-3 明和町有形固定資産減価償却率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
減価償却累計額	21,824	21,693	22,605	23,524	24,447
有形固定資産 ※1	43,003	42,634	43,171	43,946	44,206
当該値	50.7	50.9	52.4	53.5	55.3
類似団体平均値	60.8	61.8	63.7	65.0	66.8

※1 有形固定資産合計－土地等の非償却資産÷減価償却累計額



資料 令和5年度 統一した基準による財務書類に関する情報（総務省）

図 2-29 明和町有形固定資産減価償却率の推移

2-2. 即地的評価

(1) 即地的評価の内容

後述する誘導区域を詳細に設定する上での根拠とするため、明和町内の即地的な特性について、地理情報システム（Geographic Information System: GIS）を用いて情報を重ね合わせ、評価しました。

評価は、100m メッシュ単位で行いました。評価結果は点数化し、点数が高いほど居住に適している土地としました。具体的には、人口が増加傾向にある土地、駅や施設への距離が近い土地、居住に適した用途指定（特定用途制限地域）がなされている土地は高い点数とし、ハザードが大きい土地、農用地は低い点数としました。

なお、斎宮駅北側の第一種保存地区及び第二種保存地区は、建物の新設に厳しい制約があるため、評価の対象外としています。

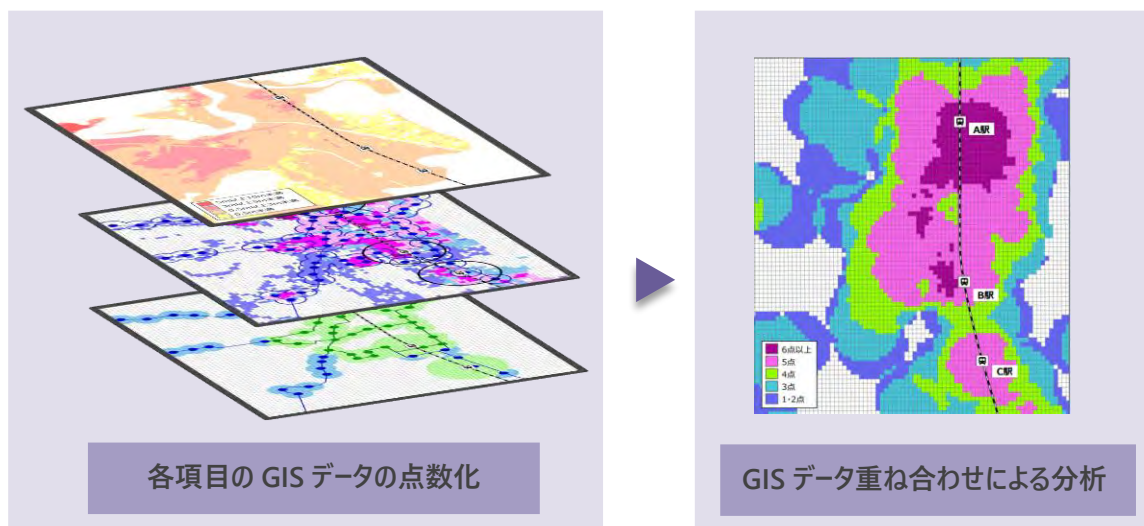


図 2-30 即地的評価の内容

(2) 評価項目及び表点数

評価項目及び評価点数は、以下の通りです。

表 2-4 即地的評価点数

番号	大項目	中項目	小項目	配点	満点
1	人口	2050年の人口 (100mメッシュ)		60人以上：5点	5
				50人以上60人未満：4点	
				40人以上50人未満：3点	
				30人以上40人未満：2点	
				20人以上30人未満：1点	
20人未満：0点					
2	交通	鉄道駅		400m未満：3点	3
				400m以上800m未満：2点	
				800m以上1200m未満：1点	
				1200m以上：0点	
3-1-1	施設	子育て施設	認定こども園	400m未満：1点	1
				400m以上：0点	
3-1-2			放課後児童クラブ	400m未満：1点	1
			400m以上：0点		
3-1-3		子育て支援施設	400m未満：1点	1	
			400m以上：0点		
3-2-1	福祉施設	在宅系介護施設	400m未満：1点	1	
					400m以上：0点
3-2-2			地域包括支援センター	400m未満：1点	1
		400m以上：0点			
3-2-3	病院・診療所	400m未満：1点	1		
		400m以上：0点			
3-3-1	商業施設	食品スーパー (1,000m ² 以上)	400m未満：1点	1	
					400m以上：0点
3-3-2	ドラッグストア	400m未満：1点	1		
		400m以上：0点			
4-1	防災	津波	浸水深	0.3m未満：3点	3
				0.3m以上0.5m未満：2点	
				1m以上2m未満：1点	
				2m以上：0点	
4-2	洪水	浸水深 (最大浸水想定)		0.5m未満：3点	3
				0.5m以上1m未満：2点	
				1m以上3m未満：1点	
				3m以上：0点	
5-1	土地利用	特定用途制限地域		居住環境地区：2点	2
				特定沿道地区：1点	
				幹線沿道地区：1点	
				その他：0点	
5-2	農用地	農用地		農用地：0点	1
				合計	25

(3) 評価結果

即地的評価の結果、明和町役場周辺、斎宮駅周辺から金剛坂周辺、明星駅周辺の点数が高くなっています。他にも、有爾中交差点周辺、イオンモール明和周辺で点数が高い箇所があります。

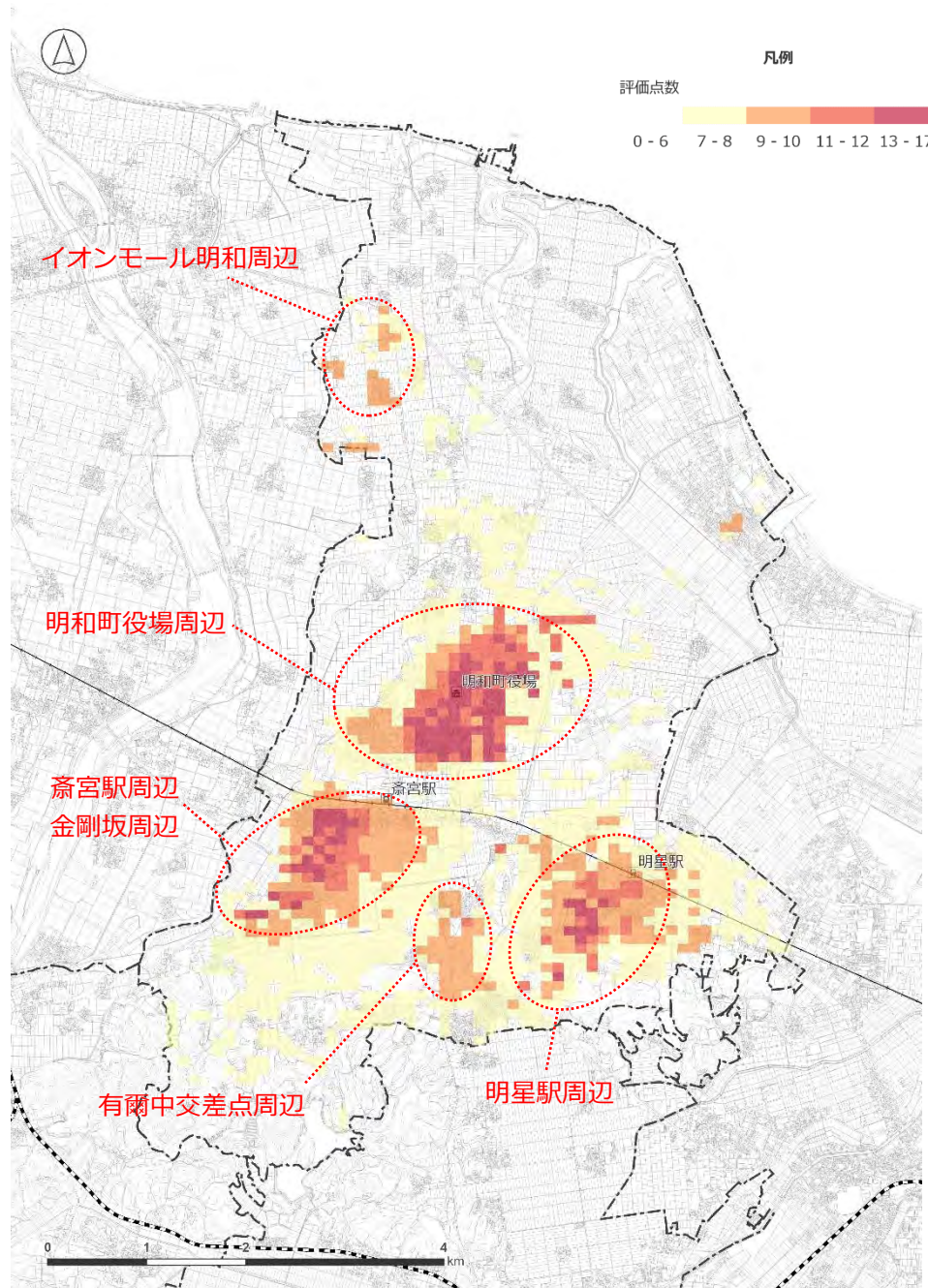


図 2-31 明和町全体の即地的評価結果

2-3. 解決すべき課題のとりまとめ

(1) 明和町における現状のまとめ

「2-1.明和町の現状」及び「2-2.即地的評価」の結果について、以下のとおり項目別に取りまとめました。

人口

- 平成 22(2010)年をピークに少子高齢化が今後も進み、令和 32(2050)年人口は、17,883 人と予想されています(7 ページ参照)。
- 令和 32(2050)年の地域人口は、明和町役場周辺に集中する一方、斎宮駅、明星駅、金剛坂、大淀地区周辺では、令和 2(2020)年と比較して 50%未満になる地区も存在すると予想されま
す(10 ページ参照)。
- 明和町において子育て世代にあたる 30、40 代の(1980 年代、1990 年代)人口は、増加傾向で
す(8 ページ参照)。
- 住民アンケートによると、明和町への転入者のうち、3 割前後が交通の利便性、日常生活の利便
性を転居理由にしています。

土地利用

- 用途地域を設定していませんが、特定用途制限地域を設定し、立地を制限しています(15 ページ
参照)。
- まとまりの無いミニ開発により、営農環境や田園景観の悪化、既設の排水施設への負荷増大を招
いています。
- 地価の動向は、直近 30 年間で下落傾向です。

居住

- 住民アンケートによると、居住及び周辺の自然環境への満足度は比較的高いです。
- 宅地開発事業は、平成 28 年度から令和 2 年度までに 60 事業が実施され、約 22.8ha が整備
されました。開発場所は明和町役場や金剛坂周辺に集中しています(14 ページ参照)。
- 住宅戸数は近年上昇傾向である一方、空き家数は平成 25(2013)年から減少傾向です(16 ペ
ージ参照)。

交通

- 高校が町内にないため、明和町外の高校へ通学しています。移動手段は、鉄道が多いです。
- 通勤において、松阪市及び伊勢市との相互の移動が発生しています(11 ページ参照)。住民アンケートによると、自家用車の利用が最も多く 80%以上を占めています。その他の移動目的でも、自家用車の利用が大半です。
- 明和町には、鉄道(斎宮駅・明星駅)と町民バス(定時定路線)があります(18~20 ページ参照)。また、デマンド型交通も運行しています(チョイソコめいひめ、mobi) (17 ページ参照)。
- 住民アンケートによると、町民の交通に対する満足度は低い傾向にあります。

都市施設

- 子育て施設、福祉施設は、明和町役場、斎宮駅、明星駅、金剛坂周辺に集中しています(21~23 ページ参照)。
- 商業施設は、幹線道路沿いに集中する一方、駅周辺には乏しい状況です(24 ページ参照)。
- 住民アンケートによると、買物における施設への移動について、徒歩または自転車移動の許容範囲は 400m 以上であると回答した町民が過半数を占めます。
- 住民アンケートによると、医療・福祉施設までは遠いと感じる町民が一定数います。

歴史・景観

- 史跡斎宮跡は、明和町の観光資源としての役割を果たしています。令和元(2019)年には明和町に約 27 万人以上の観光客が訪れています(25 ページ参照)。
- 都市再生整備計画の斎宮跡周辺地区に含まれる斎宮駅南側の伊勢街道沿いは、古くからの街並みを形成しています(25 ページ参照)。
- 歴史的建造物等の空き家が増加しています(26 ページ参照)。
- 住民アンケートによると、「歴史・施設」に魅力や誇りを感じている町民が多いです。

災害

■洪水浸水想定区域図(27 ページ参照)によると、明和町西部から大淀地区にかけて、洪水で3m以上の浸水が想定されています。

■高潮浸水想定区域図(28 ページ参照)によると、沿岸部では、高潮で3m以上の浸水が想定されています。

■津波浸水想定区域図(29 ページ参照)によると、津波では、明和町沿岸部に2m以上の浸水が想定されており、甚大な被害が予想されます。

■イオンモール明和が一般国道23号沿いにありますが、津波浸水想定区域図(29 ページ参照)によると、津波の浸水想定区域に入っています。

都市経営

■高齢化の進展に伴い、扶助費の割合が一層増加することが想定されます(31 ページ参照)。

■明和町役場は、築65年以上経過し、老朽化が進行しています(32 ページ参照)。

■公共施設等の更新等費用の推計結果より、施設維持のための費用が不足すると想定されます(32 ページ参照)。

(2) 解決すべき課題

明和町の現状及び即地的評価を踏まえ、解決すべき課題を以下の通りまとめました。

人口において解決すべき課題	関連分野
■ 交通利便性の高い鉄道駅周辺であっても人口減少が進むと想定され、鉄道駅周辺への人口集積を図る必要があります。	居住 交通
■ 現在の子育て世代が、今後も明和町で暮らしてもらえるよう、子育て支援の充実を図る必要があります。	都市施設
土地利用において解決すべき課題	関連分野
■ まとまりの無い開発を防ぐため、居住を望ましい地域へ誘導するための施策が必要です。	居住
居住において解決すべき課題	関連分野
■ 宅地開発が駅から遠い位置であり、従来 of 居住環境の良さを活かしつつも、交通利便性との整合を図る必要があります。	交通
交通において解決すべき課題	関連分野
■ 自家用車を運転できない町民(高校生以下、高齢者等)のために、移動手段の確保が必要です。	
■ 高校生を中心に町外への移動が発生しており、町外への鉄道を利用しやすい駅等の環境整備が必要です。	
都市施設において解決すべき課題	関連分野
■ 福祉施設については、今後町民が居住している地域から近い位置への誘導が必要です。	都市経営
■ 商業施設については、駅周辺への誘導が必要です。	交通
■ 町役場周辺は今後も人口維持が見込まれること、町役場が老朽化している点を踏まえ、町の中心機能のさらなる充実を図る必要があります。	都市経営

歴史・景観において解決すべき課題	関連分野
■ 齋宮駅南側は、史跡齋宮跡周辺の歴史的建造物等の保全を図りつつ、立地の良さを活かした居住及び都市機能の誘導が必要です。	交通 居住 都市施設
■ 史跡齋宮跡周辺は、地域住民だけでなく、来訪者にとっても魅力がある地域とすることが必要です。	交通 都市施設
災害において解決すべき課題	関連分野
■ 町北部では津波・高潮、河川沿いでは洪水による浸水リスクが高い地域が広がっており、リスクの回避もしくは低減のための対策が必要です。	
■ イオンモール明和は町最大の商業施設ですが、津波浸水想定区域に含まれており、対策が必要です。	都市施設
都市経営において解決すべき課題	関連分野
■ 公共施設及びインフラの適切な維持・管理・更新等を図る必要があります。	都市施設

第3章 基本的な方針

3-1. 計画区域及び計画期間

(1) 計画区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることを基本とします。よって、明和都市計画区域全域（明和町全域）を対象区域とします。

計画区域：明和都市計画区域（明和町全域）

(2) 計画期間

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる「市町村マスタープランの詳細版」であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いを持ちます。都市機能の誘導には長い年月が必要で、長期の見通しが必要であることから、目標年次を、計画策定から20年後の令和27(2045)年度までの期間とします。

計画期間：令和27(2045)年度までの20年間

3-2. まちづくりの方針

第2章で導き出された課題をもとに、明和町のまちづくり方針を以下の通り示します。

なお、まちづくりの方針は、明和町内の特定地域のみでの発展を対象とするものではなく、後述する誘導区域の範囲にとどまらず、誘導区域外においても、生活サービスの維持・改善、移動手段の確保、地域コミュニティの活性化、防災対策の充実等の取り組み等を通じて、明和町全体としての発展に寄与するものとします。

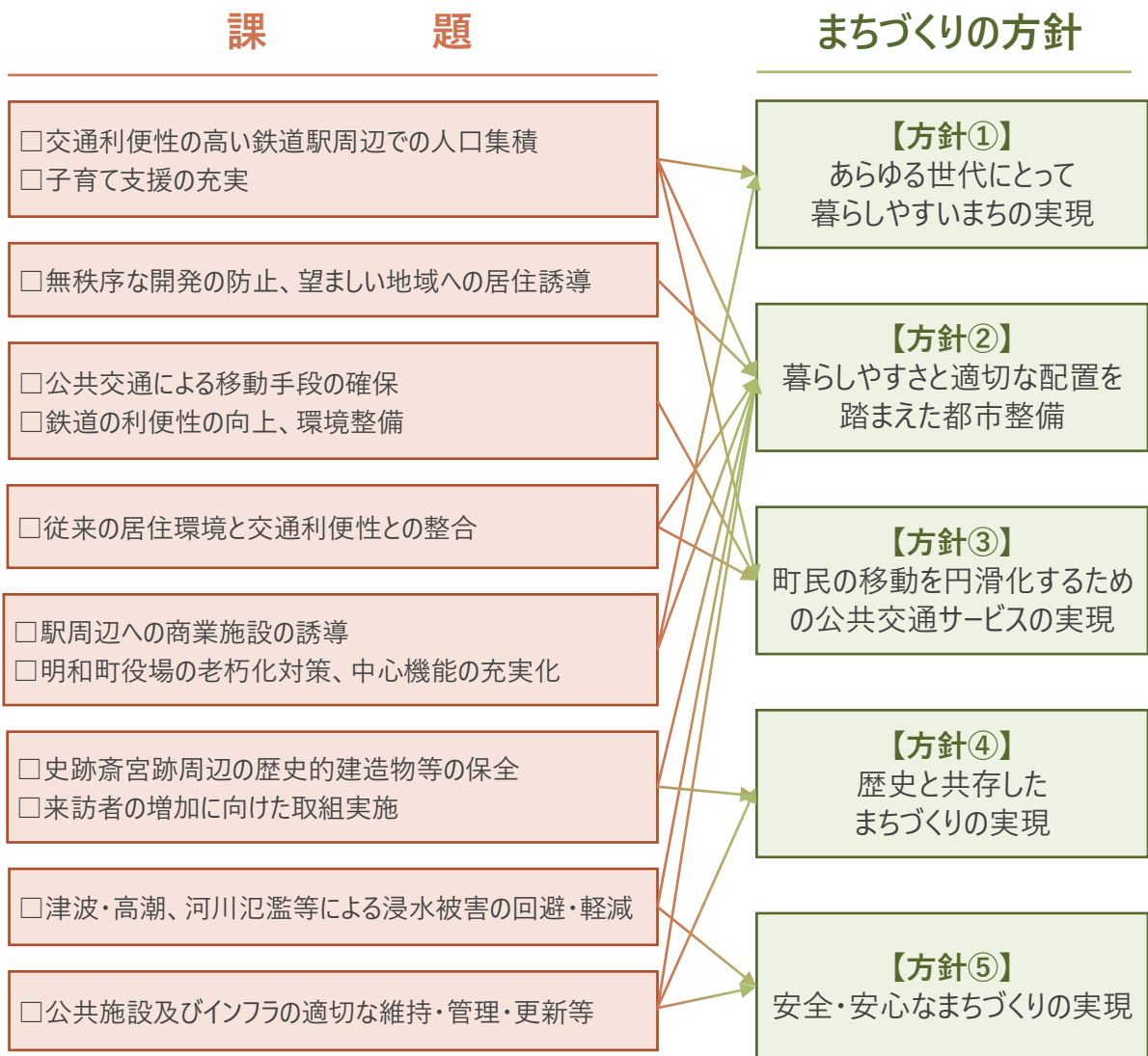


図 3-1 まちづくりの方針

具体的なまちづくりの方針は、以下の通りです。

(1) あらゆる世代にとって暮らしやすいまちづくりの方針

- 現在も子育て世代の転入超過が続いていますが、引き続き居住地として選んでもらえるようなまちを目指します。
- 徒歩圏内で各種生活サービスを楽しんだり、福祉サービスを充実させたりすることにより、高齢となっても健康に暮らせるまちを目指します。

(2) 暮らしやすさと適切な配置を踏まえた都市整備

- 無秩序な開発を抑制し、適正な場所への居住誘導を図ります。
- 日常生活において、利便性の高い拠点への都市施設の整備を図ります。
- 役場をはじめとした公共施設及びインフラの適切な維持・更新を図ります。

(3) 町民の移動を円滑化するための公共交通サービスの実現

- 自家用車を運転できない人にとって、利便性が高く、持続可能な公共交通サービスの実現を目指します。
- 近隣市への通勤・通学の利便性を高めるため、駅周辺への都市機能及び居住の集積を図ります。

(4) 歴史と共存したまちづくりの実現

- 史跡齋宮跡等をはじめとする文化遺産を守りつつ、居住と都市機能との両立を図ります。
- 町外の来訪者にとっても魅力のある地域の形成を目指します。

(5) 安全・安心なまちづくりの実現

- 町民の安全・安心を確保するため、国や三重県などと連携しながらハード・ソフト両面からの対策を推進し、津波・高潮・洪水等に対する災害リスクの軽減を図ります。

3-3. 骨格構造

前項のまちづくりの方針及び明和町都市計画マスタープランで規定した都市構造を踏まえ、骨格構造を以下のように設定します。なお、拠点名称及びゾーン名称は、明和町都市計画マスタープランで設定したものと同一とします。

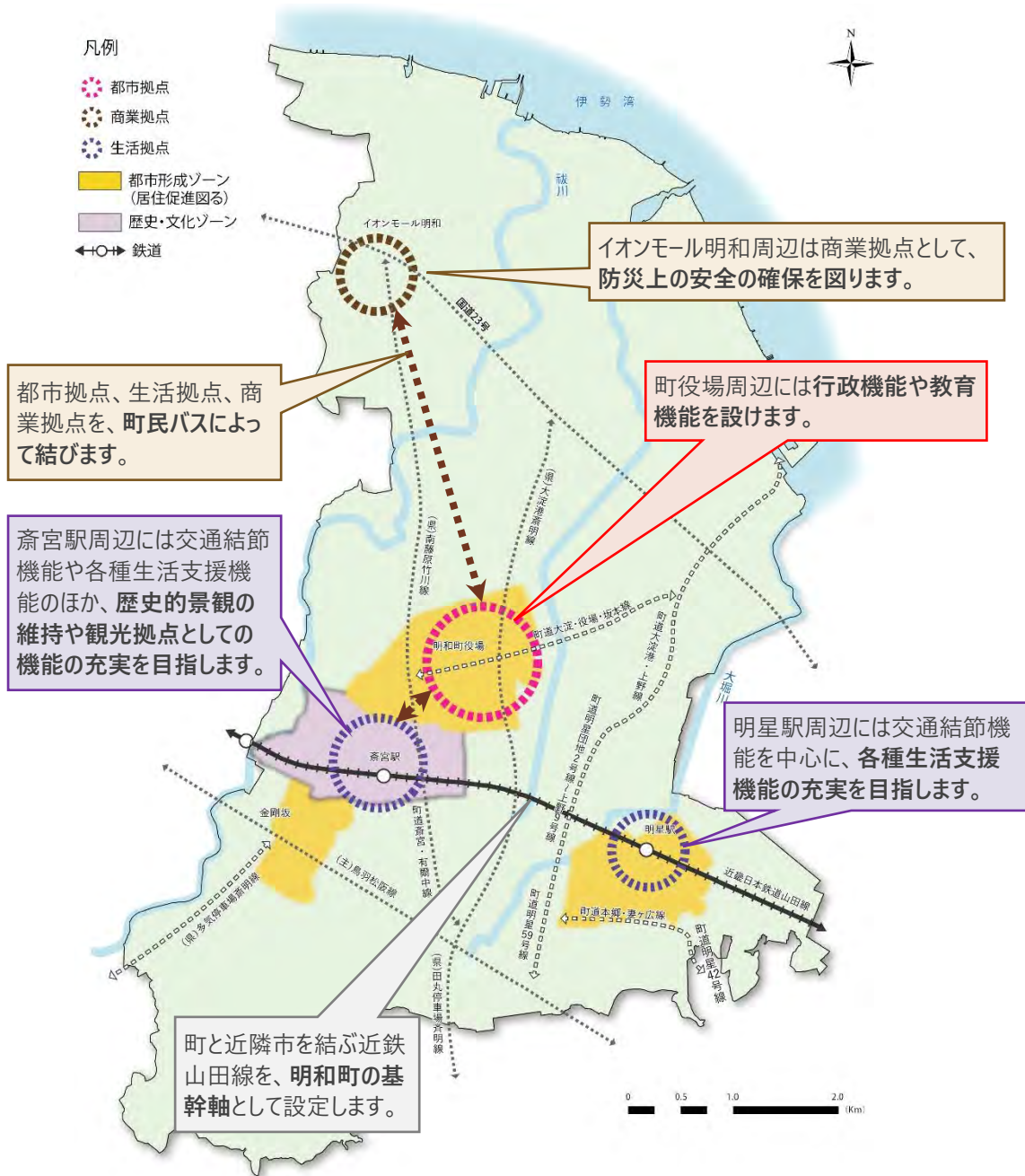


図 3-2 明和町が目指すべき都市の骨格構造

(1) 都市拠点～明和町役場周辺～

明和町役場周辺には、行政機能をはじめ、教育施設、子育て施設、商業施設等の都市機能があります。今後も町民の生活の中心となる場所として、行政機能や商業・業務機能、教育機能、医療機能などの都市施設を有する、多様な都市機能の集積地とします。

(2) 生活拠点～明星駅周辺～

明星駅周辺は、明和町役場中心部から離れていますが、小学校をはじめとした都市機能があり、鉄道駅や町道が接しており、他の拠点へのアクセス性に優れています。

一定の生活サービスが享受できる暮らしやすい場所として、交通機能結節点を維持しつつ、各種生活支援施設の充実を図ります。

(3) 生活拠点(歴史・文化)～斎宮駅・金剛坂周辺～

斎宮駅周辺は、斎宮駅の交通結節点機能や、斎宮駅南側にある子育て施設をはじめとした各種生活支援機能のほか、伊勢街道沿いの歴史的景観があります。

観光資源としての賑わいを生み出す場所として、史跡斎宮跡や伊勢街道沿道の歴史的なまちなみなどを保全しつつ、居住環境と調和した拠点とします。

また、金剛坂周辺まで居住環境が一体となっていることから、斎宮駅と連動して生活支援施設の充実を図ります。

(4) 商業拠点～イオンモール明和周辺～

国道23号沿いにあるイオンモール明和周辺は、明和町に限らず、近隣自治体からの多くの利用が見られ、商業拠点の役割を果たしています。ただ、この地点は、津波浸水想定区域内に含まれているため、その影響を考慮する必要があります。そのため、津波等による災害からの安全の確保を図りつつ、商業・業務施設の充実を図ります。さらに、明和町北部の防災拠点としての位置付けを明確にします。

(5) 主要な交通ネットワークを構成する軸

都市拠点・生活拠点・商業拠点間、明和町と町外の移動するための軸を確保・維持することによって、明和町内のアクセス性の向上を図ります。町外への移動については、近鉄山田線を基幹軸と定め、都市拠点・生活拠点・商業拠点間の移動は、町民バスの路線再編により集約化を図り、町内軸と定めます。

3-4. 誘導方針

(1) 誘導を図る対象の設定

明和町は、若者世代の転出が多いことから、明和町で暮らしやすいと思ってもらえるよう①若者世代を対象とし、生活拠点へ誘導するための施策を実施します。

また、子育て世代の転入が多いことから、引き続き住み続けてもらえるように、②子育て世代、③高齢世代を対象とし、都市拠点または生活拠点への誘導施策を実施します。

【若者世代の誘導方針】

明和町外への移動が円滑に行えるよう、生活拠点となる駅周辺への居住誘導を行います。

【子育て世代の誘導方針】

子育てがしやすく快適に暮らせるよう都市拠点、生活拠点への居住及び子育て施設の誘導を行います。

【高齢世代の誘導方針】

高齢者になっても明和町に住み続けてもらえるよう、医療施設、介護施設等の各施設の誘導を行います。また、日々の生活における買い物等の移動も円滑に行えるよう、商業施設等の徒歩圏内への誘導を図ります。さらに、集約化されたエリアへの居住誘導を行います。

(2) 誘導方針

上記3年代を対象とし、前項で記載している4つの拠点と2本の軸に加え、史跡斎宮跡を合わせた誘導方針の考え方を示します。

	4つの拠点	2本の軸		史跡斎宮跡
若者世代	1)-②【若者世代】に記載	2)-①【若者世代】に記載 2)-②【若者世代】に記載	+	駅近の誘導区域・施設との両立 3)に記載
子育て世代	1)-①【子育て世代】に記載 1)-②【子育て世代】に記載	2)-①【子育て世代】に記載 2)-②【子育て世代】に記載		
高齢世代	1)-①【高齢世代】に記載 1)-②【高齢世代】に記載	2)-①【高齢世代】に記載 2)-②【高齢世代】に記載		

1) 拠点への誘導方針

明和町内に暮らす市民が、各種生活サービスを平等に享受できるよう、拠点ごとに都市施設を誘導します。明和町全域におけるサービスは、都市拠点へ誘導を行い、各拠点へアクセスできるよう、交通ネットワークを維持・確保します。買い物や子育て、通院等、日常生活で欠かせないものは、都市拠点、生活拠点へ誘導します。

各施設の誘導は、居住誘導区域内の人口密度や施設の利用人数に応じて検討します。

① 都市拠点への施設誘導方針

生活の中心となる場所として、行政機能や商業・業務機能、教育機能、医療機能などの多様な都市機能を誘導します。

【子育て世代】

居住誘導区域のどの場所からでも徒歩圏内に収まるよう、子育て施設を配置します。

収容人数は、居住誘導区域内の人口密度や施設の利用人数に応じて検討します。

【高齢世代】

居住誘導区域のどの場所からでも徒歩圏内に収まるよう、病院・診療所を誘導します。

② 生活拠点への施設誘導方針

一定のサービス水準に達するよう、買い物や医療などの日常生活に欠かせない都市施設を誘導します。

【若者世代】

駅周辺への居住誘導を行い、生活サービスを向上させるため、駅から徒歩圏内にコンビニエンスストア等の小規模商業施設を誘導します。

【子育て世代】

居住誘導区域のどの場所からでも徒歩圏内に収まるよう、子育て施設を配置します。

収容人数は、居住誘導区域内の人口密度や施設の利用人数に応じて検討します。

【高齢世代】

居住誘導区域のどの場所からでも徒歩圏内に収まるよう、病院・診療所を誘導します。

2) 公共交通軸に関する基本方針

明和町外への移動については、近鉄山田線を明和町の基幹軸として設定します。さらに、商業拠点・都市拠点・生活拠点間の町民バスの維持・確保のための施策を実施します。

① 近鉄山田線

一定の人口密度になるように、生活拠点への居住誘導を実施することで、鉄道利用の促進を図ります。

【若者世代】

鉄道において、通勤・通学での利用が多いことから、朝(7-8時)、夕方(16-18時)の時間帯の運行本数の維持・確保を、必要に応じて鉄道事業者に働きかけます。

【子育て世代】【高齢世代】

明和町外への移動ニーズに応えるため、昼間の時間帯においても2本以上の運行本数の維持・確保を、必要に応じて鉄道事業者に働きかけます。

② 町民バス等

都市拠点・生活拠点・商業拠点間の相互の移動が円滑になるように、町民バスの維持・確保を図ります。拠点以外への移動については、デマンド型交通の充実を図ります。

【若者世代】

町民バスによる生活拠点及び商業拠点へのアクセス性向上を図ります。

【子育て世代】

子連れでも利用しやすいよう、町民バス等のサービス向上を図ります。

【高齢世代】

医療・福祉施設と連携し、町民バスのバス停を施設内に設けるなどの誘導を行います。町民バスの利用が時間的・立地的に不便であるケースを踏まえ、デマンド型交通のサービスを継続実施し、交通不便地域の解消を図ります。

3) 史跡齋宮跡周辺への誘導方針

明和町のシンボルである史跡齋宮跡を今後も守りつつ、周辺の住民が、これからも明和町の誇りとして愛着をもって住み続けてもらえるよう、齋宮駅南側への居住誘導を図ります。

商業施設等の誘導については、史跡齋宮跡や伊勢街道沿いの雰囲気を変えないよう、店舗面積等に制限を設け、歴史風致を維持しつつ、居住誘導の両立を図ります。誘導する商業施設は、明和町民に向けたものだけでなく、観光客に向けた都市施設の導入を行い、観光客誘致を図ります。

第4章 防災指針

4-1. 防災指針について

(1) 防災指針とは

近年、自然災害が頻発しており、その被害も激甚化しています。そのため、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が増しています。このような背景により、令和2(2020)年に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが必要になりました。

明和町は伊勢湾に面しており、南海トラフ巨大地震による大規模津波の発生が危惧されています。また、気候変動の影響により、大雨等の被害が甚大化する傾向にあり、河川の氾濫等による洪水被害が危惧されています。

このことから、明和町で想定されている各種災害の情報（ハザード情報）を、人口分布や避難場所・避難所等の都市情報を重ね合わせることで、町民や施設等が災害にさらされている程度（曝露）を示します。その上で、災害発生時の状況に対してどれだけ弱いか（脆弱性）を明らかにします。このように「災害リスクの分析」を行った上で、災害に強いまちづくりを実現するための基本的な考え方を示します。

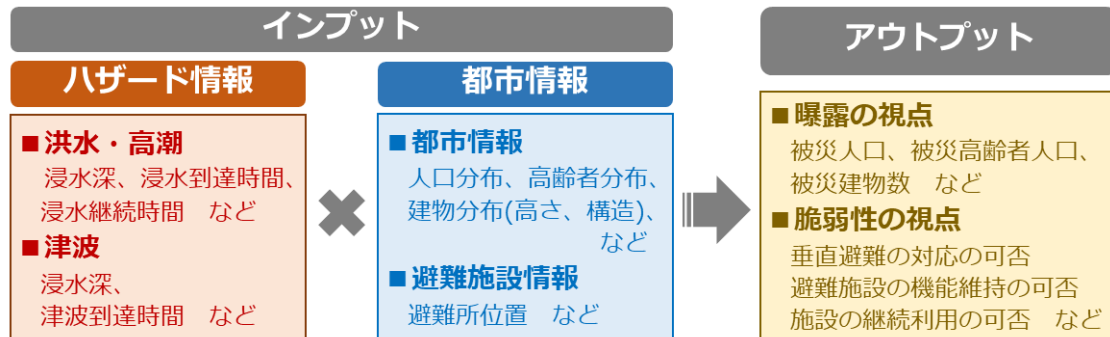


図 4-1 ハザード情報と都市情報の重ね合せによる曝露及び脆弱性を明らかにするイメージ

(2) 防災指針検討の流れ

防災指針は、以下の流れで検討します。

■防災指針検討の流れ

① 明和町内の災害ハザード情報（洪水、高潮、津波、土砂災害）を整理します。

② 都市情報（人口分布、家屋分布等）※を整理します。



③ ハザード情報と都市情報を地図上で重ね合わせ、どの程度危険にさらされているか（曝露の状態）を整理します。

④ 曝露の状態を踏まえ、避難可能性などの災害対応力の弱さ（脆弱性）を分析し、防災上の課題を整理します。



⑤ 防災上の課題を踏まえ、明和町における防災の基本方針を設定します。

⑥ 基本方針を踏まえ、具体的な防災施策を、実施主体と実施スケジュールを含めて設定します。

※)防災指針で用いる都市情報（人口、家屋等）については、以下のとおり加工して用いるものとします。集計の関係上、数値の合計が合致しないこともありうるため、防災指針で扱う人口の数値は概算とします。

■人口情報は、令和2年国勢調査結果による250mメッシュデータを用います。

■家屋情報(延床面積、階数等)は、明和町が保有する家屋情報を用います。

■メッシュ内にある個々の家屋に、延床面積に比例して人口情報を付与します。

■人口情報を集計する際は、100mメッシュ単位で、当該メッシュ内にある家屋に付与した人口情報を合計します。

4-2. 災害リスクの分析及び課題の抽出

(1) 明和町におけるハザード情報

防災指針の対象とするハザード情報は、頻発・激甚化する水災害（洪水、高潮）及び土砂災害、南海トラフ地震に伴う津波災害を対象とします。

このほかにも、災害リスクとして農業用ため池の決壊がありますが、ため池決壊による浸水想定については、住宅等の一部で浸水が想定されるものの、想定浸水深は概ね 0.5m 未満（最大でも 2m 未満）であり都市機能誘導区域に影響しないこと等から、本防災指針では定量的な重点分析対象とはしていません。ため池の監視・点検、情報伝達、避難行動の確保は地域防災計画およびため池ハザードマップ等の運用により担保するものとします。

表 4-1 防災指針の対象とするハザード

災害種別	ハザード情報	ハザードの概要
洪水	洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	洪水浸水想定区域（想定最大規模、概ね 1000 年に 1 度程度の確率で発生する豪雨）とは、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により、各河川（櫛田川、祓川、笹笛川、大堀川）が氾濫した場合に想定される浸水区域です。
高潮	高潮浸水想定区域 (想定最大規模)	高潮浸水想定区域（想定最大規模）とは、伊勢湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に想定される浸水区域です。
津波	津波浸水想定区域 (理論上最大)	津波浸水想定区域（理論上最大）とは、南海トラフ地震において、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波があった場合に、浸水被害が想定される区域です。
土砂災害	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。
	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。

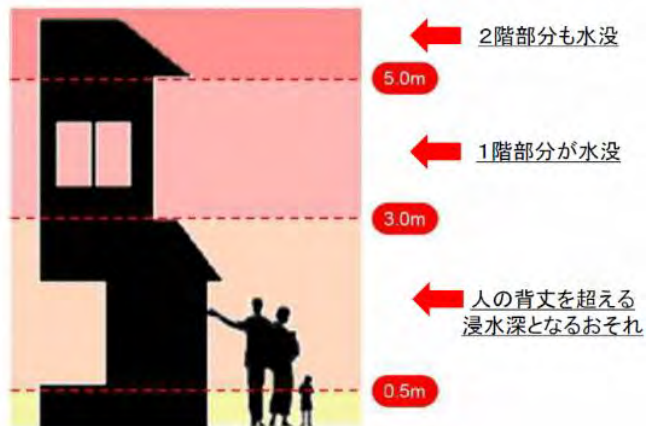
(2) 災害リスク分析（曝露の視点）

1) 基本的な考え方

災害リスクの分析にあたり、各種ハザード情報について、「人や財産への影響」について、次のとおり整理しました。

① 洪水及び高潮について着目する浸水深

- 浸水深が 0.5m 以上の場合、床上浸水の恐れがあります。また、避難所等への避難が困難となり、2 階への垂直避難が必要となります。
- 浸水深が 3.0m 以上の場合、2 階部分も水没し、垂直避難も困難となります。

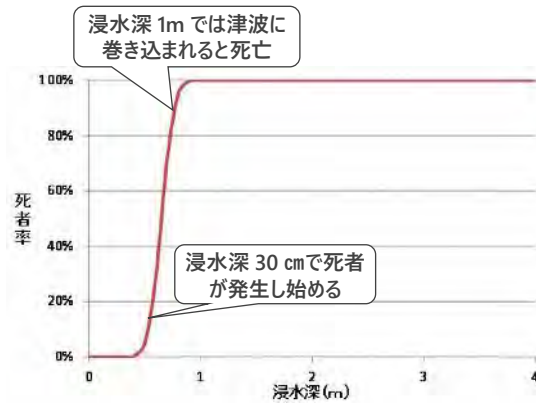


出典：「水害ハザードマップ作成の手引き」（国土交通省）

図 4-2 洪水浸水深及び高潮浸水深の考え方

② 津波について着目する浸水深

- 浸水深が 0.3m 以上の場合、人的被害が発生するリスクが高まります。



出典：内閣府、南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要

図 4-3 津波の人的被害を及ぼす津波浸水深の考え方

- 浸水深が2.0m以上の場合、家屋の全壊リスクが大きくなります。

出典：国土交通省、
東日本大震災による被災現況
調査結果（第1次報告）

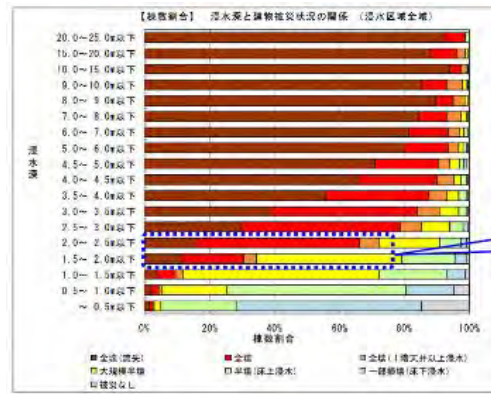


図 4-4 津波の物的被害を及ぼす津波浸水深の考え方

③ 土砂災害の基本的な考え方

土砂災害における「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の考え方は、以下のとおりです。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



出典:土砂災害防止法の概要（国土交通省ホームページ）

図 4-5 土砂災害の種類

2) 被災人口

災害が発生した場合の被災人口について、洪水、高潮、津波、土砂災害のハザードごとに算出しました。

① 洪水による被災人口

想定最大規模の大雨で、櫛田川、祓川、笹笛川、大堀川のいずれかの河川が氾濫した場合、避難所等への水平避難が困難となる浸水深 0.5m 以上となる場所の人口を「洪水による被災人口」とし、算出しました。

明和町における「洪水による被災人口」は約 2,500 人です。河川ごとの被災人口は、以下のとおりです。特に櫛田川氾濫による被災人口が約 2,200 人と多いです。被災人口は、斎宮地区西部（祓川周辺）、大淀地区中心部、上御糸地区北部、下御糸地区全域に点在しています。

表 4-2 河川ごとの洪水による被災人口

氾濫河川	被災人口	被災人口(全河川)
櫛田川	約 2,200 人	約 2,500 人 (重複あり)
祓川	約 180 人	
笹笛川	約 290 人	
大堀川	約 170 人	

櫛田川が氾濫した場合の被災人口（約 2,200 人）は、以下のとおり分布しています。

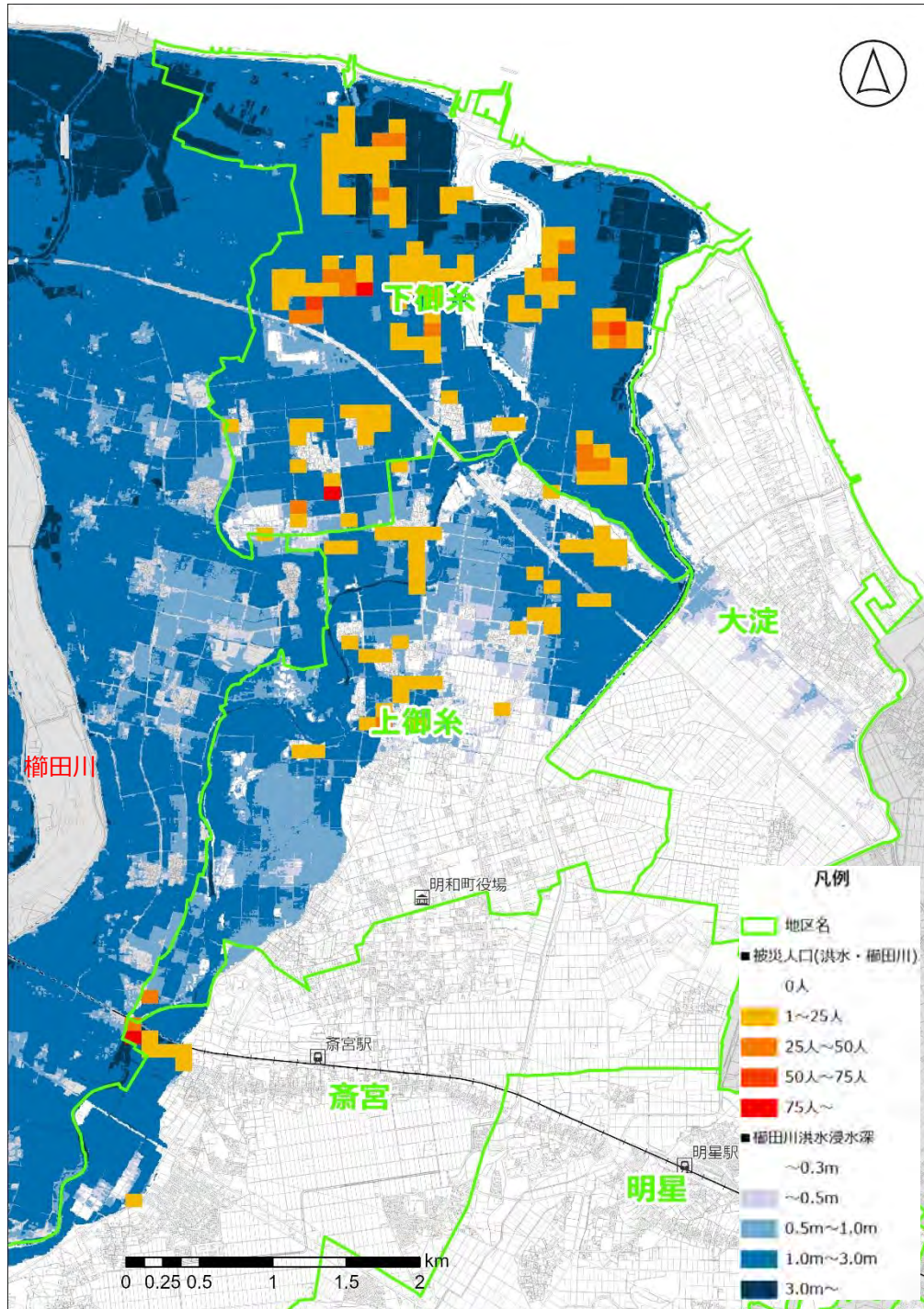


図 4-6 櫛田川の洪水による被災人口

② 高潮による被災人口

想定最大規模の高潮が発生した場合、避難所等への水平避難が困難となる浸水深 0.5m 以上の人口を「高潮による被災人口」とし、算出しました。

明和町における「高潮による被災人口」は約 4,100 人です。国道 23 号より海岸側の大淀地区及び下御糸地区に集中しています。

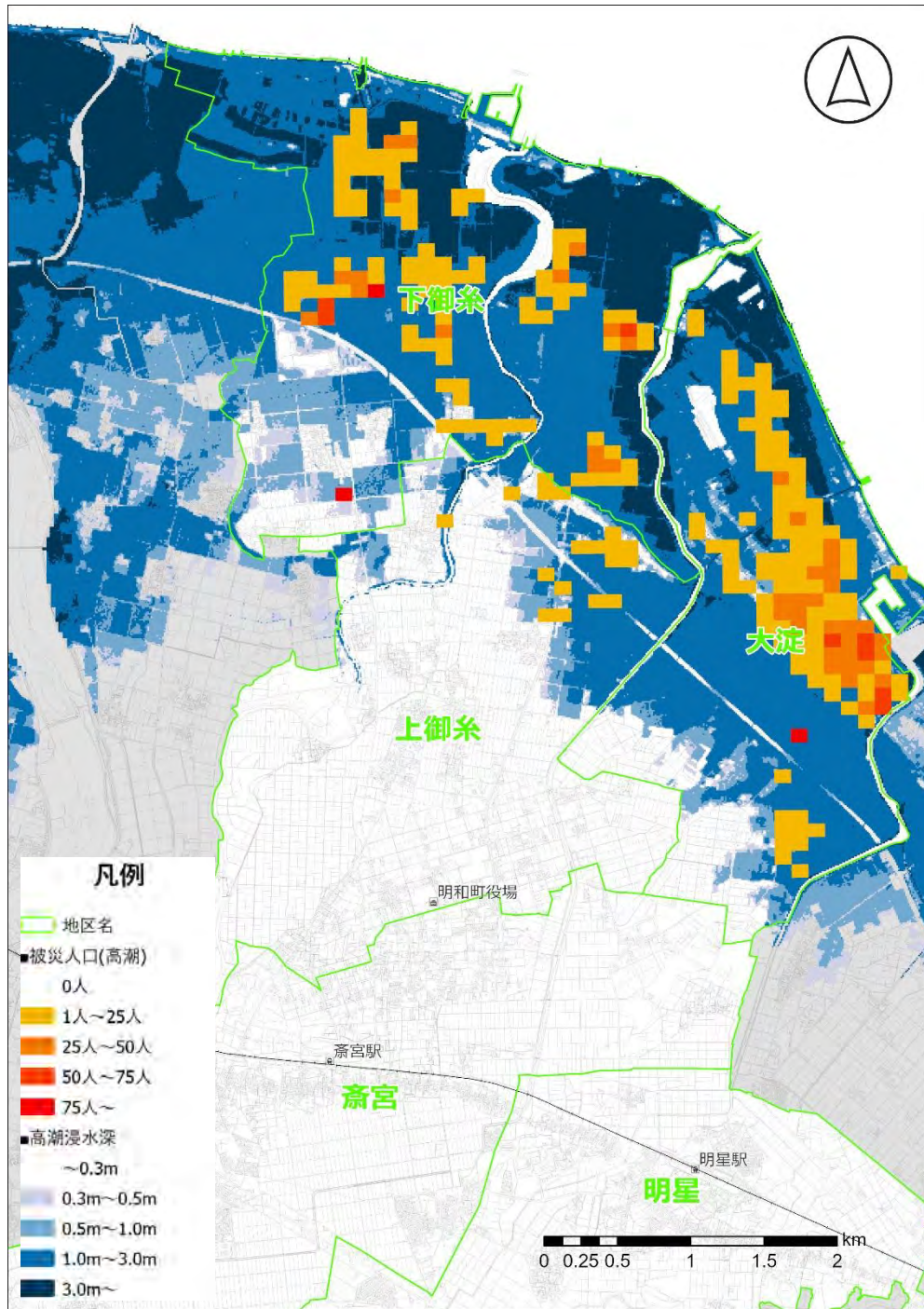


図 4-7 高潮による被災人口

③ 津波による被災人口

理論上最大の津波が発生した場合、津波避難タワー等の緊急避難施設への避難が困難となる浸水深 0.3m 以上の人口を「津波による被災人口」とし、算出しました。

明和町における「津波による被災人口」は約 4,600 人です。国道 23 号より海岸側の大淀地区及び下御糸地区に集中しています。国道 23 号より内陸側でも、一部まとまって被災する地域も存在します。

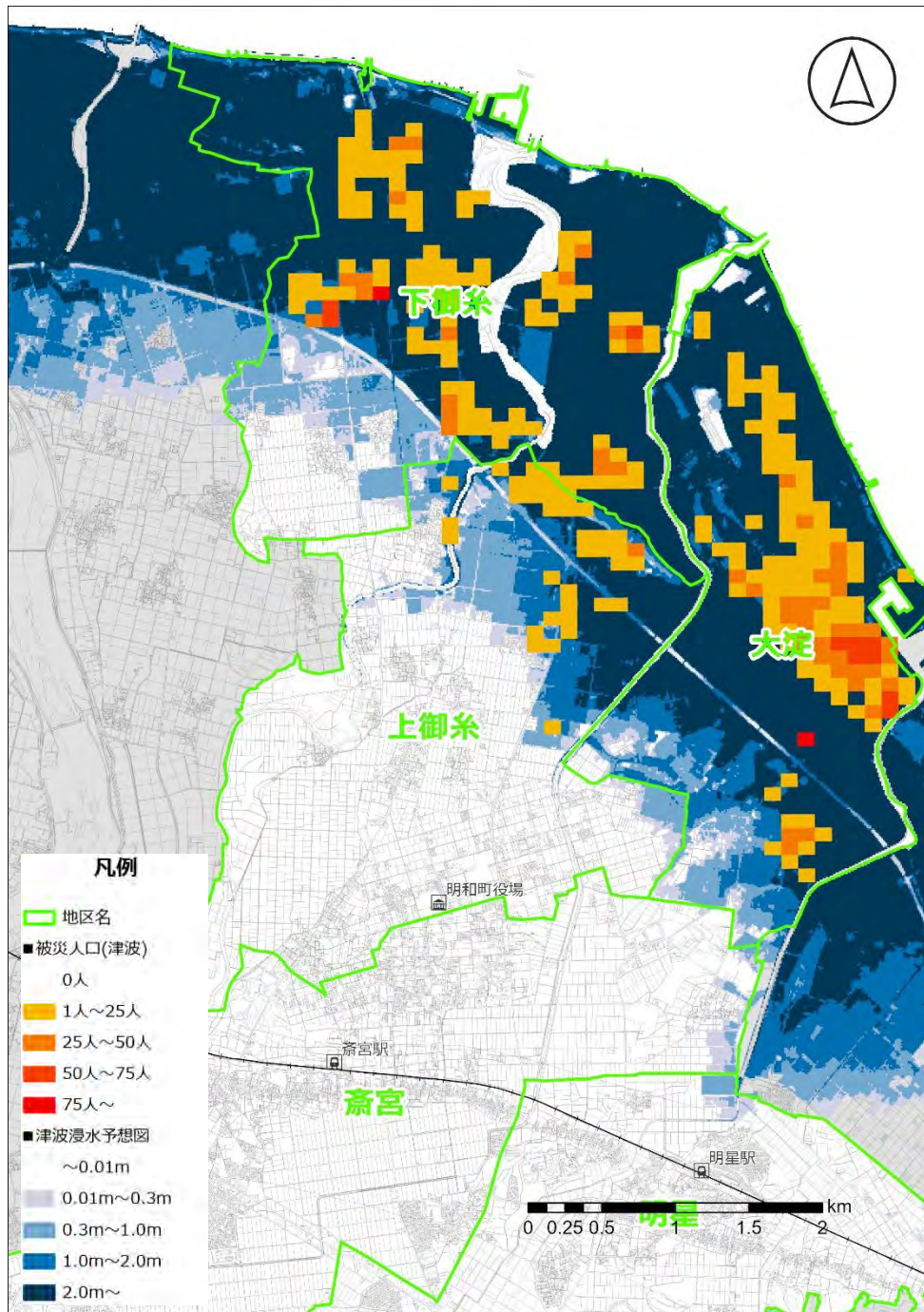


図 4-8 津波による被災人口

④ 土砂災害による被災人口

土砂災害警戒区域内に居住する人口「土砂災害による被災人口」とし、算出しました。

明和町における「土砂災害による被災人口」は20人未満です。

3) 物的被害の状況

津波浸水深が2.0mを超える場合、全壊家屋が急激に増えると言われています。理論上最大規模の津波が発生した場合に2.0m以上の津波浸水が想定される地域に所在する家屋の分布について、以下に示します。特に大淀地区に集中していますが、下御糸地区にも点在しています。

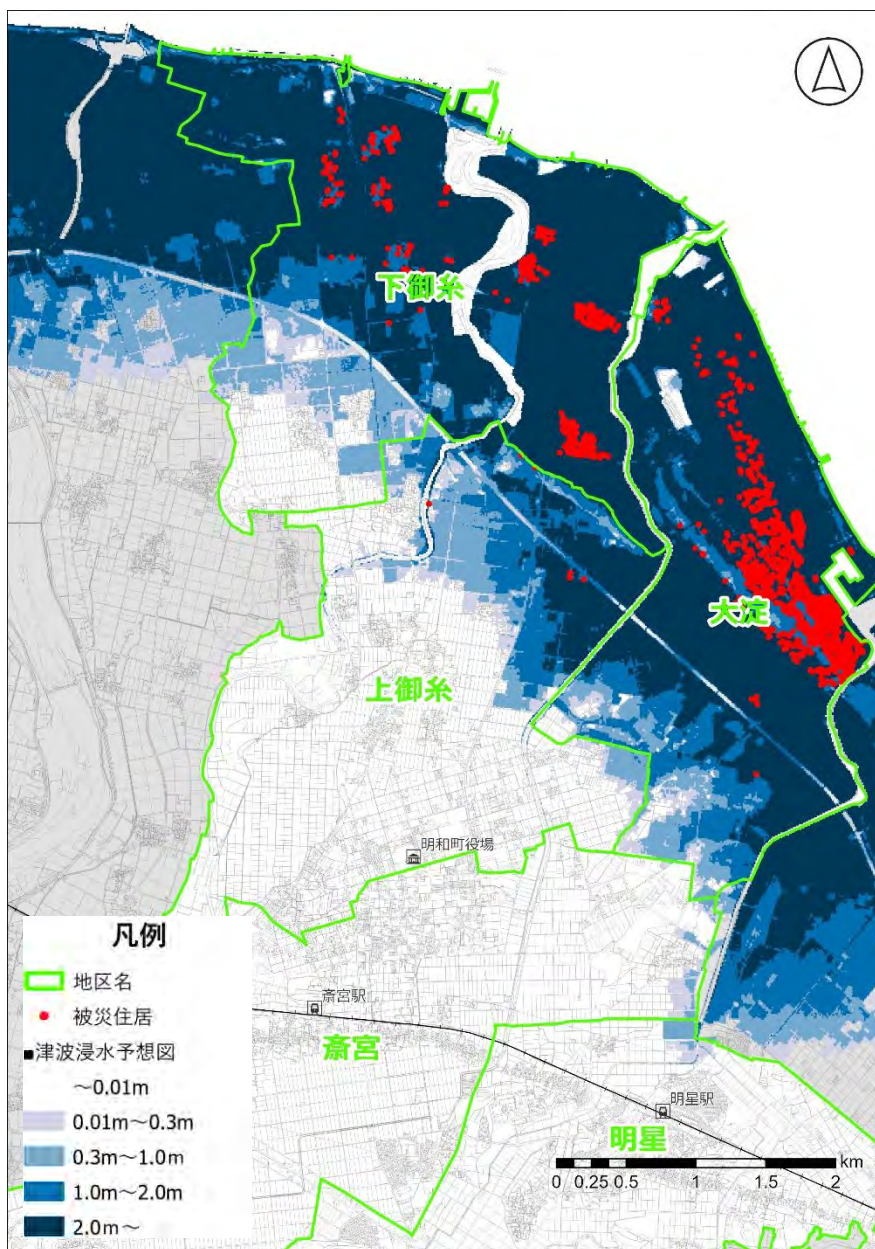


図 4-9 津波により全壊の恐れがある家屋の分布

(3) 災害リスク分析（脆弱性の視点）

1) 基本的な考え方

災害リスクの分析にあたり、ハザードの大きい場所に居住している住民が安全に避難できるか、検証を行いました。検証内容は、以下のとおりです。

表 4-3 脆弱性の検証内容

検証項目	対象とするハザード
短時間で避難が可能か	津波
緊急避難場所は避難者の受け入れに十分か	津波
指定避難所は安全か	洪水
	高潮
	津波

2) 短時間での避難可能性の検証

「明和町津波避難計画」では、津波避難困難地域の設定にあたり、避難可能距離を「850m 未満」と設定しています。設定根拠は、以下のとおりです。

■【計算式】歩行速度×（津波到達時間－避難開始時間）

■【計算結果】分速 27.67m×（37分－5分）＝885.44m≒850m

※歩行速度：時速 1.66km≒分速 27.67m

<乳幼児、高齢者等歩行速度が遅い同行者がいた場合の歩行速度>
(資料：津波防災まちづくりの計画策定に係る指針(国土交通省))

※津波到達時間：明和町に 50cm の津波が到達する予測時間である 37 分
<三重県発表沿岸評価点における 50cm 津波到達時間>

※避難開始時間：5分

明和町では、津波緊急避難施設として、津波避難タワーを6箇所設置しています。また、イオンモール明和についても、津波避難ビルとして設定しています。しかし、850m 以内に津波緊急避難場所が存在しないエリアが存在します。

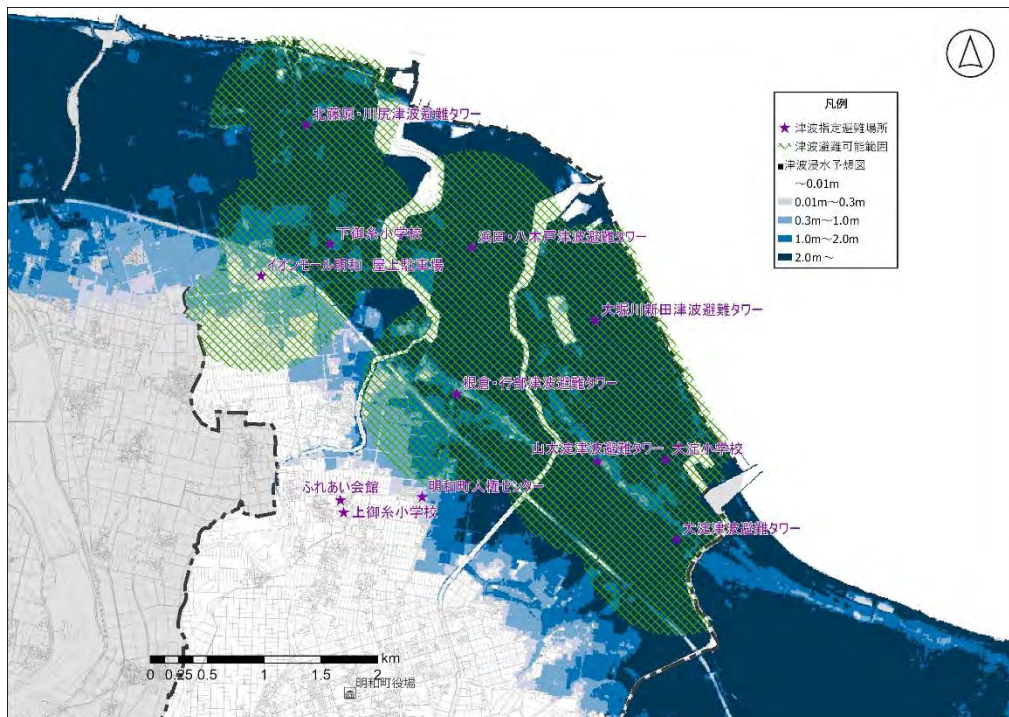


図 4-10 津波避難が可能な範囲

津波避難タワー等まで 850m 以上の場所を緊急避難場所圏外として、そこに居住している人口を算出の結果、津波浸水想定区域（浸水深 0.3m 以上）に居住する町民のうち、約 300 人が津波避難タワー等から 850m 以上離れた場所に居住しています。なお、平成 27(2015)年に策定した明和町津波避難計画では、緊急避難場所圏外の住民は、内陸部への避難を行うこととしています。

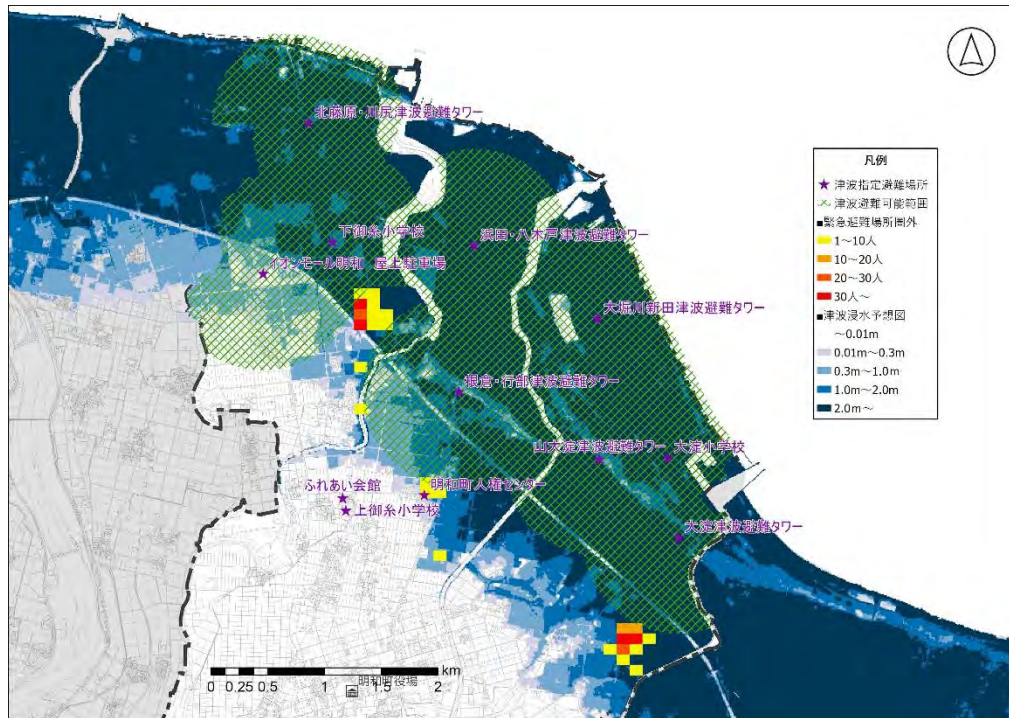


図 4-11 緊急避難場所圏外の人口の分布

3) 緊急避難場所の受け入れ人数

6箇所の津波避難タワー、大淀小学校、下御糸小学校及びイオンモール明和において、避難人口と収容人数を整理しました。緊急避難場所の受け入れ人数は概ね充足しています。ただし、イオンモール明和への避難については、国道 23 号を横切る必要があり、緊急輸送車両や避難車両との交錯が発生しないような避難経路の確保が必要です。

表 4-4 津波避難タワー等の収容人数検証結果

津波避難タワー等	収容人数	避難人数
イオンモール明和屋上駐車場	10,000 人	約 590 人
大淀津波避難タワー	1,085 人	約 1,080 人
浜田・八木戸津波避難タワー	381 人	約 320 人
大堀川新田津波避難タワー	396 人	約 220 人
北藤原・川尻津波避難タワー	294 人	約 250 人
山大淀津波避難タワー	645 人	約 620 人
根倉・行部津波避難タワー	684 人	約 520 人
大淀小学校(屋上)	600 人	約 590 人
下御糸小学校(屋上)	200 人	約 190 人

4) 指定避難所の安全性

明和町では災害発生時の避難場所として、32 箇所の指定避難所を定めています。これらの指定避難所について、ハザードごとの脆弱性の検証を行いました。

検証結果を以下に示します。

表 4-5 指定避難所の安全性（浸水リスクのある避難所のみ）

指定避難所	収容人数	洪水		高潮	津波
		櫛田川	祓川		
大淀小学校	190 人			0.5m 以上の浸水	2.0m 以上の浸水
山大淀公民館	40 人			0.5m 以下の浸水	1.0m 以上の浸水
東行部集会所	15 人	1.0m 以上の浸水		0.5m 以上の浸水	2.0m 以上の浸水
下御糸小学校	180 人	1.0m 以上の浸水	0.5m 以下の浸水	0.5m 以上の浸水	1.0m 以上の浸水
ささふえ保育所	40 人	0.5m 以上の浸水		0.5m 以下の浸水	0.3m 以上の浸水
明和町人権センター	30 人	0.5m 以下の浸水			
上御糸小学校	190 人	0.5m 以下の浸水			0.3m 以下の浸水
明和町担い手センター	120 人				0.3m 以上の浸水
大淀会館	40 人			0.5m 以上の浸水	1.0m 以上の浸水
みいと会館	40 人	0.5m 以上の浸水		0.5m 以上の浸水	1.0m 以上の浸水

① 洪水（櫛田川）による指定避難所浸水リスク

櫛田川の想定最大規模の豪雨による洪水により、上御糸地区の東行部集会所及びささふえ保育所、ならびに下御糸地区の下御糸小学校及びみいと会館は、水平避難が困難となる0.5m以上の浸水となる可能性があります。

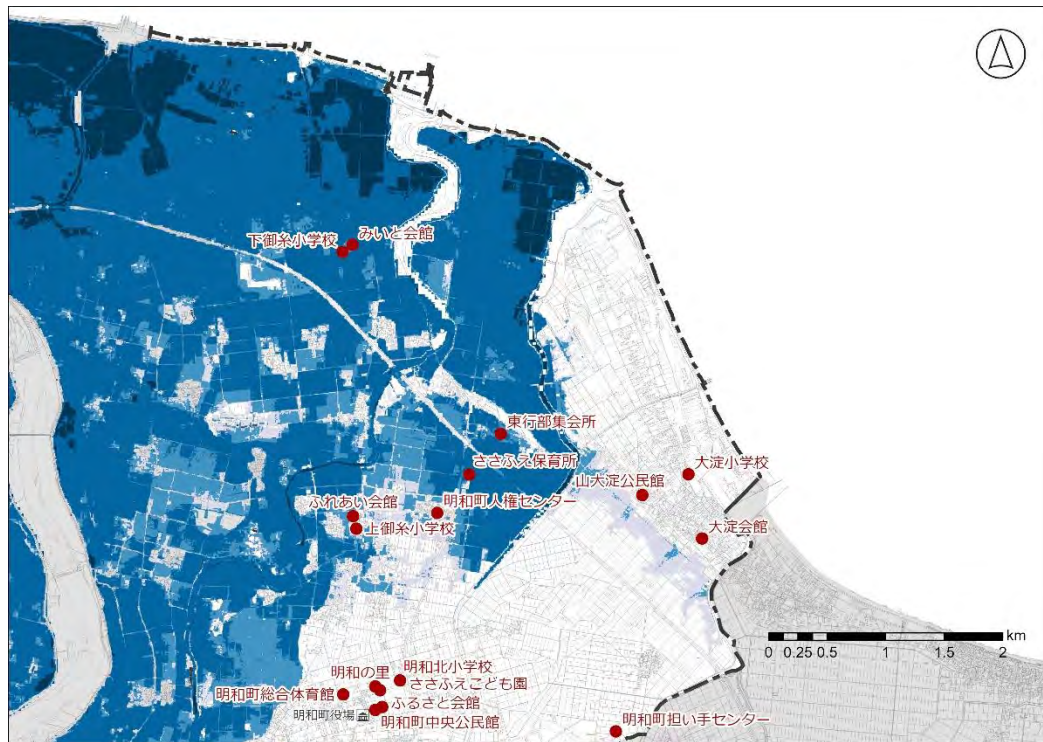


図 4-12 洪水（櫛田川）による指定避難所浸水リスク

② 高潮による指定避難所浸水リスク

想定最大規模の高潮により、大淀地区の大淀小学校及び大淀会館、下御糸地区の下御糸小学校及びみいと会館、ならびに上御糸地区の東行部集会所は、水平避難が困難となる0.5m以上の浸水となる可能性があります。

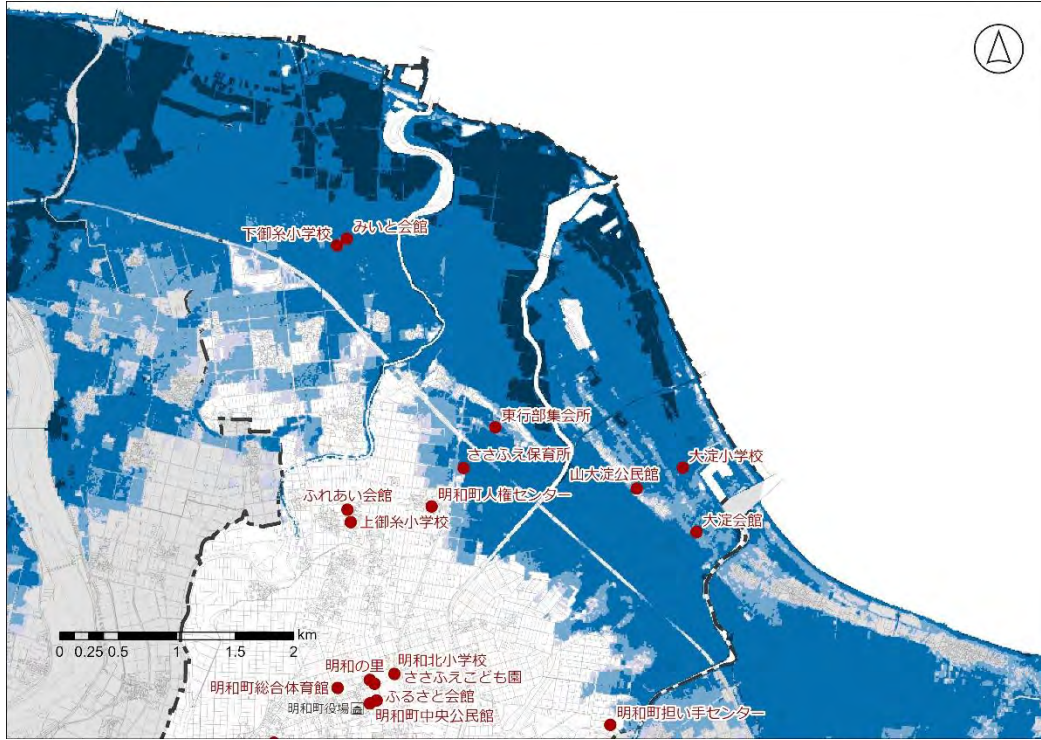


図 4-13 高潮による指定避難所浸水リスク

③ 津波による指定避難所浸水リスク

南海トラフ地震で理論上最大規模の津波が発生した場合、大淀地区の大淀小学校、大淀会館及び明和町担い手センター、下御糸地区の下御糸小学校及びみいと会館、ならびに上御糸地区の東行部集会所及びささふえ保育所は、避難が困難となる0.3m以上の浸水となる可能性があります。さらに、大淀小学校及び東行部集会所については、建物の倒壊リスクが高い2.0m以上の浸水となる可能性があります。

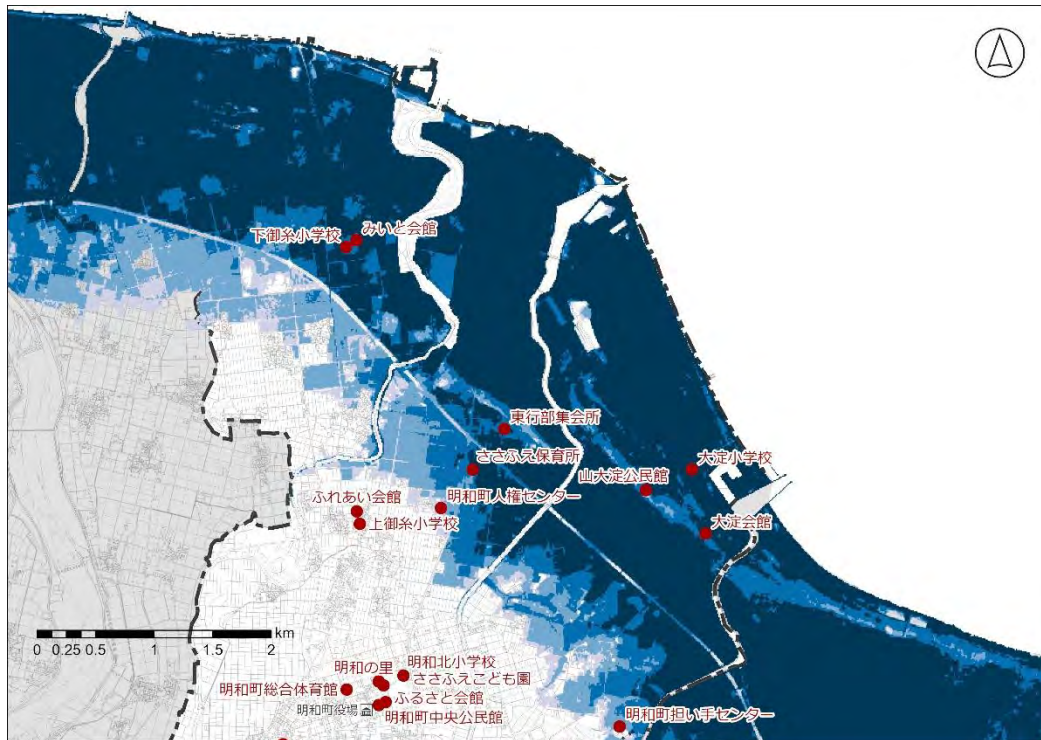


図 4-14 津波による指定避難所浸水リスク

(4) 災害リスクに関する課題のまとめ

災害リスクの分析結果より、明和町の防災上の課題は、以下のとおりとなります。

1) ハザードエリアの偏り

- 明和町におけるハザードエリアは、洪水、高潮、津波のいずれの災害でも、町北部の海岸沿い（概ね国道23号より北側）に集中しています。一方で、町南部では一部に土砂災害警戒区域や浸水想定区域が含まれるものの、概ねハザードが少ない状態となっています。

2) 災害発生時の避難上の問題

- 前述のハザードエリアでは、洪水及び高潮発生時に、避難が困難となり、取り残される恐れのある町民が一定数存在します。
- 下御糸地区を中心に、津波警戒時に所定の時間内に津波避難タワーへ到達することができずに、内陸部への避難が必要な町民が一定数（約300人）存在します。
- イオンモール明和への避難の場合、居住場所によっては国道23号を横切る必要があります。

3) 津波発生による家屋倒壊

- 大淀地区では、理論上最大規模の津波が発生した場合、集落の多くの家屋で全壊のリスクがあります。

4) 避難場所の脆弱性

- 明和町北部に位置するハザードエリアに位置する指定避難所は、その多くが浸水リスクにさらされています。浸水により、町民の避難や長期滞在が困難となるおそれがあります。

地域ごとの防災上の課題は、以下のとおりです。

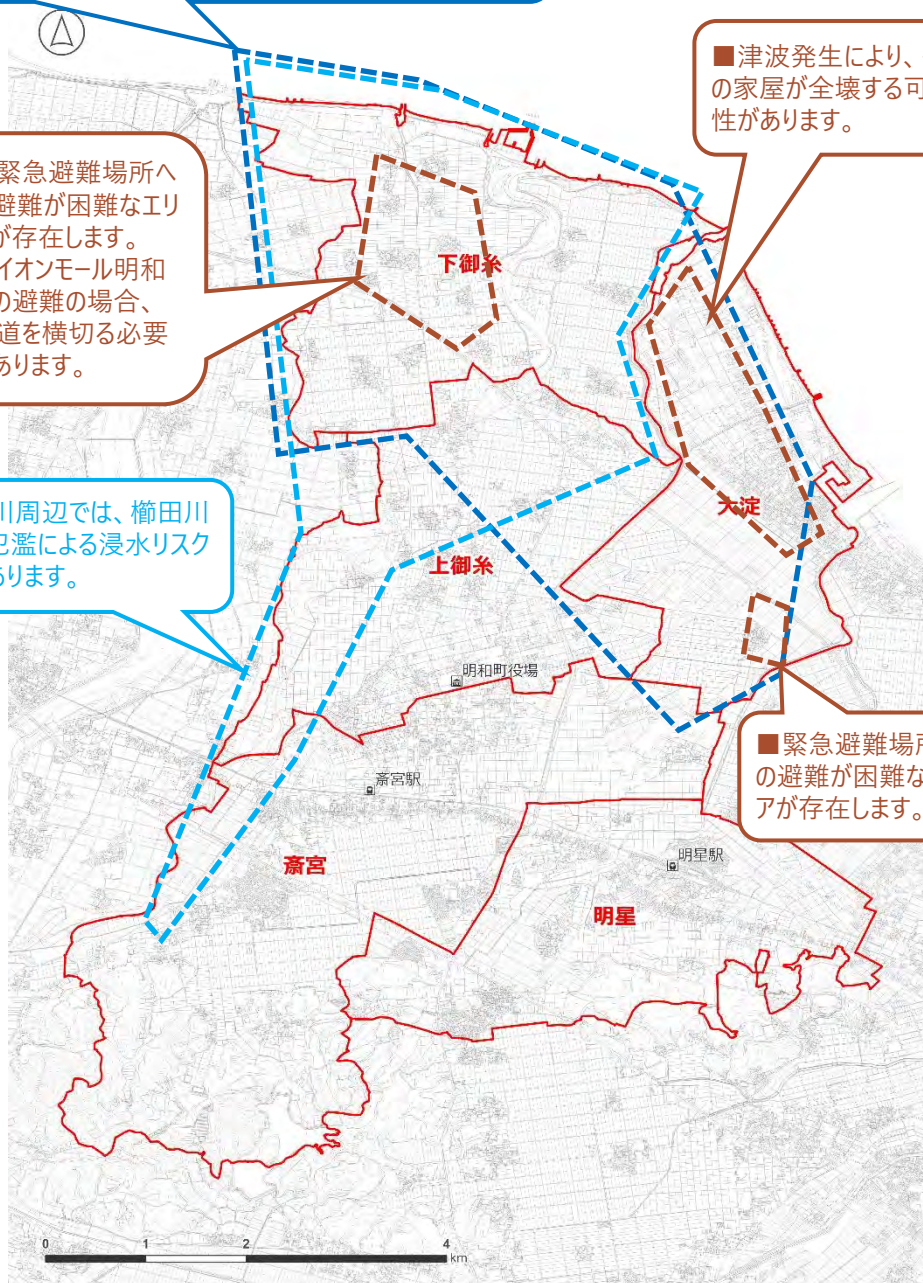
概ね国道23号より北側では、高潮や津波により、広範囲に災害リスクの高いエリアが広がっています。災害発生時には、多くの町民が取り残されるおそれがあります。

■ 緊急避難場所への避難が困難なエリアが存在します。
 ■ イオンモール明和への避難の場合、国道を横切る必要があります。

■ 津波発生により、多くの家屋が全壊する可能性があります。

祓川周辺では、櫛田川の氾濫による浸水リスクがあります。

■ 緊急避難場所への避難が困難なエリアが存在します。



4-3. 防災に関する方針・施策

(1) 防災に関する基本方針

防災まちづくりを推進するためには、施策実施により災害リスクの回避・低減に努めるとともに、災害に係る情報を町民や事業者と共有するとともに、適切な居住誘導を図り、災害に対する対応力を高めていくことが重要です。

防災上の課題を踏まえ、明和町の防災に関する基本方針を、以下のとおり定めます。

【方針①】
災害リスクの低い地域への居住誘導を促進することにより、リスクの回避を図ります。

【方針②】
災害を防御するための基盤整備を、引き続き推進します。

【方針③】
災害リスクの高い地域の防災力を高めるため、既存施設の活用による拠点化を推進します。

【方針④】
人的・物的被害を最小限とするための仕組みを構築します。

【方針⑤】
災害警戒時・発生時における適切な行動につながる施策を推進し、町民の防災に対する意識向上を促進します。

(2) 防災施策に関する基本的な考え方

居住誘導区域または都市機能誘導区域以外も含めた町域で実施する防災・減災対策の取り組み方針を以下に示します。防災・減災対策は、災害発生時に被害が生じないようにする「災害リスクの回避」と、災害発生時に被害を軽減・防止するための災害リスクの低減に分類します。また、「災害リスクの低減」対策は、施設整備などによる「ハード対策」と、避難体制の整備などの「ソフト対策」に分類します。

表 4-6 防災施策の分類及び方向性

防災対策の分類		防災対策の方向性
災害リスクの回避		災害リスクのある区域の居住抑制(曝露への対応)
災害リスクの低減	ハード対策	建造物の整備・改修(ハザードへの対応)
	ソフト対策	災害発生時に確実に人命確保(脆弱性への対応)

(3) 防災施策

1) 実施施策

本計画で定める防災施策は、以下のとおりとします。防災施策における対象となるハザードは、洪水、高潮、津波のほか、下水道の内水氾濫も対象とします。

なお、実施施策の対象範囲は、明和町全域とします。

表 4-7 防災施策一覧

施策分類		施策内容	
災害リスクの回避		1-1.【共通】災害リスクが高い地域の居住誘導区域からの除外 1-2.【共通】居住誘導区域外からの居住誘導(災害リスク情報提供等)	
災害リスクの低減	ハード対策	2.災害発生による被害の低減に向けた施設整備	2-1.【洪水】河道掘削・護岸整備 2-2.【洪水】【高潮】【津波】河川・海岸の定期的な点検及び耐震化推進 2-3.【洪水】【高潮】【津波】河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 2-4.【洪水】【内水】雨水調整機能の確保(浸透柵設置等)
		3.避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備	3-1.【津波】緊急避難施設の維持(小学校跡地の活用) 3-2.【津波】狭隘道路の改善促進 3-3.【共通】避難場所等となる公園や広場の確保 3-4.【共通】緊急輸送道路の橋梁耐震化の推進 3-5.【共通】橋梁等の長寿命化対策の実施 3-6.【共通】役場庁舎防災棟(仮称)の設置
	ソフト対策	4.災害対応体制の充実	4-1.【共通】必要に応じた防災マップの更新 4-2.【共通】広域的な連携体制の構築 4-3.【洪水】【高潮】【津波】町北部地域の防災拠点化 4-4.【津波】事前復興まちづくり計画の策定 4-5.【津波】交通渋滞の回避のための検討
		5.ハザードの認知向上	5-1.【共通】ハザードマップの周知 5-2.【内水】浸水想定分析及びハザードマップ(内水)の作成
		6.避難体制の整備	6-1.【共通】継続的な防災訓練・防災教育の実施 6-2.【共通】情報伝達手段の多重化・多様化の推進(町防災無線、エリアメール等) 6-3.【津波】津波避難看板等の維持
		7.自助・共助対策の強化	7-1.【共通】住民による自発的な防災訓練の実施 7-2.【共通】地域と共同で実施する防災学習プログラムの推進 7-3.【共通】要配慮者支援体制及び避難体制の拡充












2) 施策の実施主体及び実施スケジュール

防災施策の実施主体及び実施スケジュールは、以下のとおりとします。

表 4-8 防災施策の実施主体及び実施スケジュール（リスクの回避及びリスクの低減(ハード)）

施策内容	実施主体	スケジュール		
		短期 (5年以内)	中期 (5～10年)	長期 (10～20年)
1-1 災害リスクが高い地域の 居住誘導区域からの除外	明和町	計画の周知 →		
1-2.居住誘導区域外からの居住誘導 (災害リスク情報提供等)	明和町 町民		継続実施 →	
2.災害発生による被害の低減に向けた施設整備				
2-1.河道掘削・護岸整備	国交省		継続実施 →	
2-2.河川・海岸の定期的な点検 及び耐震化推進	三重県		継続実施 →	
2-3.河川・海岸の水門等の自動閉鎖化 ・遠隔操作化	明和町 三重県		継続実施 →	
2-4.雨水調整機能の確保(浸透枳設置等)	明和町		継続実施 →	
3.避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備				
3-1.緊急避難施設の維持 (小学校跡地の活用)	明和町	詳細検討 →	運用 →	
3-2.狭隘道路の改善促進	明和町		継続実施 →	
3-3.避難場所等となる公園や 広場の確保	明和町		継続実施 →	
3-4.緊急輸送道路の橋梁耐震化の推進	三重県 国交省		継続実施 →	
3-5.橋梁等の長寿命化対策の実施	明和町 三重県 国交省		継続実施 →	
3-6.役場庁舎防災棟(仮称)の設置	明和町	計画・設計・施工 →		運用 →

表 4-9 防災施策の実施主体及び実施スケジュール（リスクの低減(ソフト)）

施策内容	実施主体	スケジュール		
		短期 (5年以内)	中期 (5～10年)	長期 (10～20年)
4.災害対応体制の充実				
4-1.防災マップの定期的な更新	明和町		継続実施	
4-2.広域的な連携体制の構築	明和町 三重県 国交省		継続調整	
4-3.町北部地域の防災拠点化	明和町 企業	詳細検討	継続実施	
4-4.事前復興まちづくり計画の策定	明和町	詳細検討		
4-5.交通渋滞回避のための検討	明和町 三重県 国交省	詳細検討		
5.ハザードの認知向上				
5-1.ハザードマップの周知	明和町		継続実施	
5-2.浸水想定分析ハザードマップ(内水)の作成	明和町	詳細検討	継続更新	
6.避難体制の整備				
6-1.継続的な防災訓練・防災教育の実施	明和町		継続実施	
6-2.情報伝達手段の多重化・多様化の推進(町防災無線、エリアメール等)	明和町		継続実施	
6-3.津波避難看板等の維持	明和町		継続実施	
7.自助・共助対策の強化				
7-1.住民による自発的な防災訓練の実施	明和町 町民		継続実施	
7-2.地域と共同で実施する防災学習プログラムの推進	明和町 町民		継続実施	
7-3.要配慮者支援体制及び避難体制の拡充	明和町 町民	詳細検討	運用	

第5章 誘導区域及び誘導施設

5-1. 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域設定の一般的な考え方

居住誘導区域は、都市再生特別措置法において、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように定めます。

1) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

以下に、居住誘導区域を定めることが考えられる区域を示します。

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

2) 居住誘導区域に含まないとされている区域

以下に、居住誘導区域に含まないとされている区域を示します。

- 市街化調整区域
- 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法第5条第2項第1号に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- 自然公園法第20条第1項に規定する特別地域、森林法第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

- 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域（同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く）
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）
- 土砂災害特別警戒区域
- 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

3) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

以下に、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を示します。

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
- 水防法第15条第1項4号に規定する浸水想定区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

4) 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域

以下に、居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域を示します。

- 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- 都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域

(2) 明和町における居住誘導区域の設定方針

1) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定

都市機能や居住が集積している都市の都市拠点及び生活拠点並びにその周辺区域として、**即地的評価点数(100mメッシュ単位)が連続して9点以上となる範囲を、居住誘導区域に含めるよう設定**します。また、既に良好な住宅地の形成が図られていることから、特定用途制限地域の**居住環境地区**も含めます。

2) 居住誘導区域から除く区域の設定

居住誘導区域から除く区域として、農用地や土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等の災害警戒区域等を除きます。また、史跡斎宮跡の内、第一種保存地区及び第二種保存地区は公有化対象地となっていることから、居住誘導区域に含まないとされている区域として扱います。ただし、第三種保存地区及び第四種保存地区は、史跡を保存しながら、住宅の建替えや環境整備の現状変更を認め、地域住民の生活を尊重していく区域であることから、居住誘導区域に含めることとします。

3) 状況に応じて定めるまたは除く区域の設定

上記に加えて、関連施策で反映させる区域や、地域特性、地域周辺との総合的なバランスを考慮し、居住誘導区域へ定めるか、もしくは除くかを判定します。

■居住誘導区域の設定方針のフロー

1 | 定める

- 即地的評価点数(100mメッシュ単位)が連続して9点以上の範囲
- 都市機能の利用圏として一体的である居住環境地区

2 | 除く

- 農用地区域
- 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
- 津波災害警戒区域
- 洪水浸水想定区域
(浸水深が0.5mより大きい区域)
- 史跡斎宮跡(第一種保存地区、第二種保存地区)

3 | 定める

または
除く

- 関連分野の施策等の反映
- 地域特性及び地域周辺との総合的なバランス
(現状整理の結果、即地的評価の結果等)

4) 居住誘導区域の設定

① 居住誘導区域の設定方針のフロー-1

前項の居住誘導区域の設定方針のフロー-1 に従い、即地的評価点数(100m メッシュ単位)が連続して9 点以上となる範囲、ならびに都市機能の利用圏として一体的である居住環境地区を、地形や隣接メッシュとの関連などを踏まえつつ、居住誘導区域として定めます。

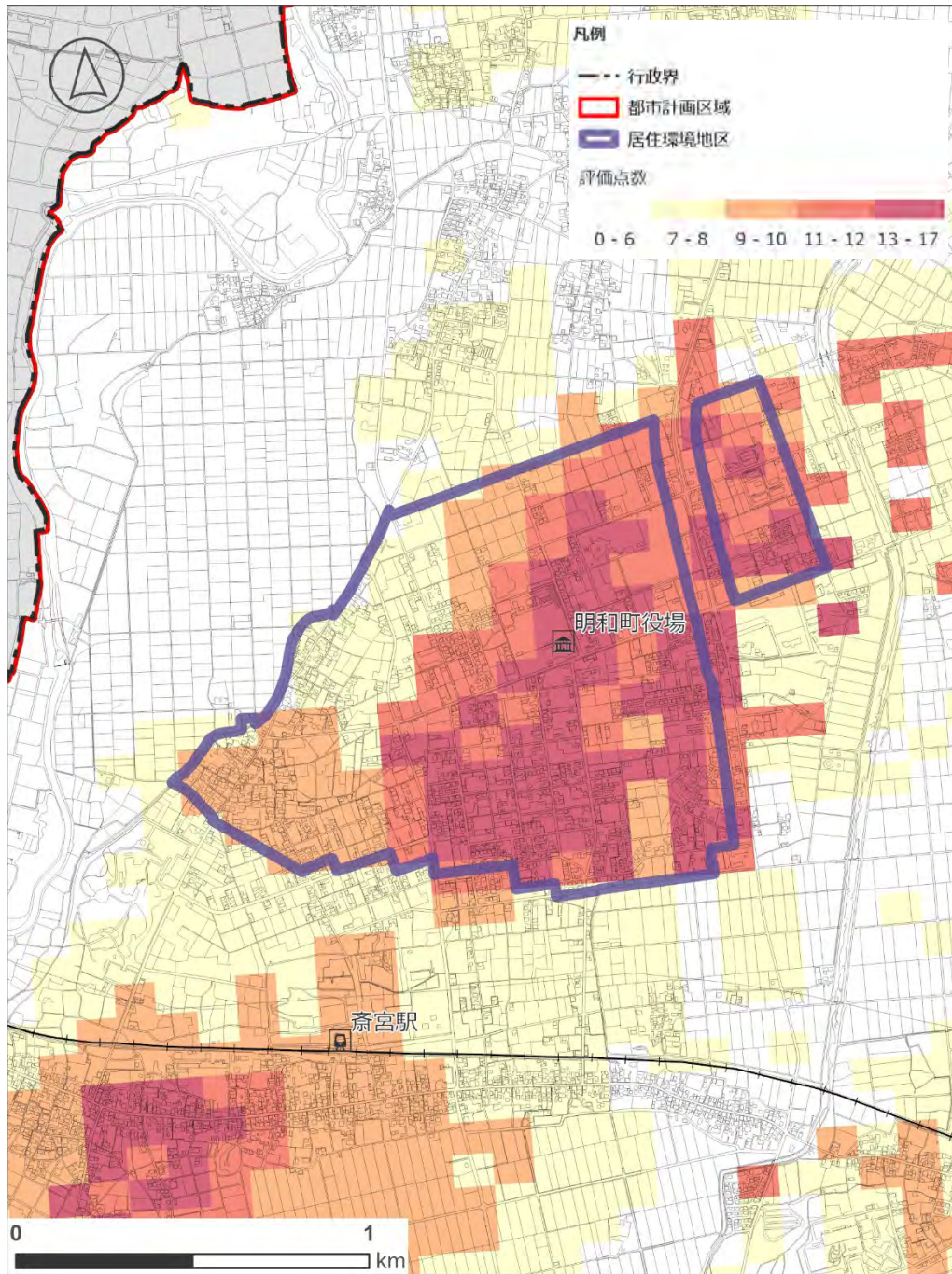


図 5-1 居住誘導区域の設定(明和町役場周辺)

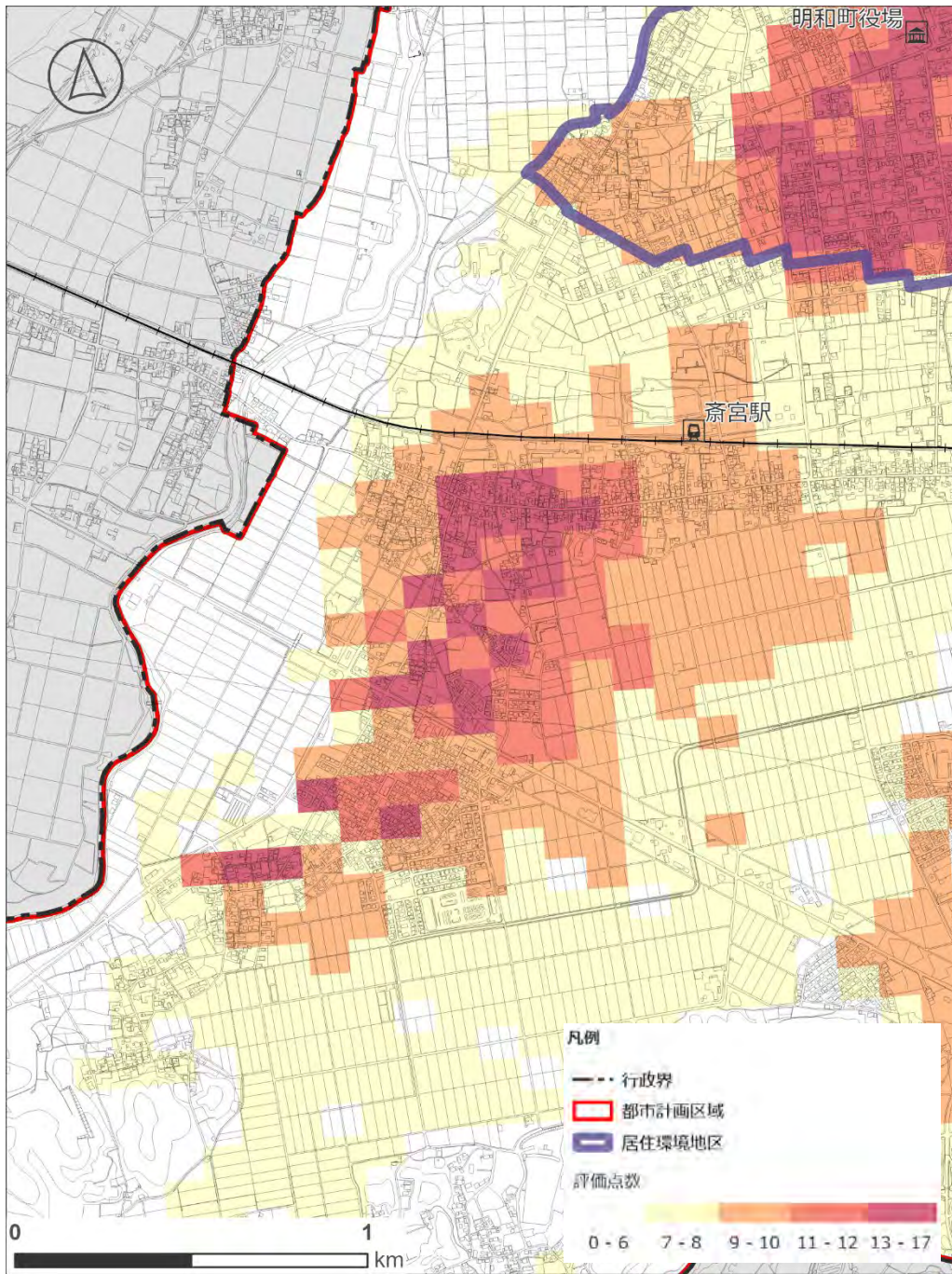


图 5-2 居住誘導区域の設定(齋宮駅、金剛坂周辺)

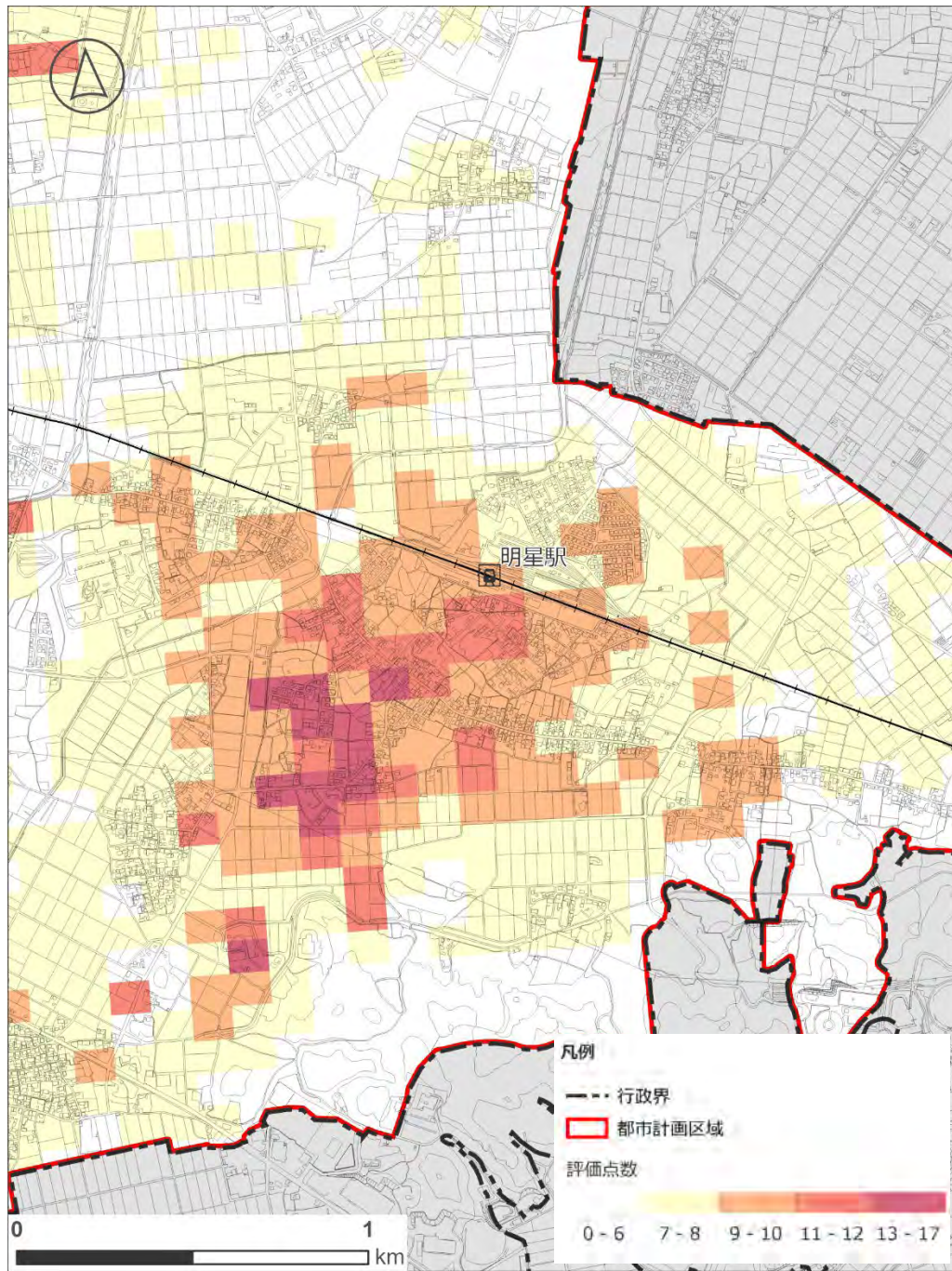


図 5-3 居住誘導区域の設定(明星駅周辺)

② 居住誘導区域の設定方針のフロー-2

居住誘導区域から除く区域として、農用地や土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等の災害警戒区域等を除きます。また、史跡齋宮跡は、居住誘導区域に含まないとされている区域として扱います。

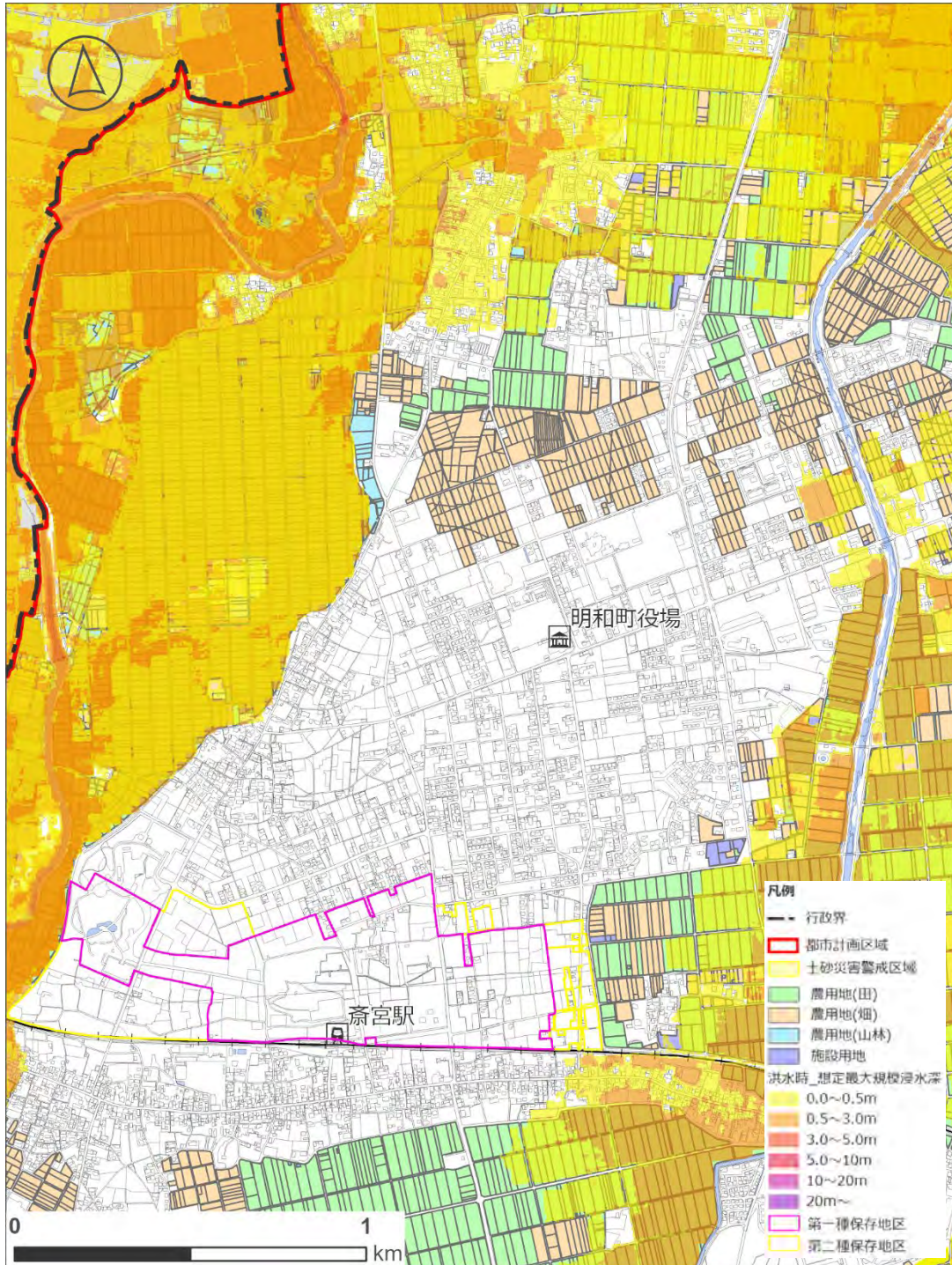


図 5-4 居住誘導区域の設定(明和町役場周辺)

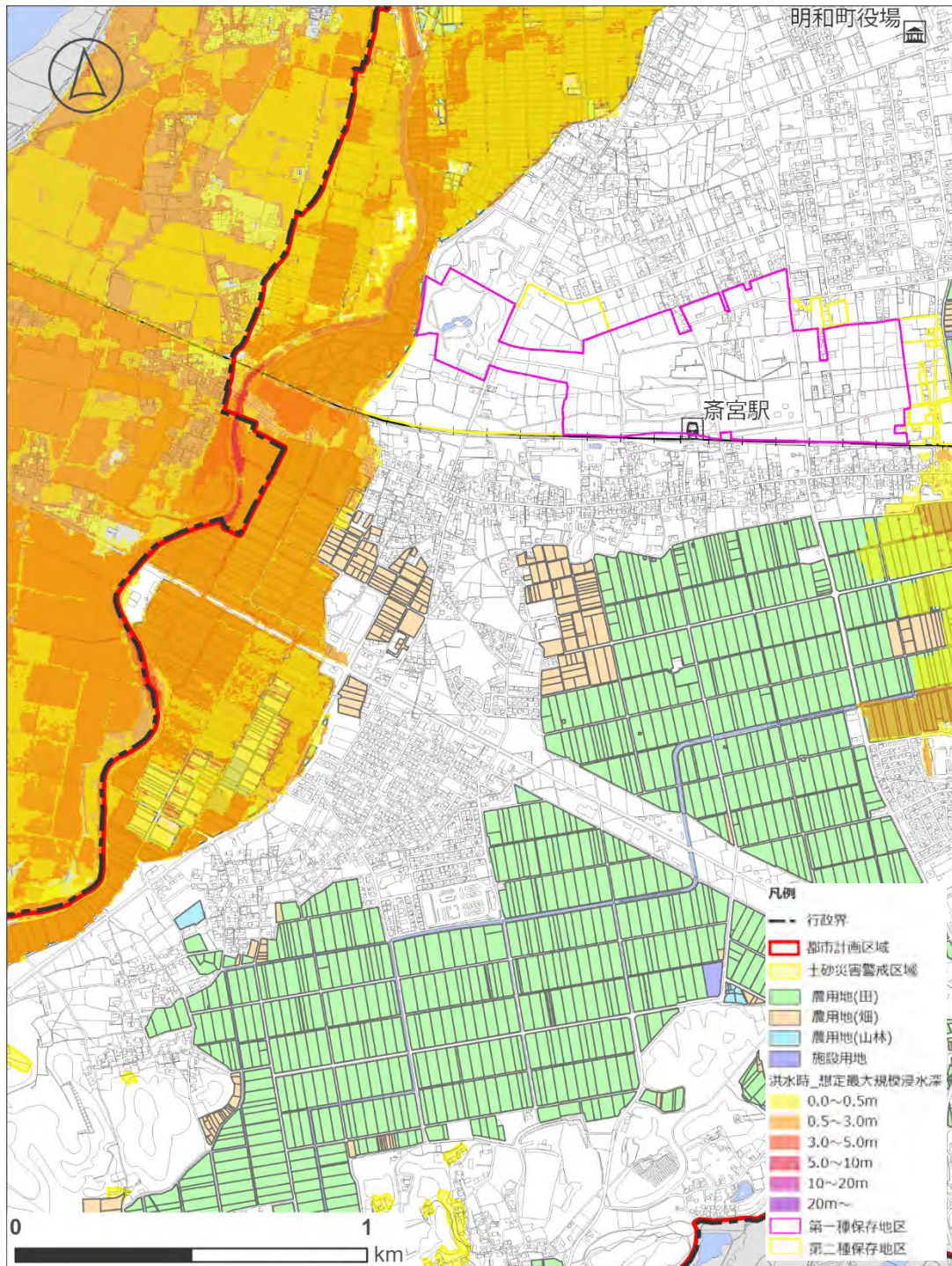


图 5-5 居住誘導区域の設定(斎宮駅、金剛坂周辺)

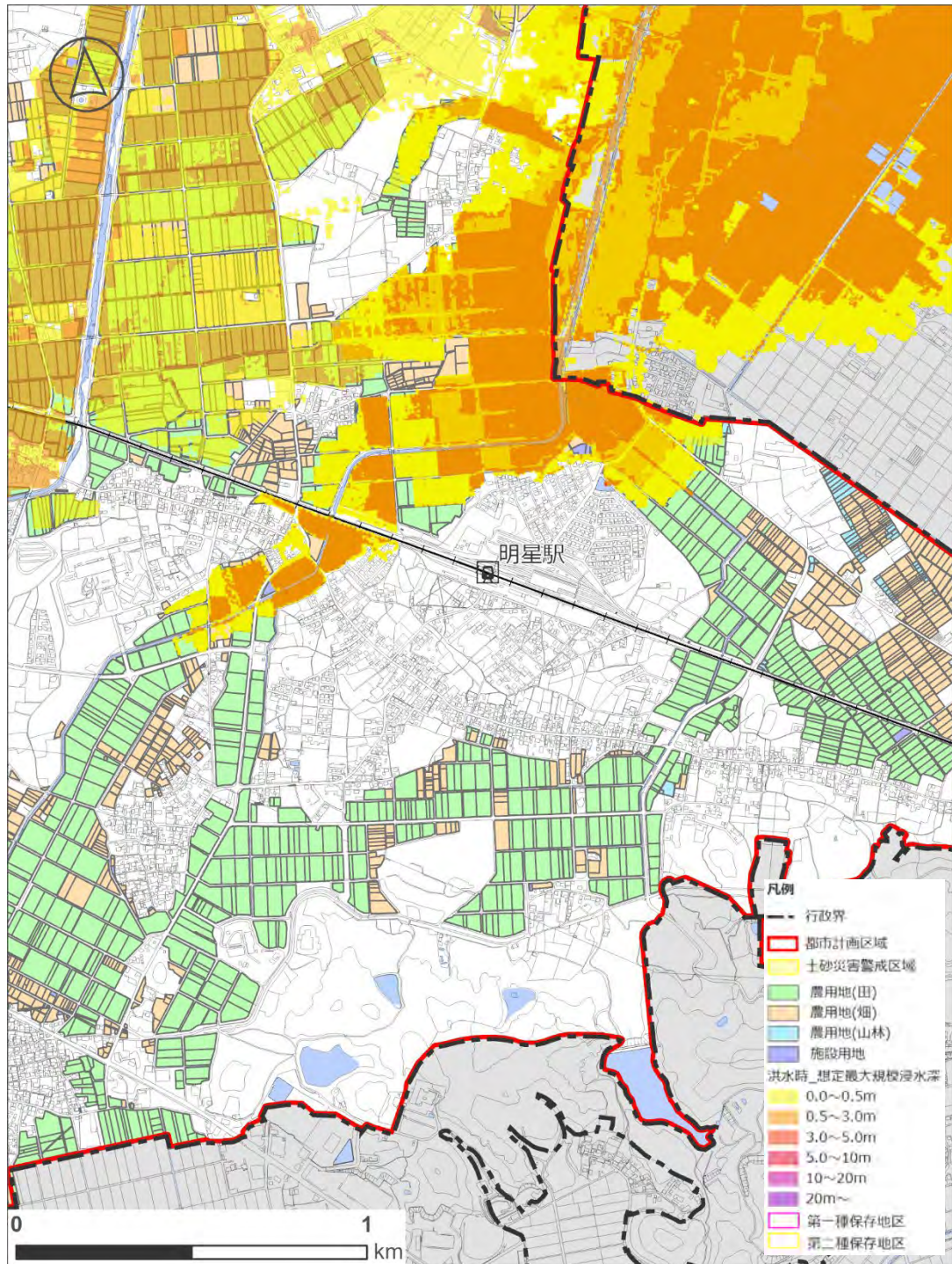


図 5-6 居住誘導区域の設定(明星駅周辺)

(3) 居住誘導区域の範囲

居住誘導区域の設定方針を踏まえ、以下の通り居住誘導区域を設定します。

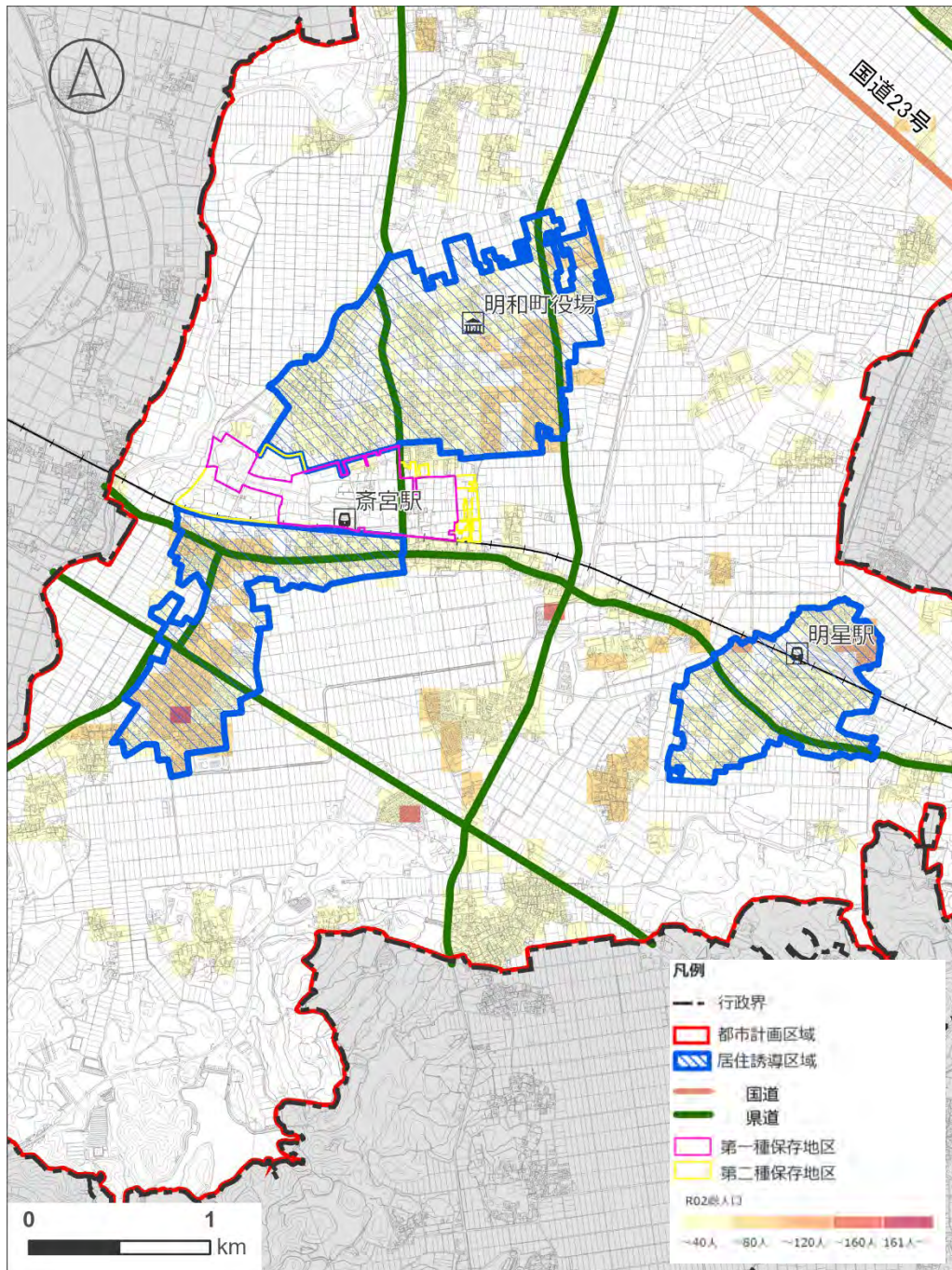


図 5-7 居住誘導区域の設定(全体)

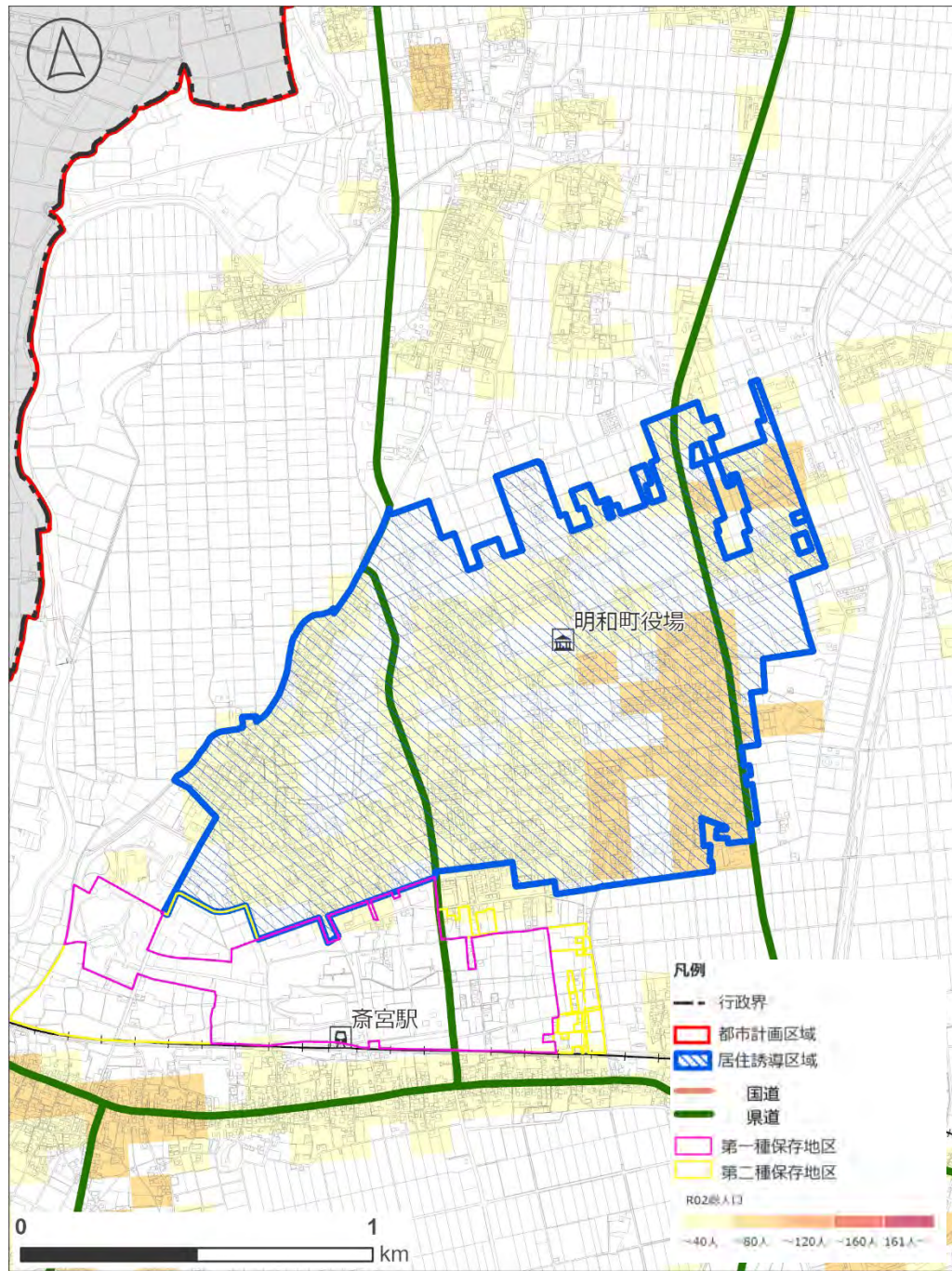


図 5-8 居住誘導区域の設定(明和町役場周辺)

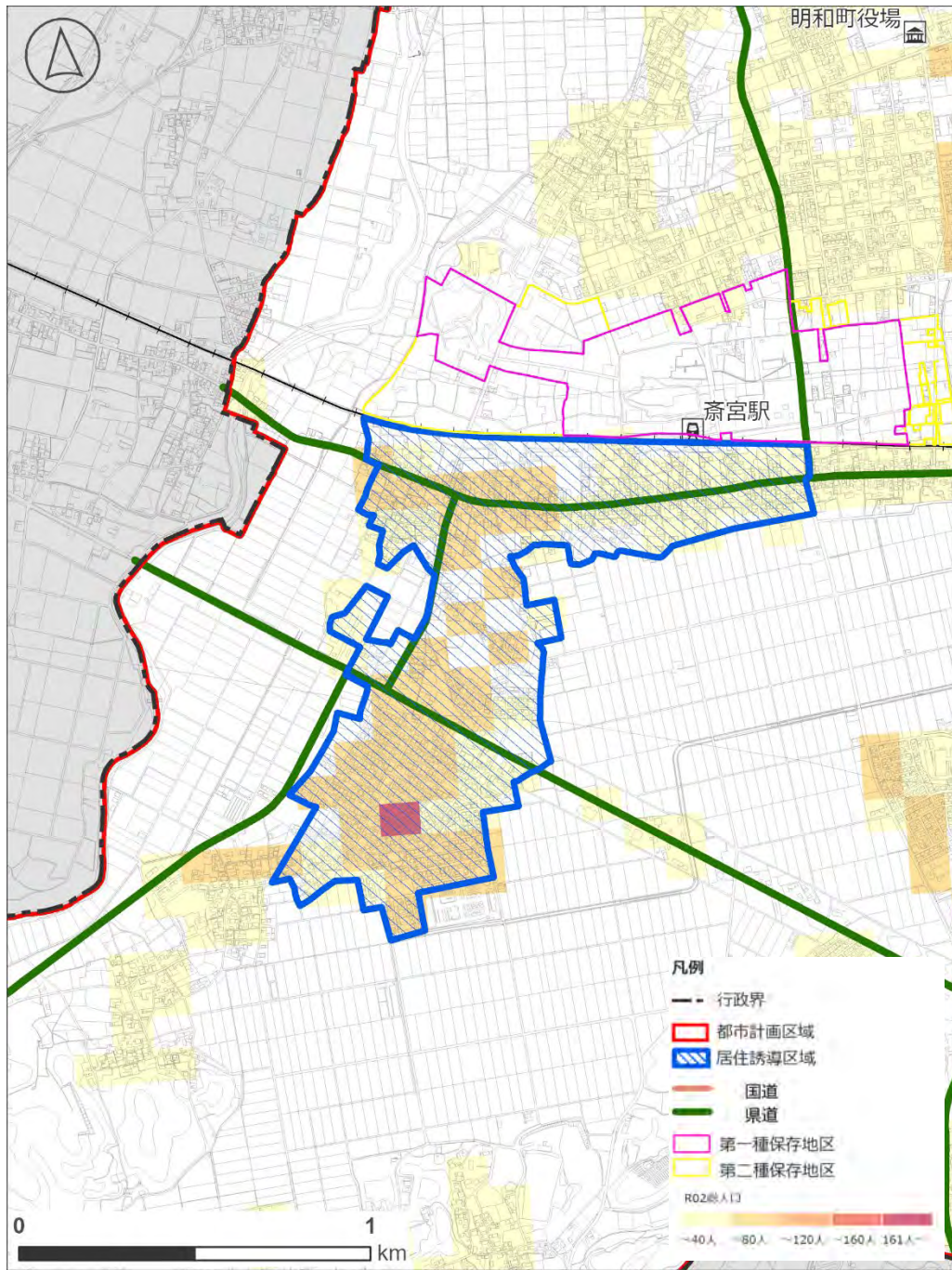


図 5-9 居住誘導区域の設定(齋宮駅、金剛坂周辺)

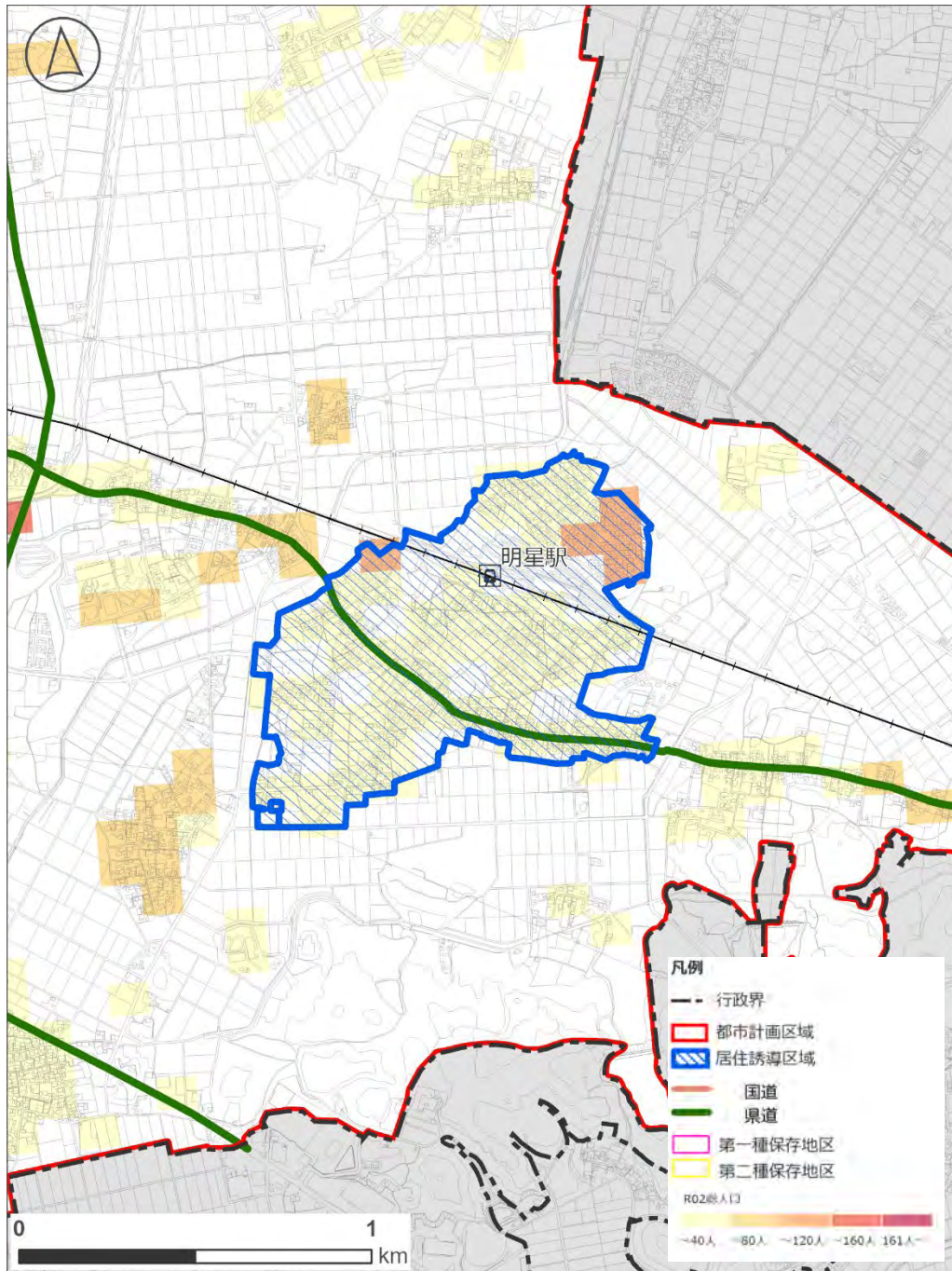


図 5-10 居住誘導区域の設定(明星駅周辺)

5-2. 都市機能誘導区域及び誘導施設

(1) 都市機能誘導区域設定の一般的な考え方

都市機能誘導区域は、都市再生特別措置法において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の都市拠点や生活拠点に集約することにより、各サービスの効率的な提供を図る地域です。

都市機能の充足による居住誘導区域への誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住居及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、原則として、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定することとなります。

また、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な区域数を定め、徒歩や自転車等により都市機能誘導区域へ容易に移動できる範囲で区域設定することが、望ましいと考えられています。

1) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

以下に、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域を示します。

- 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等
- 都市の拠点となるべき区域

2) 農業振興地域の扱い

農業振興地域において、都市機能誘導区域を指定する際は、当該区域内における営農条件及び農村の生活環境の向上のための計画及び事業に悪影響を及ぼさないよう、町の都市計画担当部局と農業振興担当部局とで必要に応じて協議するとされています。

(2) 明和町における都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域の内容を踏まえ、明和町では、都市機能誘導区域を明和町役場周辺、斎宮駅・金剛坂周辺、明星駅周辺の居住誘導区域内に設定します。また居住誘導区域には設定されていませんが、斎宮駅北側の史跡斎宮跡及び大型商業施設で明和町内全域からの利用が想定されるイオンモール明和周辺を含めた4地域を設定しました。

(3) 誘導施設の一般的な考え方

誘導施設は、都市再生特別措置法において、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能誘導施設を設定するものです。また、都市機能増進施設でも町全域をカバーする施設や多くの利用者が想定される施設については、都市拠点に集約を図る必要がありますが、日常的な利用が想定され、町内の生活拠点に分散配置することで、生活利便性を確保する施設も考えられるため、以下の拠点集約に該当する都市機能増進施設を誘導施設とします。

表 5-1 都市機能増進施設の分類

都市機能	施設分類	定義
行政	町役場	地方自治法第4条1項に規定する施設
福祉・医療	在宅系介護施設	介護保険法第4条第1項に規定する指定居宅サービス事業を行う事業所
	地域包括支援施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
	病院・診療所	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所のうち、内科・外科・整形外科・小児科のいずれかを診療科目としている施設
子育て	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項または第17条第1項に規定する施設
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
	子育て支援施設	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業施設
商業	大規模商業施設	一つの施設内に複数の企業(テナント)が含まれている店舗面積1,500㎡以上の商業施設
	食品スーパー、ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設
	小規模商業施設(コンビニエンスストア等)	飲食料品や日用雑貨などを取り扱う商業施設で、店舗面積30㎡～250㎡
金融	銀行	銀行法第2条に規定する施設
	信用金庫	信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設
教育・文化	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設
	交流施設等	地域間の交流を支える地域振興施設

(4) 明和町における誘導施設の設定方針

明和町都市計画マスタープランにおける各拠点間の位置付けを踏まえ、明和町では誘導施設の設定方針を以下のように定めます。

表 5-2 誘導施設の設定方針

拠点	拠点の位置付け	誘導施設の方針
都市拠点	行政機能や商業・業務機能、教育機能、医療機能などの多様な都市機能が集積し、町民の生活の中心となる場所	町内全体からの利用が見込まれ、中心部に立地することが望ましい施設を誘導
生活拠点	鉄道駅周辺の特徴を活かし、住宅がまとまって立地することで、徒歩でも一定の生活サービスが享受できる暮らしやすい場所	周辺の地域住民を対象に利用されることを想定し、日常生活を送るうえで必要な施設を誘導
商業拠点	町民や周辺都市の人々が利用する商業・業務機能が集積し、町内外の生活サービスの中心的な役割を担う場所	町内全体だけでなく、近隣自治体からの利用が見込まれ、商業の中心的な役割を果たす施設を誘導

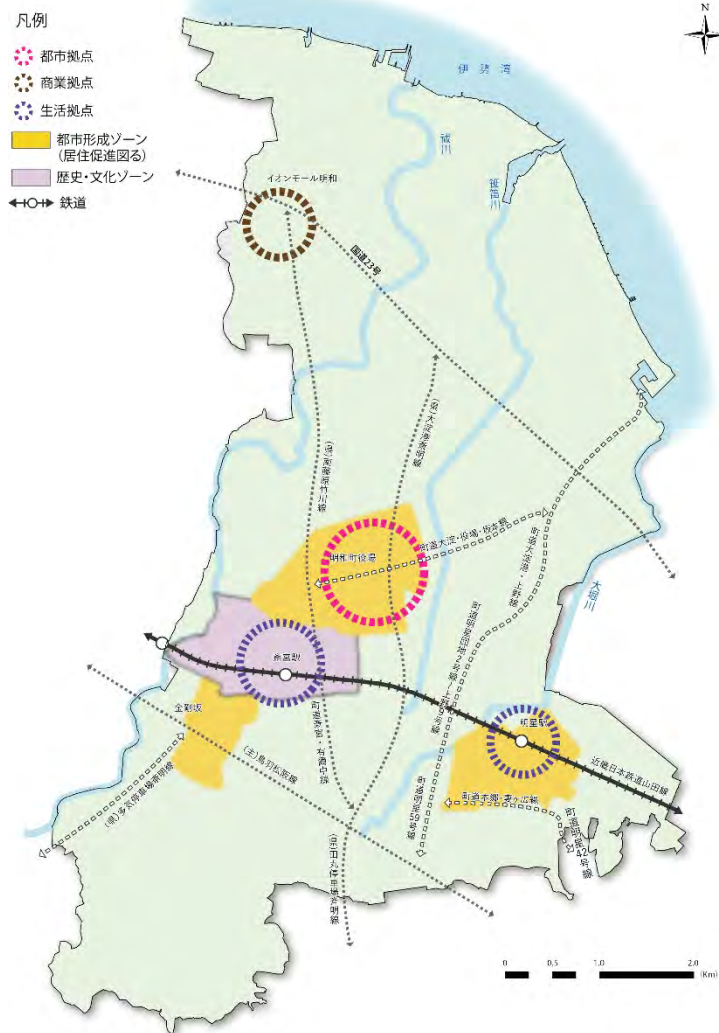


図 5-11 明和町立地適正化計画における都市構造

(5) 誘導施設の設定

誘導施設の設定方針に基づき、各拠点の誘導施設を以下のように設定します。

表 5-3 誘導施設の設定

都市機能	施設名	拠点			
		都市拠点 ①明和町役場 周辺	生活拠点 ②斎宮駅 金剛坂周辺	生活拠点 ③明星駅周辺	商業拠点 ④イオンモール 明和周辺
行政	明和町役場	●	—	—	—
福祉・医療	在宅系介護施設	●	●	●	—
	地域包括支援施設	●	○	○	—
	病院・診療所	●	●	●	—
子育て	認定こども園	●	●	○	—
	放課後児童クラブ	●	●	●	—
	子育て支援施設	●	●	○	—
商業	大規模商業施設 (店舗面積 1,500m ² を超えるもの)	—	—	—	●
	食品スーパー ドラッグストア (店舗面積 1,000 m ² を超えるもの)	● ※用途により面積 の上限設定	● ※幹線沿道地区 のみ	—	●
	小規模商業施設 (店舗面積 100 m ² を超え、500 m ² 以下)	●	●	○	—
	宿泊施設	—	○	—	—
金融	銀行・信用金庫・郵便局 (窓口機能がある店舗のみ)	●	●	●	—
教育・文化	図書館	●	—	—	—
	交流施設等	—	—	—	○

- ※●：既に都市機能誘導区域内に立地済みで維持する施設
- ：都市機能誘導区域内に立地していないため誘導する施設
- ：現段階で都市機能誘導区域への誘導は行わない施設

(6) 都市機能誘導区域の範囲

既存の誘導施設の立地状況や鉄道駅の位置を踏まえて、居住誘導区域内に都市機能誘導区域を設定します。

1) 都市拠点の設定【明和町役場周辺】

居住誘導区域のうち、既存の都市施設を含むエリアと、特定用途制限地域が幹線沿道地域のエリアを都市機能誘導区域として設定します。

表 5-4 都市拠点の都市機能一覧

都市機能	施設名	都市拠点 ①明和町役場周辺
行政	明和町役場	●
福祉・医療	在宅系介護施設	●
	地域包括支援施設	●
	病院・診療所	●
子育て	認定こども園	●
	放課後児童クラブ	●
	子育て支援施設	●
商業	食品スーパー、ドラッグストア【幹線沿道地区】 (店舗面積 1,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下のもの)	●
	食品スーパー、ドラッグストア【居住環境地区】 (店舗面積 1,000 m ² を超え、1,500 m ² 以下のもの)	○
	小規模商業施設 (店舗面積 100 m ² を超え、1,000 m ² 以下のもの)	●
金融	銀行・信用金庫・郵便局	●
教育・文化	図書館	●

※●：既に都市機能誘導区域内に立地済みで維持する施設

○：都市機能誘導区域内に立地していないため誘導する施設

2) 生活拠点の設定【斎宮駅・金剛坂周辺】

居住誘導区域のうち、斎宮駅から1km圏内（概ね徒歩15分圏内）かつ都市施設を含むエリア、または特定用途制限地域が幹線沿道地区を都市機能誘導区域として設定します。

なお、斎宮駅北側の第一種保存地区及び第二種保存地区は、建造物の設置が厳しく制限される点を踏まえ、都市機能誘導区域のみの設定とします。

表5-5 生活拠点(②斎宮駅・金剛坂周辺)の都市機能一覧

都市機能	施設名	生活拠点 ②斎宮駅・金剛坂周辺
福祉・医療	在宅系介護施設	●
	地域包括支援施設	○
	病院・診療所	●
子育て	認定こども園	●
	放課後児童クラブ	●
	子育て支援施設	●
商業	食品スーパー、ドラッグストア【幹線沿道地区】 (店舗面積1,000㎡を超えるもの)	●
	小規模商業施設【上記以外の地区】 (店舗面積100㎡を超え、500㎡以下のもの)	●
	宿泊施設	○
金融	銀行・信用金庫・郵便局	●

※●：既に都市機能誘導区域内に立地済みで維持する施設

○：都市機能誘導区域内に立地していないため誘導する施設

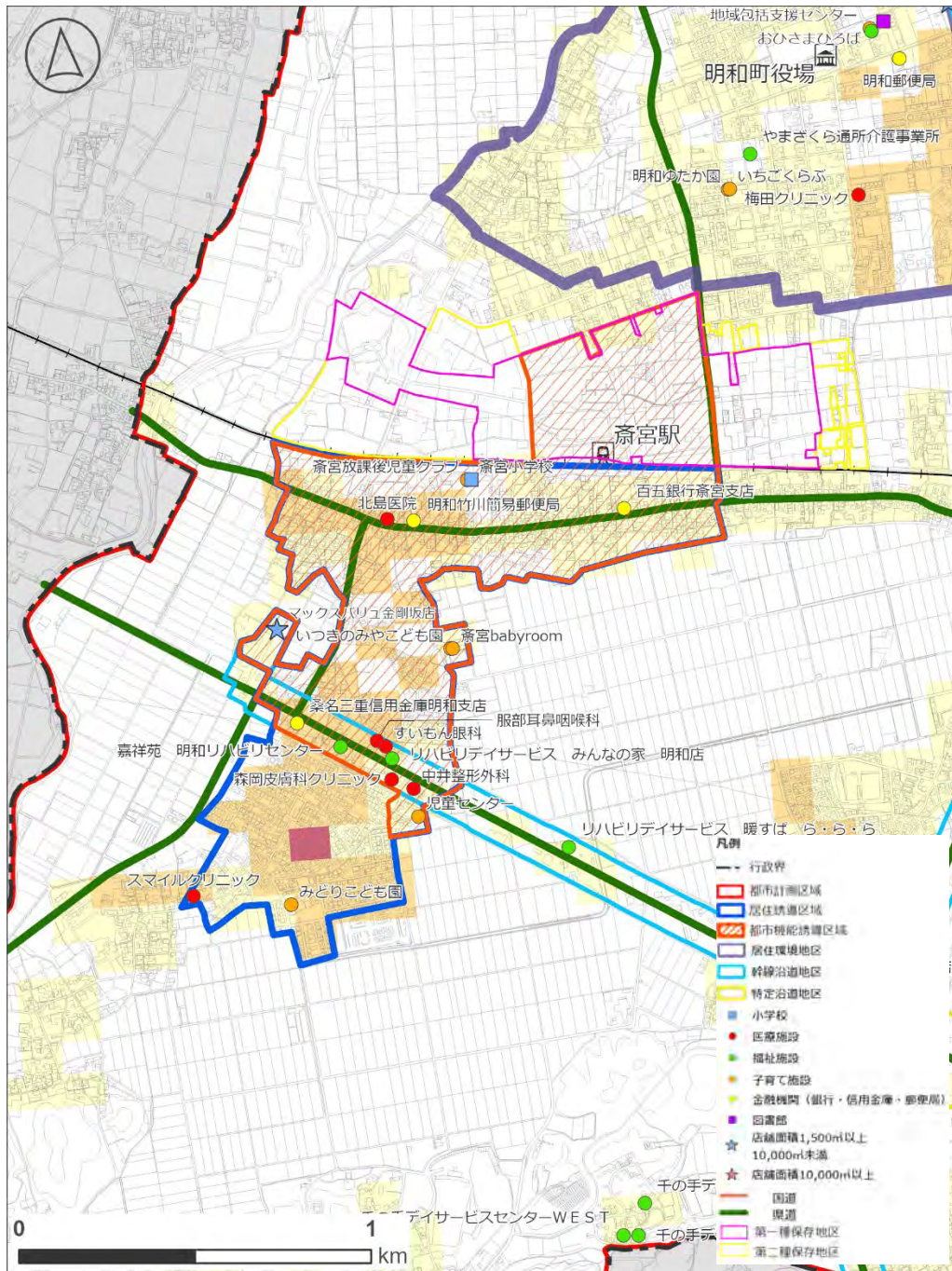


図 5-13 都市機能誘導区域(斎宮駅・金剛坂周辺)

3) 生活拠点の設定【明星駅周辺】

居住誘導区域のうち、明星駅から1km圏内（概ね徒歩15分圏内）かつ2本の町道(町道明星59号線、町道本郷・妻ヶ広線)に近いエリアと、伊勢街道沿いを都市機能誘導区域として設定します。

表 5-6 生活拠点(③明星駅周辺)の都市機能一覧

都市機能	施設名	生活拠点 ③明星駅周辺
福祉・医療	在宅系介護施設	●
	地域包括支援施設	○
	病院・診療所	●
子育て	認定こども園	○
	放課後児童クラブ	●
	子育て支援施設	○
商業	小規模商業施設 (店舗面積 100 m ² を超え、500 m ² 以下のもの)	○
金融	銀行・信用金庫・郵便局	●

※●：既に都市機能誘導区域内に立地済みで維持する施設

○：都市機能誘導区域内に立地していないため誘導する施設

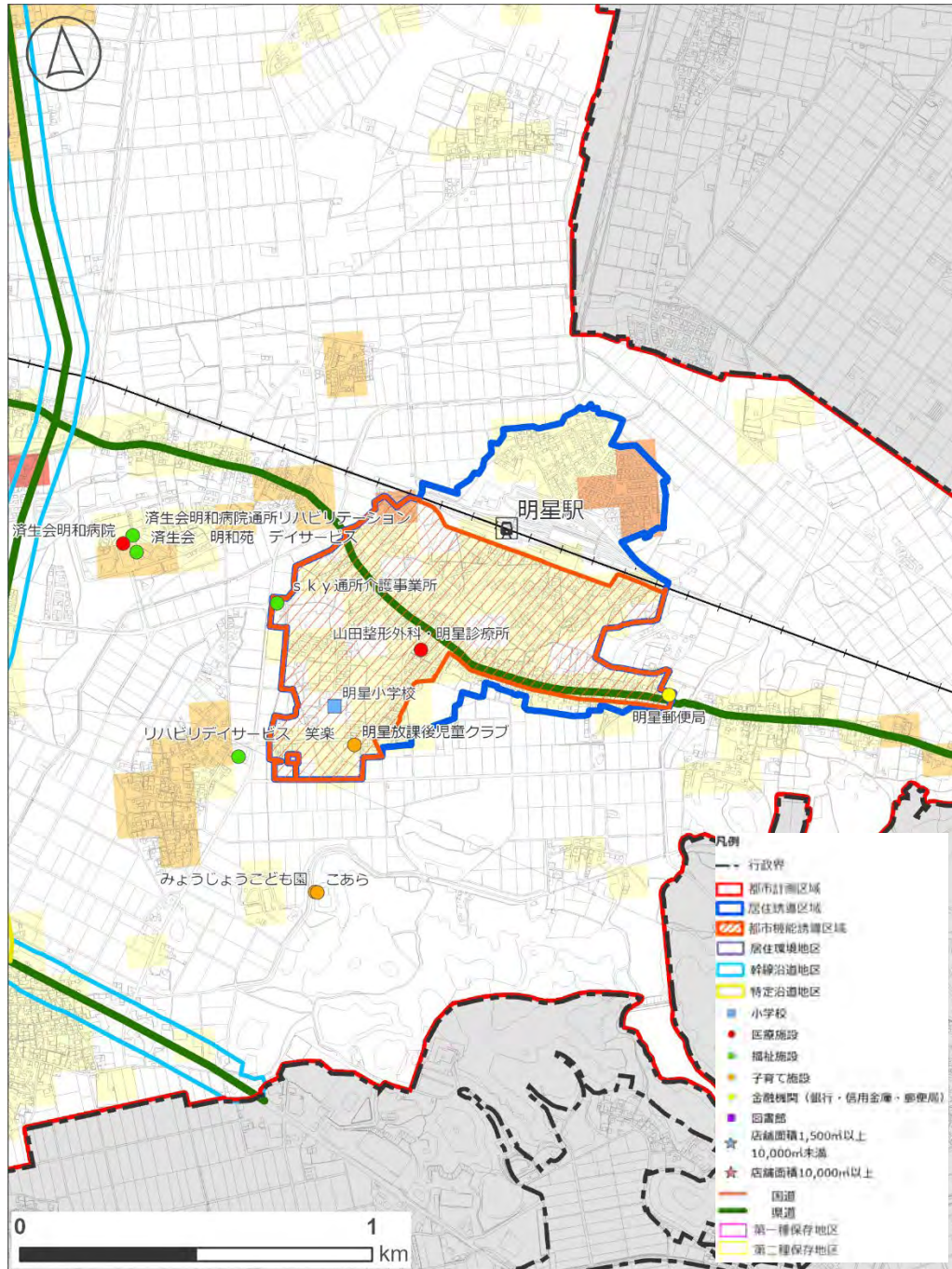


図 5-14 都市機能誘導区域(明星駅周辺)

4) 商業拠点の設定【イオンモール明和周辺】

商業拠点として位置づけるイオンモール明和周辺においては、特定用途制限地域の特定沿道地区かつ農用地でないエリアを都市機能誘導区域として設定します。

表 5-7 商業拠点(④イオンモール明和周辺)の都市機能一覧

都市機能	施設名	商業拠点 ④イオンモール明和周辺
商業	大規模商業施設 (店舗面積 1,500 m ² を超えるもの)	●
	食品スーパー、ドラッグストア (店舗面積 1,000 m ² を超えるもの)	●
教育・文化	交流施設等	○

※●：既に都市機能誘導区域内に立地済みで維持する施設

○：都市機能誘導区域内に立地していないため誘導する施設

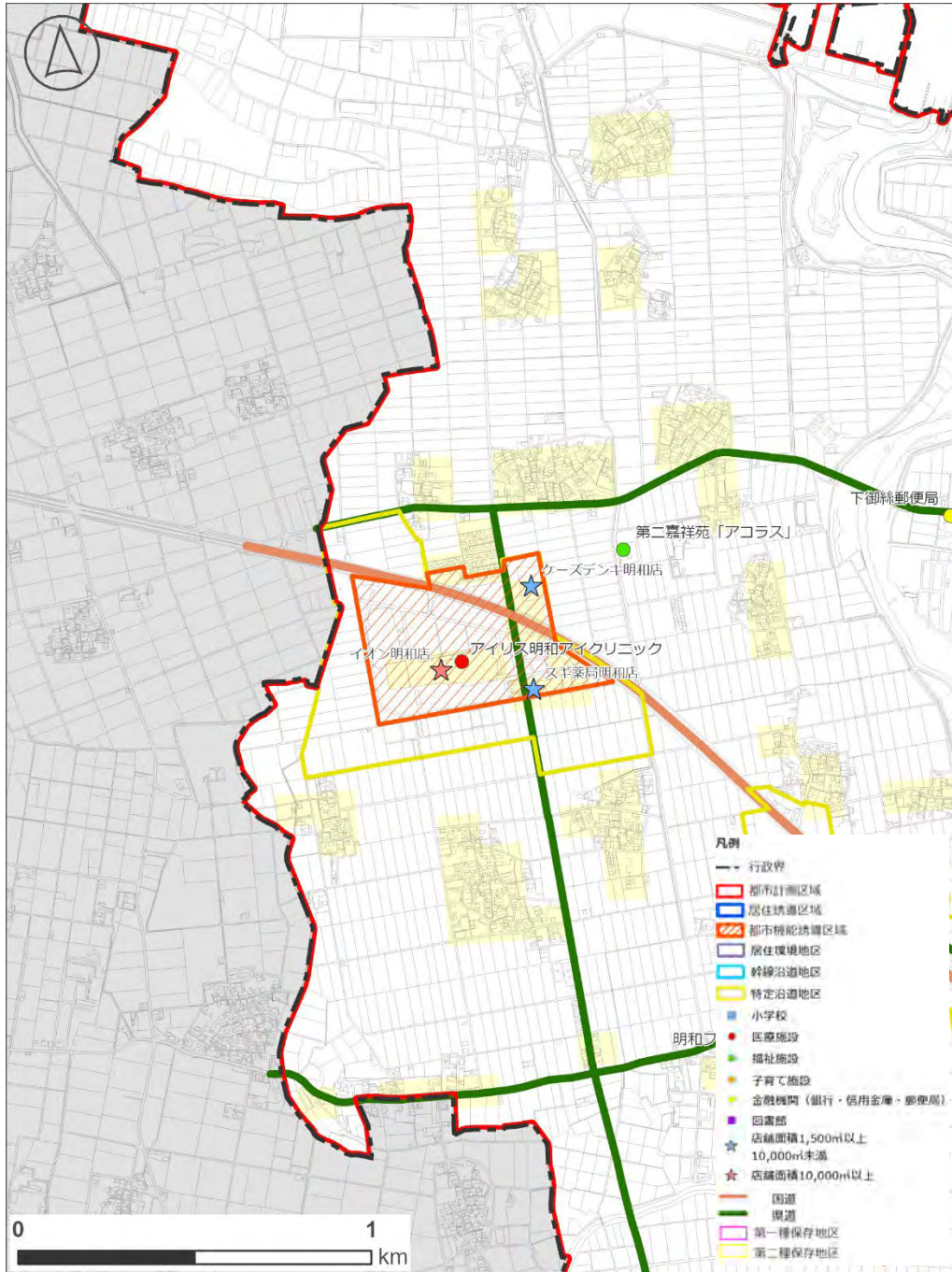


図 5-15 都市機能誘導区域(イオンモール明和周辺)

第6章 誘導施策

6-1. 居住誘導のための施策

(1) 移住・定住促進の施策

町役場周辺の都市拠点及び鉄道駅周辺の生活拠点への居住誘導を図るため、空き家の利活用促進をはじめとする移住・定住促進の施策を実施します。具体的には、特に若者や子育て世代を主な対象として、以下の施策を推進します。

- 移住・定住イベントやホームページ、SNS、その他の広報媒体を通じた情報発信
- WEB などオンラインでの移住相談が可能となるような環境整備
- 空き家改修・再生費用の助成

また、高齢者が安心して都市拠点や生活拠点に住み続けられるように、バリアフリーをはじめとする住環境の改善に努めます。

6-2. 都市機能誘導のための施策

(1) 施設集約化等の施策

町役場周辺の都市拠点においては、老朽化した町役場の建替えを検討します。建て替えに合わせ、図書館、公民館、保健福祉センター等の機能集約を検討します。そして、令和 8(2026)年の明和北小学校開校及びささふえこども園の開園に合わせ、子育て支援施設の集約化及び子ども家庭総合支援拠点のさらなる充実を図ります。また、地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティスクールの導入を推進します。

鉄道駅周辺の生活拠点においても、都市拠点と同様に、コンビニエンスストア等の商業施設や店舗の誘致ならびに子育て支援施設の誘致及び集約化を推進します。

また、高齢者が安心して適切な医療サービスを受けることができる、かかりつけ医の定着を図ります。

(2) 交流促進の施策

イオンモール明和周辺の商業拠点においては、近隣市町に続く幹線道路である国道 23 号沿いに立地することから、町内外の交流拠点としての機能や、また災害の状況によっては広域の防災拠点となりうることも期待されるエリアになります。これら機能の維持・強化をしていくため、当該商業拠点の活性化を促進します。

(3) 史跡斎宮跡活性化の施策

生活拠点の内、斎宮駅周辺においては、住民にとっても観光客にとっても魅力ある地域とします。

地域住民向けの施策として、発掘調査時の各種支援を検討します。地域住民の歴史的景観保全の機運を高めるため、住民による自発的な啓発活動の促進や景観条例の制定を検討します。

また、観光客向けの施策として、史跡斎宮跡や伊勢街道をはじめとする歴史的景観の保全、景観を阻害する建造物の除去、店舗や宿泊施設の誘致、町内の史跡の回遊性向上を図ります。

6-3. 社会基盤整備のための施策

(1) 生活環境整備の施策

生活環境整備に関する施策として、町役場周辺の都市拠点における通学路整備や自動車の速度抑制などの交通安全対策を推進します。

排水環境向上を目的として、下水道と公共浄化槽の一体的な整備・管理を図ります。また、雨水排水の方針に基づき、排水計画の検討を行い、対策を推進します。

なお、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定に合わせ、特定用途制限地域の見直しを実施します。

(2) 公共交通の施策

町民バスについては、乗降者数の多い停留所を残しながら、「拠点間移動」と「沿岸部の通勤・通学」を目的とした2路線に集約し、令和8(2026)年4月に路線及びダイヤの改定を実施します。今後は利用客のデータや需要調査を実施しながら、人口流動の実態に併せて適正な再編を検討します。

特に町内の移動については、高齢者や未成年の移動の手段の確保が重要となることから、定時定路線の町民バスに加えて、デマンド型交通サービス（チョイソコめいひめ）の普及・拡大を図ります。

6-4. 誘導区域外の施策

居住誘導区域や都市機能誘導区域の区域外についても、まちづくりの方針に合わせ、地域活性化や生活の質の向上を図るための施策を実施します。

(1) 跡地利用

令和8年3月をもって閉校または閉園となる施設に加え、既に閉校または閉園となった施設の跡地の有効活用を図り、地域の活性化へつなげます。

【事例】旧修正小学校校舎を活用した修正集学校

「おかえり集学校プロジェクト」とは、全国各地の廃校を活用して再び人々の集う場所を目指すと共に、IT機器を役立てて地域の方々の暮らしを豊かにしたいという思いのもと始動したIT交流施設のプロジェクトです。

明和町でも、令和5年3月に閉校となった修正小学校の校舎及び体育館を民間事業者に貸与し、IT交流施設「修正集学校」として跡地利活用事業を実施していただいています。



(2) 移動手段確保

日常生活における移動手段確保のため、とりわけ誘導区域外における公共交通施策については、デマンド型交通サービス（チョイスコめいひめ）を最重要施策と位置付け、住民の意向調査等を踏まえながら、交通利便性の向上・確保に努めます。

(3) コミュニティ活動の支援

誘導区域外においても充実したコミュニティ活動が行えるよう、自治会活動への支援を行います。また、地域と行政がそれぞれの役割を分担しながら地域力を高め、地域住民が自らの責任で主体的に地域の諸課題を踏まえつつ地域づくりが展開できるような「住民自治」に向けた検討を行います。特に、住民による自発的な防災訓練の実施や地域と共同で実施する防災学習プログラムを推進します。

6-5. 届出制度

(1) 居住誘導区域に関する届出・勧告

居住誘導区域外での一定規模以上の住宅開発の動きを届出制度の運用により把握し、事業者に対し情報提供や必要に応じて開発区域の変更等の調整を図ることで、居住エリアの拡散を抑制します。

本計画による居住の誘導は、強制力を伴ったり、規制的手法によって移転を促したりするものではなく、長い時間をかけてゆっくりと居住誘導区域内へ居住を誘導するものです。

表 6-1 居住誘導区域に関する届出の対象

開発行為	建築行為等
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも	② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）
③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）	③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

出典：立地適正化計画の手引き

■届出の対象例

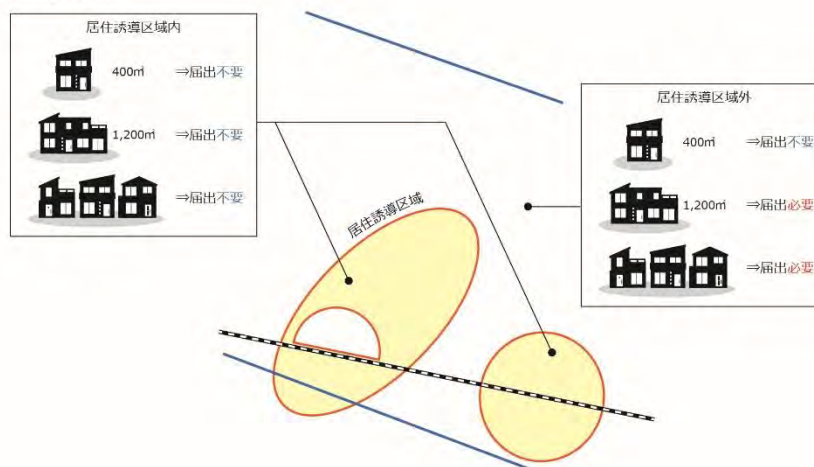


図 6-1 届出の対象例

(2) 都市機能誘導区域に関する届出・勧告

都市機能誘導区域外での誘導施設の整備の動きを届出制度の運用により把握し、事業者に対し情報提供や必要に応じて開発区域の変更等の調整を図ることで、誘導施設の拡散を抑制します。

また、誘導施設を休廃止する場合においても、既存建物・設備の有効活用等、機能維持のために誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者を誘致するなどの対応機会を確保するため、届出を行う必要があります。

本計画による都市機能の誘導は、強制力を伴ったり、規制的手法によって移転を促したりするのではなく、長い時間をかけてゆっくりと都市機能誘導区域内へ都市機能を誘導するものです。

表 6-2 都市機能誘導区域に関する届出の対象

開発行為	開発行為以外
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■届出の対象例（商業施設を誘導施設としている場合） 出典：立地適正化計画の手引き

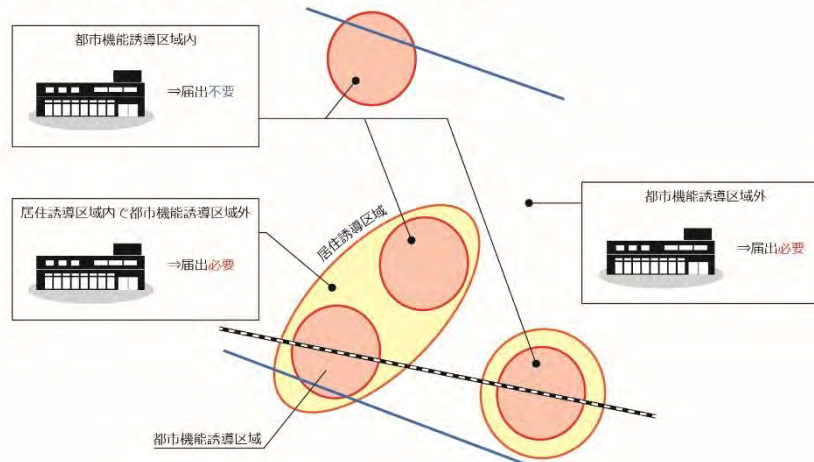


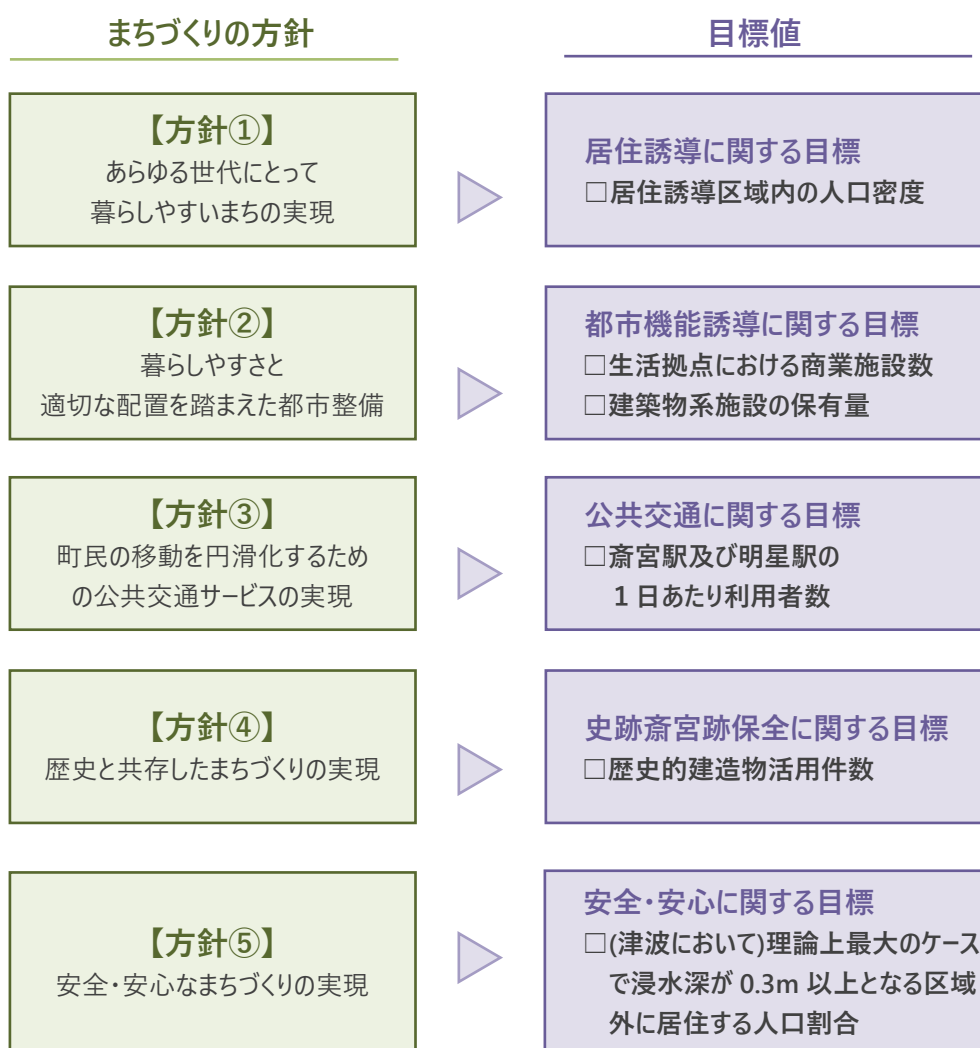
図 6-2 届出の対象例（商業施設を誘導施設としている場合）

第7章 計画の実現に向けて

7-1. 計画達成の目標

(1) まちづくりの方針と目標値の関係

本計画を効率的かつ効果的に実行するため、まちづくりの方針に基づき、定量的な目標値を設定します。また、その目標値の達成により、まちづくりの方針の実現を目指します。



7-2. 目標値の設定

(1) 居住誘導に関する目標値

都市拠点、生活拠点での居住環境の維持と居住の誘導を推進するため、居住誘導区域の人口密度を目標値として設定します。

将来推計によると、各年代において、居住誘導区域の人口密度は、人口集中地区の目安である40人/haを下回る約24人/haとなっております。今後、津波浸水区域内の町民の居住を誘導できる余地を踏まえて、20年後の令和27(2045)年の目標値を30人/haとします。

目標値の達成に向けて、都市施設の集約による居住環境の維持や、空き家等の活用、災害ハザードエリアから居住する町民の誘導等を行います。

表 7-1 居住誘導区域における推計人口密度

拠点	面積 (ha)	居住誘導区域における推計人口密度(人/ha) (カッコ内は、推計人口)			
		参考 令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
都市拠点 (①明和町役場周辺)	161.8	23.1 (3,743人)	27.5 (4,445人)	30.8 (4,992人)	33.6 (5,431人)
生活拠点【文化・歴史】 (②斎宮駅・金剛坂周辺)	89.2	29.0 (2,857人)	25.3 (2,258人)	21.1 (1,880人)	16.7 (1,492人)
生活拠点 (③明星駅周辺)	74.5	26.0 (1,938人)	23.6 (1,759人)	20.9 (1,560人)	18.7 (1,391人)
全域	325.5	25.4 (8,268人)	26.0 (8,461人)	25.9 (8,432人)	25.5 (8,314人)

表 7-2 居住誘導における目標値

拠点	面積 (ha)	居住誘導区域における人口密度(人/ha) (カッコ内は、人口)			
		参考 令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
全域	325.5	25.4 (8,268人)	26.0 (8,461人)	28.0 (9,114人)	30.0 (9,765人)

(2) 都市機能誘導に関する目標値

生活拠点（鉄道駅周辺）での都市機能増進を図るためには、日用品を販売する商業施設の誘導が必要不可欠です。

この点を踏まえ、生活拠点における商業施設の数を目標値として設定します。公共建築物の建替えや集約化を計画的に進めていく点を踏まえ、明和町の建築物系施設の保有量（面積）を数値目標として設定します。

表 7-3 都市機能誘導における目標値

項目	参考 令和 7(2025)年	令和 17 年 (2035 年)	令和 27 年 (2045 年)
生活拠点(斎宮駅周辺・金剛坂) における商業施設数 (面積 100m ² 以上)	2 箇所	4 箇所	5 箇所
生活拠点(明星駅周辺) における商業施設数 (面積 100m ² 以上)	0 箇所	1 箇所	1 箇所
項目	参考 令和 7(2025)年	令和 17 年 (2035 年)	令和 27 年 (2045 年)
建築物系施設の保有量（面積）	95,376m ²	90,000m ²	80,000m ²

(3) 公共交通に関する目標値

明和町地域公共交通計画では、令和 12(2030)年度に斎宮駅及び明星駅の利用者数合計 1,600 人/日を目指すこととしています。この点を踏まえ、両駅の利用者数について、1,600 人/日とすることを計画年次における目標値とします。

目標値の達成に向けて、高校に通う学生の公共交通の利用促進や、高齢者の自家用車から公共交通へ利用を転換してもらえるような取組を実施します。

表 7-4 公共交通における目標値

項目	参考 令和元(2019)年	目標値 令和 12(2030)年	目標値 令和 27(2045)年
斎宮駅及び明星駅の 利用者数合計	1,496 人/日	1,600 人/日	1,600 人/日

(4) 史跡齋宮跡保全に関する目標値

齋宮駅周辺に位置する史跡齋宮跡については、生活拠点としての利便性を高めると同時に、計画的に歴史的建造物の保全を進めることにより、町民にとっては既存建物の有効活用、観光客にとっては歴史的建造物の魅力を高めることで、エリア全体の価値を高めることが期待できます。

この点を踏まえ、史跡齋宮跡の居住誘導区域内における歴史的建造物活用件数を、令和27年度までに5件とすることを目標値とします。

表 7-5 史跡齋宮跡保全における目標値

項目	参考 令和 7(2025)年	目標値 令和 17(2035)年	目標値 令和 27(2045)年
歴史的建造物 活用件数	1件	3件	5件

(5) 安全・安心に関する目標値

町民の安全・安心の確保の観点から、南海トラフなどの巨大地震が発生しても、津波による被災リスクの低い地域に居住を誘導することが重要です。

この点を踏まえ、理論上最大のケースで浸水深が0.3m以上となる区域の範囲外に居住する人口割合を目標値として設定します。

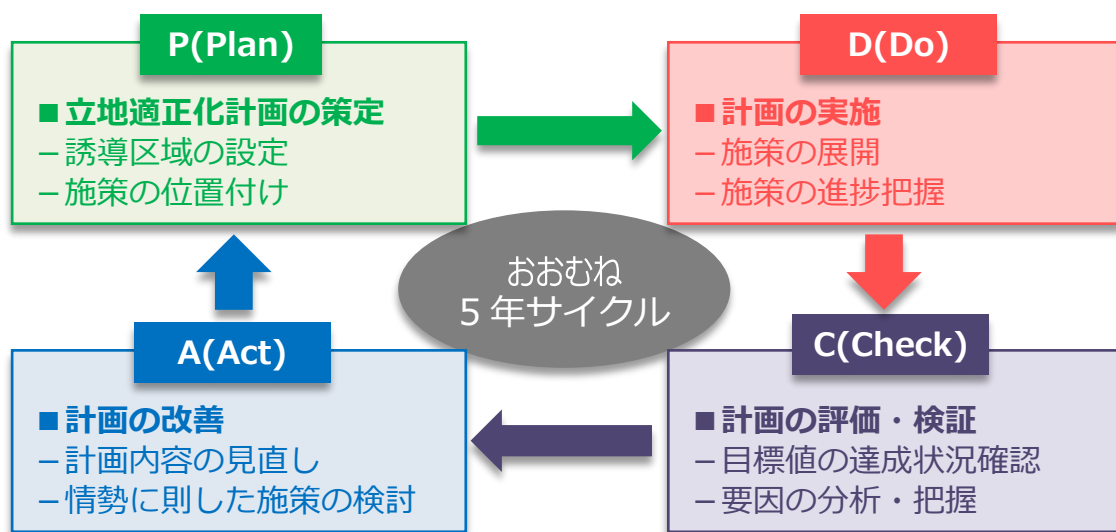
表 7-6 安全・安心における目標値

項目	参考 令和 2(2020)年	目標値 令和 17(2035)年	目標値 令和 27(2045)年
理論上最大のケースで 浸水深が0.3m以上と なる区域外に居住する 人口割合	79.9%	84.0%	88.0%

7-3. 計画の進捗管理

本計画は、20年後の令和27(2045)年度を目標とする長期間の計画です。そのため、本計画の実効性を高めるためには、人口動態や施設の立地状況、社会情勢変化、上位・関連計画の策定状況等に応じて、継続的に計画の評価を行う必要があります。都市再生特別措置法においても、おおむね5年ごとに施策の実施状況について分析及び評価を行うこととされています。

これらの点を踏まえ、本計画では以下のPDCAサイクルの考え方にに基づき、計画策定後、施策の確実な実施と設定した目標値の達成度を踏まえて継続的に計画の評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。



明和町立地適正化計画

令和8年4月発行

三重県 明和町 まちづくり戦略課

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上 945

TEL: 0596-52-7112 / FAX: 0596-52-7133